

第百五十三回国会
衆議院

財務金融委員會會議錄第三号

平成十三年十月二十六日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 伊藤 公介君

理事 佐藤 剛男君

理事 海江田万里君

理事 石井 啓一君

理事 大野 松茂君

倉田 雅年君

七条 明君

滝 実君

竹本 直一君

中村正三郎君

牧野 隆守君

松島みどり君

吉田六左門君

五十嵐文彦君

江崎洋一郎君

小泉 俊明君

城島 正光君

永田 寿康君

松野 頼久君

若松 謙維君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

塩川正十郎君

柳澤 伯夫君

(金融担当大臣)

内閣府副大臣

外務副大臣

財務副大臣

財務大臣政務官

財務大臣政務官

林田 彪君

政府参考人
(金融庁総務企画局長) 原口 恒和君

政府参考人
(金融庁監督局長) 高木 祥吉君

政府参考人
(財務省主税局長) 大武健一郎君

財務金融委員会専門員 白須 光美君

委員の異動

十月二十六日

砂田 圭佑君

増原 義剛君

山本 幸三君

生方 幸夫君

江崎洋一郎君

同日

滝 実君

松島みどり君

吉田六左門君

城島 正光君

松野 頼久君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

菅 義偉君

同日

関する請願(藤木洋子君紹介(第一号))

消費税の増税に反対、税率を3%に引き下げることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第二号))

同(小沢和秋君紹介(第三号))

同(大幡基夫君紹介(第三号))

同(藤木洋子君紹介(第二四号))

同(吉井英勝君紹介(第二五号))

同(末松義規君紹介(第六二号))

出資法の上限金利の引き下げ等に関する請願

(鈴木淑夫君紹介(第六〇号))

同(阿部知子君紹介(第一〇〇号))

相統税法の緊急改正に関する請願(西村眞悟君紹介(第六一号))

は本委員会に付託された。

十月二十六日

法人税における交際費の経費拡大に関する意見書(静岡県熱海市議会(第一〇三〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

(内閣提出第一号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣柳澤伯夫君。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国の銀行等は相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性や、ひいては銀行等に対する信認及び金融システムの安定性に影響を与えかねない状態にあります。

このような状況にかんがみ、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による保有株式の処分円滑を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、銀行等及びその子会社等は、その自己資本に相当する額を超えて株式等を保有してはならないこととしております。なお、この措置は平成十六年九月三十日から適用することとしておりますが、一定以上の株式等を保有している銀行等及びその子会社等が、主務大臣の承認を受けたときは、その適用を一定期間猶予することとしております。

第二に、この制限の実施に伴う銀行等による保有株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい下落を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生じることがないようにするため、銀行等保有株式取得機構を設立し、同機構が株式の買い取り等の業務を行うことにより、銀行保有株式の処分の円滑を図るなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号 平成十三年十月二十六日

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山口委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りをいたします。

本案審査のため、来る二十九日月曜日午後一時、参考人として全国銀行協会会長山本恵朗君、社団法人全国地方銀行協会会長平澤貞昭君、社団法人第二地方銀行協会会長一色哲昭君、日本証券業協会会長奥本英一君及び野村證券株式会社取締役社長氏家純一君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、政府参考人出頭要求に関する件についてお諮りをいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省主税局長大武健一郎君、金融庁総務企画局長原口恒和君及び金融庁監督局長高木祥吉君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤剛男君。

○佐藤(剛)委員 佐藤剛男でございます。

連日、柳澤大臣には御健闘、本当に心より敬意を表する次第でございます。

きょうは、私、いろいろな数字もちよつと確認しながら御質問申し上げたいと思っております。なぜ株式の対策をやらなきゃいけないのか。私のおやじやおじいさんというのは、株式には手を出さな、こう言われていたんです。それが家訓だったわけでありまして、ところが、どうしても株の問題が避けて通れないという原因になっちゃった、これは何なのかという、私は、一九八八年のときのバーゼル、僕はスイスに三年間いましたけれども、そのバーゼルのところで会議があった。そのバーゼルのときに、BISの基準をつくった。当時、日本の銀行が、ロククフェラーの事務所を買ったり、いろいろなことであれで横暴をきわめた。そういうふうなことで、欧米資本はいろいろな日本戦略を考えていた。そして、何かの方法でひとつその日本のジャパン・マネーを抑え込もうと、ここまで言うと言い過ぎかもしれませんが、という推察があるわけでございます。

それで、当時において大失敗をした。なぜか。これは、BIS基準という百分の八、これを、ちよつとわかりやすくパネルを用意しましたが、(発言する者あり) いや、もう大臣御存じのあれです。

要するに、国際的な海外取引をやる金融機関には八%しなきゃいけない。それで、この分子のところに、当時日本の大蔵省の優秀なる官僚が出ていて、当時株式が、ダウが三万八千円だった、五万円になるじゃないかと言われた。それで出かけていって、この分子のところに、ここに株の含み益掛ける四五%を入れてくださいと頼んだ。

まずそこから確認申し上げますが、柳澤大臣、そういうふうな事実関係については間違いないでしょうか。

○柳澤國務大臣 大変国際関係、なかなか、バーゼルよりも多分もう一つの、ガットののあるところについての国際政治のいろいろな確執、交渉、こういうことに最も通曉されている国際政治家の佐藤剛男先生のおっしゃることでございますので、まずもう非常にインフォーマティブな観察だといふふうな受けとめさせていただいてありますが、私もどなたもいたしましては、ジャパン・マネーを抑えるためであるとか、あるいは大蔵省が出かけていってそういう働きかけをした結果であるとかというところは、これは確認できませんけれども、いざいざにせよ、保有株式の含み益の四五%を分子に入れるというこのルールができたというところは、そのとおりでございます。

○佐藤(剛)委員 また、仄聞するところ、ちよつどその百分の八をするときに、夕方、会議が終わらんとするときに窓際で太陽が沈もうとしておった。そうしたら、雲が八に見えた。それで今のところの、その百分の八というのが決まっちゃった。だから、これを、百分の八というのが百分の六になる、あるいは、このところの株の含み益掛ける四五%というのがなくなっていれば、こんな株の問題なんというのはいないんじゃないですか。

私の言わんとすることは、大臣、アメリカも今困っておると僕は思っております、株が下がって。ですから、このところの、分子のところの含み益掛ける四五%というのをこの機会に日米で取ろうじゃないか、外そうじゃないか。そうすると、私は、この法律も将来要らなくなるし、そして、この銀行が保有する、どうするという問題もないと思いますが、まず、そこら辺、雲の話はいいですが、そういう余地があるんではございませんか。

百分の八を百分の六、まあこのくらい、国内のものですから百分の四になつていくわけですが、こうするだけでも大変な、金のかかる話だ。アメリカを説得して、ヨーロッパを説得してやれば、これは一つの世界的な、こういう状況のデロの対応の中に非常に有益なものだと思いますが、大臣の御見解をお伺いします。

○柳澤國務大臣 今、自己資本比率の計算上、分子に組み入れられるものが、保有有価証券の含み益の四五%ということがもしなければ、非常に幸いではないかというお話がまずあったわけですが、佐藤剛男先生せっかくの御指摘なのでございまして、そこで分子がいろいろと株価の変動に応じて変動するということもございまして、日本は今、ある意味でそういうぜいたくな

状況にないでございまして、そうではなくて、実は、時価会計の導入によって、含み益とかつてされていたものが評価損という形でバランスシート上あらわれてくる、そのことによって自己資本勘定が減額されるということが問題なのでございまして、含み益の処理の問題よりも、今や含み損とはや言えなくなつた、表へ出てくるわけですから何も含んでいられないわけじゃないけれども、そういう評価損の問題が大きな問題になっていくというのが少なくとも現状でございます。

したがって、この問題は、そうした含み益の場合もそうだし、含み損の場合もそうなんです、いざいざにせよ、今の日本の金融機関の現状のように、多額の保有株式、保有有価証券というものを保持して、それが市場価格で変動するというところから、どうやってそうした影響を遮断して健全性、安定性を確保していくかという問題であるといふふうに、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

それからもう一つ、八%の問題は、雲の形から来たという御説でございしますが、私も、私ども、そうしたことはなくて、実はバーゼルの委員会というのには非常に真摯かつまじめな議論をし、そうした本場の真摯な議論の上で八%というものが決められておりますし、またさらに、最近のバーゼル委員会の検討の状況というのは、どうやって金融機関を諸般のリスクから守るんだといううなことに依然として精力的に取り組んでいるということを承知しておりますので、ぜひまた、いろいろフォローをされた上で私どもにアドバイスをいただければ、このように思う次第でございます。

○佐藤(剛)委員 それでは、数字をお伺いさせていただきます。間違えましたら御訂正願います。現在、金融機関が持つております自己資本でございしますが、これは、私の知識によりますと、三十三兆とか三十六兆とか、こういうことを言っておりますが、その辺の点についての確認。

そして、銀行が保有しております株、この株式が四十三兆とか四十四兆とか、いろいろ時価によつて変わるわけですが、日に日に変わる

わけですけれども、そのあたりの数ではないか。

さらに、その自己資本の三十三兆、三十四兆というようなものの中には、国が注入したものが約十兆円ある。それから、今大臣がおっしゃられたが、そういう会計の、企業会計が変わって税効果会計というのが出てきた。それで約五兆円ぐらゐが将来のものとして残ってくる。それからさらに、ことしの三月に、土地の再評価に関する法律ということで、私、議員立法しまして出させていたたいわけでありますが、それが約二兆円弱一・五兆円ぐらゐの実際の将来の自己資本の部分にある。

それを引きますと、自己資本から十兆円マイナスする、それからさらに五兆円マイナスする、それからさらに一・五兆円マイナスしますと、今の自己資本というのは持っている株の大体半分ぐらゐにしかならないんじゃないか。銀行というのは自己資本のすこい不足にあるんじゃないか。本来、金融機関の自己資本を充実することが一番のポイントではないのか、こういうふうには私は理解するものでありますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

○原口政府参考人 数字を含めての御質問でございますので、私の方がまずお答えいたしますが、十三年三月末時点で銀行等の保有する株式の残高、御指摘のように約四十三兆円。それから、基本的項目、ティア1の額が約三十六兆円でございます。また、御指摘にあった公的資金でございますが、これは十三年三月末時点で約七兆円、それから税効果額が約五兆円と承知しております。

ただ、御指摘のようにいろいろ引くという考え方があって、一つの考え方だと思っておりますが、一方で、公的資本等、現在定義されております自己資本の額というものは、銀行が抱えますさまざまなリスクを吸収するいろいろな手法として、国際的な合意を踏まえて定められたものだということですので、ずっと引いていくという御議論ではございましたが、公的資本等については、まさにそういう自己資本の持つリスクを吸収する

手段として補強されているというふうに考えております。

○佐藤(剛)委員 いや、僕が言っているのは、局長、要するに、大体その倍を持っているんじゃないですか。金融機関が、そういう金融機関の自己資本として持っている株です、保有している株の。こういうふうな数字になるんじゃないですか。それについて聞かないと僕は進まない。

○原口政府参考人 御指摘のように、そういう数字を引いてみますと、今申し上げた数字でございますので、そういう計算も成り立つと思えます。

○佐藤(剛)委員 つまり、そういう状況に、現状にはなっているわけですね。

ところで、今の東証第一部の株式時価総額というのは、局長でいいですから、これは毎日毎日変わっているわけけれども、幾らですか。

○原口政府参考人 約三百兆でございます。

○佐藤(剛)委員 平成元年、ちょうど先ほど言いました一九八八年の翌年、BIS基準の翌年には、五百九十一兆、約六百兆あったわけですね。五百九十一兆円が時価総額。それが今の時点では、十月の二十三日で、約三百兆、三百八兆です。毎日これは上がった下がり下がりするわけでありすが、

そういうふうなことで見ている中で、国がこれについて、この法律の中でやろうとしておる国の支援措置というのは、局長、幾らですか。

○原口政府参考人 政府保証ということでは当面二兆円を予定しております。

○佐藤(剛)委員 私が言いたいのは、その二兆円ぐらゐの話で、全体の三百八兆のものと、けたが二つ違うんじゃないですか、そういうことを申し上げておるんです。

○原口政府参考人 先生御案内のように、この制度そのものが銀行の市場での売却を補完する仕組みとしてつくっておりますし、また、政府保証の二兆円というのはその場合の当面の枠取りでございますので、確かに全体の市場規模に比べますればかなり小さい額でございますけれども、当面、

セーフティネットとしての役割としては、この額で足りるのではないかと考えております。

○佐藤(剛)委員 私は、銀行は将来、この法律には十六年になっていますが、株式というのは保有しない方がいいと思っているんです。これは、アメリカは株式保有というのを禁止しておるわけでありすが、別の会社をすればできるようになっているわけですが、ただ、今のような株式状況の中で、株式保有というものを自己資本の範囲内に抑え込んでいく、そのために株を出していくという時期が適当なのかどうかと私は非常に懸念をしておりますが、大臣、そこら辺の大臣の御見解をお伺いします。

○柳澤国務大臣 私ども、今総務企画局長が答えましたように、今後とも保有株式の処分というのは、金融機関としてはこれまでかなりやってきたわけでありまして、そういう線に沿ってやっていくんだらう。もちろん、今日のような株式市場の状況ということになると、そのテンポの緩急というものはおのずと影響を受けることは否定いたしませんけれども、このところ、構造改革を生懸命やってというようなことで、しかも株式市場というのはそういう状況を先取りしてくれたいいうことであれば、通常の株式相場というか、そういうものが期待をされておるわけで、そういう中であれば、大体今までのテンポでもって自分市場でさばっていくだらう、こういうように思っているわけですが。

そして、それを想定して、今我々が規制しようとしている、自己資本、ティア1並みの限度を置く、その後どのくらいはみ出す部分があるのかというふうなところから今回の買い取り機構を準備しまして、その買い取り機構で、一般勘定、特別勘定を置いて受けとめる。最大限、特別勘定の方に持つてくるものがあるとしても、今までの市場で任意に売却してきたものを前提にできれば、当面二兆円で十分足りるんじゃないか、こういう形で

二兆円というものを当面のものとして打ち出させていただいておりますことでございます。

したがって、このスキームが、そんなものは役に立たないかというふうには考えなくていいのではないかと私は考えています。

○佐藤(剛)委員 私が言いたいことは、やるならば、株式市場をあれするならば、もう少し国が、二兆円だけじゃなくて、せめて三百兆の半分ぐらゐのものをやるというなら話は別でございますよ、百五十兆なら百五十兆。それは効果が出てくると思えますけれども、そういう二兆ぐらゐのスズメの涙みたいな話でやるといことが、市場に任せておけば、それならそれでいいわけなんですけれども、そこに二兆というものを入れ込むというところを私は今問題点として指摘しておきます。

そして私は、やはり株式市場というのは、市場原理という、売った買った、それで将来の企業のトランスペアレンシー、貸借対照表とか将来の損益計算とか、そういうふうなことで、例えば年金会計にしても、あるいは税効果会計でも、あるいは連結決算でもこれから、まあ時価会計というのが導入された。そういうことをやることによって、外国の機関投資家というのは企業のそれを眺めているわけですね。そして、日本のトランスペアレンシーというのは、日本の会社四季報だの何だのを見ても当てにならない。

だから、私は、そういうふうな環境をきちんとする。また将来は、減損会計というのは、これは生保だとかゼネコンだとかいろいろ出てくると思えますけれども、そういうふうな形のものにはやはりきちんとやる。これこそが、きちんとやれば私は、そんなことを言うとおれですけれども、大体今日の証券市場の大半は外国からのもので、証券市場というのは植民地化しているような感じが私には持つてますが、そうじゃございませんでしょいか。だから、私が申し上げるのは、何か中途半端じゃございませんかということでございます。その資金。

○柳澤国務大臣 今先生御指摘になられたように、株式市場あるいは企業財務のあり方について透明性を高めることが基本的に重要ではないのか、これはこれで私もそのとおりだというふうな思っておりまして、そうした方向での努力を、現状と比べてかなり厳しいものではありますけれども、次々導入しているというのが実情でございます。

それで、そういうことをやれば、もうそれで十分であって、今さらこういうものは必要ないではないかということについては、私も先生と認識が若干違うところがあるわけございまして、私ももとしましては、株式市場で基本的に彼ら自身の判断で売っていくというのが主体ではありますけれども、期限を切りましたので、その期限を切ったことに伴う、大量かつ短期間に売らなければならぬという場面を想定しますと、そこそこは、やはり需給の関係で、もちろん株式相場というのは需給だけで決まるわけではありませんが、やはり需給というのはかなり大きなファクターですから、したがって、その需給だけで相場が崩れるというふうな、これもまた一種のゆがみですから、制度をしつらえたことによるゆがみです。そのゆがみをできるだけ除去しようという形でこういう制度を置いたものでございまして、そういう意味合いでは、この方のごも御理解を賜りたい、こう思います。

なお、先生がお触れになられた、今や外国の投資家の方が株式市場の中で非常に大きなウェイトを占めているのではないかとすることは、仰せのとおりでございます。

○佐藤(剛)委員 その点、大臣と見解が同じになったわけでございますが、要するに、外国資本、外国の機関が買入を入れるような環境整備を、例えば企業年金会計の導入、税効果会計の導入、時価会計の導入、将来はP.L.で減損会計を導入していく、こういうことが、非常に重要なこういう環境整備の中の株式対策じゃないか、かように私は考えているわけでありまして、

そしてまた、さらにあれしますと、今、私も

は、分母をできるだけ小さくして分子を大きくするという体制でやってきたわけですね。例えば国債を買いますと、分母がゼロなんです。例えば百億買ったとしてもリスクアセットに出ない。だから国債を買うわけですね。

それから、中小企業に金を貸す、百億なら百億貸すと、百というのにはプラスになっちゃうから、それには保証協会の保証をつけて、例の、一昨年五千万という無担保の制度というものが相当、約三十兆近くまで実現した、百八十万件ぐらい活用した。こういうようなことは、この分母というのを小さくしている。それをやらないと分母が大きくなっちゃう。

ですから、分子をできるだけ大きくするために、優先株を導入したり、いろいろなこともやったわけで、この今の問題というのは、先ほど来指摘もしていますが、銀行の自己資本というのが低過ぎるから、銀行が銀行の自己資本が低いために例えば中小企業には貸し渋りが出てくる、こういう現象が起きて、日銀から金融機関へ金は行くけれども金融機関から下に行かない、こういう現象が出てくるのじゃないか。また、そこにあるのじゃないか、さらにそれは、結局BIS基準の問題じゃないか。そこそこ問題で整理したいなと私は思っているわけでございます。

そして、現在の世界の経済を眺めていきますと幾つかの問題がありますが、当面、注意しなきゃいかぬのは、一つは対米輸出というのは完全に減りますよ。この対米輸出というのは従来の形としては期待できない。そしてアメリカは、テロに勝つまでは洋服も着ません、買いませんというぐらゐの形で臨んでいるわけですから、GDPの七〇%を占める消費というのは完全にあれで、貯蓄率は上がっていく。下手すると一〇%か一五%になっちゃう。こんなふうな形になっていきますと、日本のアメリカ向けの輸出は完全に減る。そして、国内において非常にリストラの関係というのが出てきている。

それから、さらに悪いことには、塩川大臣がい

みじくも指摘されたということで私は拍手喝采していたのですが、今中国の人民元が安過ぎる。十年前はドル一・五元だった。今やドルが八・四ですよ。ですから、向こうはどういう形になっているかといったら、今ドル百二十円がドル四百八十円ぐらいになっているわけですね。こんなような話になって、人件費は、向こうが五百円だとすると一万円だ。こんなふうな状況の中で、人件費は安い、チップレーバー。そして、そんなことを言うといかぬけれども、どんどん地方から入ってくる、アリののごとく人口は出てくる。さらに土地は安い。だから、もう今や中国のところにすべて、繊維だけじゃなくて、農業だけじゃなくて、通信機器から何から行って大工業地帯ができ上がってきた。これはひとり勝ちですよ、今や中国は。

この問題について、私は、あらゆる機会に日本の大臣が、WTOのあれだとかまたはAPECであると、あるいは個別にやろうと、その問題、人民元とアジアの通貨と日本と、こういうふうな関係の調整というのが必要であり、そうじゃないとデフレ退治も、今デフレというものの一つの大きな原因は、中国が一つの供給国になって安い価格で出してくれている、こういうふうなところであるわけでありまして、私は、今やアジア全体の中で中国がひとり勝ちする、このところは調整しないとどうにもならない。そして、国内の部分では銀行問題ではないか、そういうことを思うわけでありまして。

大臣、もう時間でございますので、私の申し上げました今の世界の経済状況といいますが、日本を取り囲む問題について御見解をお聞きしまして、終わりにしたいと思います。

○柳澤国務大臣 大変広範な視野というか、そういう観点からの話をいただいたわけでございますが、私は、地元が輸送機器を中心とした輸出産業の地帯でございますので、そういうことをまさに肌身で感じておる。空洞化の問題、こういうものを感じておりまして、これを前提にした

上で我々は一体どういう経済再生のための道をたどるべきかということは、常に、個人的にも私、問題意識があるわけでございますけれども、私の今のこの立場で、それについてこころで申し上げるのは差し控えるべきであらう、このように思います。

ただ一点、その前に先生の御指摘になられた、自己資本比率のために今金融機関が資産の持ち方を貸し出しから国債に振り向けているということ、は、やや一面的な観察ではないか、このように感じております。

それは、特に中小企業への貸し出しについて、私も、中小企業の資金繰り、あるいは、中小企業に対する金融機関の貸し出し態度を中小企業の側からどう見ているかというように、このところのいろいろなD.I.を割ときめ細かく観察しているつもりでございますけれども、そこに一九九七年から八年にかけてのような状況はむしろ全くあらわれていないというように、若干の変動はありますけれども、思っているわけございまして、むしろ金融機関は、結局、日本銀行への当座預金の積み込みが、国債を買って少しでも金利を稼ぐのがいいのか、そういう選択を迫られて、まあ国債がいいだろうというふうな、しかしこれも、できるだけリスクのない形でこれを持とうというふうな選択をしているというふうな、これは大ざっぱな話で大変恐縮ですが、そういうふうな考えているというところでございます。

○佐藤(剛)委員 それでは、どうもありがとうございました。

○山口委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 公明党の谷口隆義でございます。本日は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について、若干細かくなるとは思いますが、大臣に御質問をさせていただきたい、また御所見をお伺いしたいというふうに思うところでございます。

この法案は、目的のところに、銀行業務の健全な運営を確保するため、銀行等の保有制限と制限

の実施に伴う銀行等による株式の処分円滑化を図り、国民経済の健全な発展に資するものというような記載があるわけでございますが、私は、今我が国が目指しております経済、金融の構造改革の理念にも合致しているものである、このように考えておるところでございます。

戦後、振り返りますと、株式の持ち合いについて日本型の固有の制度であると言われてきたわけでございますが、この株式の持ち合いが、戦後、企業の経営権を守るといったことで本格的に行われまして、一九八〇年代の後半に、御存じのとおり、エクイティファイナンスといったようなことがありましてこの持ち合いが加速されたわけでございます。

この株式持ち合いというのは、取引の先、安定取引関係の維持であるとか、また、企業の経営権を守るという意味合いがあったということでございますが、近時、いろいろな問題点が一方で出てくるわけでございます。

例えば、ガバナンスでございますね。企業のガバナンスも、大手の金融機関が株のかんりの部分を保有しておる、また生損保が株のほとんどの部分を保有しておるといったことで、ガバナンスのところに問題がある、このように言われてきたわけでございます。

しかし一方でまた、銀行、特にメインバンクが一般株主の代替ということでガバナンスをチェックするという意味合いもあったというような考え方も言われておるわけでございますが、しかし、いづれにいたしましても、今までのこの株式の持ち合いというのは好ましい状態ではなかったとは思っておるわけでございます。

また、そんな状況もあり、今我が国の状況を見ておきますと、今までと状況が一変したと申しますか、大きく変わってまいりました、企業はROE、自己資本利益率であるとか、またキャッシュフローを重視するような経営に今変わりつつあるわけでございます。そういう状況の中で、株式持ち合いがいよいよ自主的に解消されつつあるとい

たような状況でございます。それは大変好ましいことである、このように私は思うわけでござい

ます。

そんな状況の中で、今回この法案が出される。ことしに入ってから株式市場の動向を見ておりますと、持ち合いの解消ということ、かなりの株が売りに出される、売り圧力が大変大きくなりまして、株式市場全体を押し下げるといったような状況があったわけでございますので、そのような観点でこの取得機構、十年間の制限された期間ではございますが、この機構が一たんクッション役を発揮するというようなやり方で、一挙に持ち合いの解消を行うというようなことは、私は、これは好ましい方向だというように考えておるわけでございます。

アメリカにおきましても、グラス・ステイグル法が一九三三年に施行されて、今銀行が株を所有できないといった状況であるようでございます。しかし一方、若干緩和の方向も見られるようなことを聞いておるわけでございますが、いづれにいたしましても、英国におきましても、一定限度の保有にとどめておる、一定限度を超えるような株の保有は自己資本から差し引くといったようなやり方がなされておるようでございます。いわば国際的な大きな流れに合致してきたというように考えるところでございます。

そこで、お伺いをいたしたいわけでございますが、私は今回この法案が、銀行が一定限度の、今回のこの法案は自己資本の限度というところになつておるわけでございますので、全く持たないという意見もありますので、自己資本の限度ならいだろう、いろいろな機動的な対応も必要でしょうから、それはいいんだろうというように思います。それが「当分の間」というようにこの法律はなっております。私は、取得制限は、これは今後も継続的な規定としてなされるべきではないかというように思っております。ござい

ます。柳澤大臣のお考えをお聞きしたいというように思います。

そういうことで対応するという姿勢をこの言葉であらわしておきたい、こういう考え方でこの言葉が入ったというふうな御理解を願えればと思

います。

これは、今、銀行が保有する株式というものについて、どう一体考えるべきなのかということについては、今先生もちょっとお触れになられたとおり、非常に各国の対応は、いろいろな歴史的経緯もあって区々なのでございます。そういう現状が一つあるのと、そういう中で、先ほど来お話に出たおたバーゼルの銀行監督委員会が、やはりこの問題を取り上げて、この保有株式というものを、我々が今回やらせていただくとして、保有は言わなければならない、保有している場合にはこれをどうやってリスク管理していくか、そのリスク管理のフォーミュラというものについていろいろ御議論がなされている、こういう状況が他方にあるわけでございます。

そういうことを考えてみますと、例えば、私どもの金融審議会等でも、保有制限の問題のありようというか、あるいはリスク管理の方でアプローチすべきであるとか、あるいは保有制限でいくべきであるとか、いろいろなお話もあったようでございます。

そういう議論を踏まえますと、とりあえずバーゼルの委員会の方も話がなかなか結論を見出しにくい状況になって、一年延長だとか、あるいは一年で間に合うかとか、いろいろな取りざたもされている状況でこのこうした問題でありますので、私もとしては、当面、まさにこういう直接的な保有制限をして、今後、国際的な論議であるとか、あるいは銀行のビジネスモデルというものがどうあるか、これから変遷をしていくか、それに対して監督当局がどういう規制をしていくか、これに對して、これからいろいろ手法も開発されてくるのでありましようので、そういう展望のもとに立つと、「当分の間」ということで、こういう非常にプリミティブな形の制限でございます。

そうい

ます。

そうい

ます。

そうい

ます。

を考えております。

また、実質的な判断といたしまして、現行の連結自己資本比率規制と同様に、重要性の原則とかそういうもので、一般的に財務諸表上等では連結対象外とされている場合がございまして、銀行の健全性確保の観点から、そういうものもすべて加えるという措置をとりたいというふうに考えております。

○谷口委員 ちよつとはつまりわからなかったのですが、要するに、実態的に、期末であれ期中であれ、その基準を維持しなければいけない、こういうことなんだろうというふうに思います。

次に、金庫株の法案が、これは私も提案者になったわけですが、この十月から施行されております。今まで、自己株式を取得するのが原則は禁止されておったわけですが、ある一定の条件のもとで、この取得が認められておった。これが今回、取得が解禁されたと申しますか、自由化されたわけですが、この保有制限の対象になる株式の中に自己株式があるとしたら、それはどういう対応になるのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○原口政府参考人 自社株につきましては、自社株保有相当分が自己資本から控除されるという扱いになりますので、これを制限対象とした場合は二重に規制がかかるということから、保有制限の対象外とすることを考えております。

○谷口委員 自己資本から控除されるということとございまして、保有制限の対象にならないという御答弁でございました。

それでは、今回、銀行持ち株会社というのがあられるわけですが、例えば、銀行が親会社の、銀行持ち株会社の株を取得するといった場合に、その銀行持ち株会社の株は対象になるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○原口政府参考人 細目については今後検討したいと思いますが、基本的には、自社株と同じ性格のものを持つというふうに考えております。

○谷口委員 自社株と同じ、要するに、今回この

保有制限の条文を見ますと、「銀行等及びその子会社等は」ということになっておまして、いわゆる連結で考えるのだと。例えば、持ち株会社の方に金融機関が株を持つていくとか、持ち株会社からまたここに持つてくるといったようなことは、一つのグループ内の取引でありますから、一体の取引として、一つのグループとして見ていう、こういう観点ではないかというふうに思うわけですが、そういう観点でいいということになりますと、例えば具体的なことでまいりますと、みずほという持ち株会社がある、その下に日本興業銀行であるとか富士銀行であるとか第一勧業銀行がある、その下の金融機関がみずほの株を取得するといったことは対象にならないと今おっしゃったというように思うわけですが、そういうことでございませう。

○原口政府参考人 御指摘のとおりでございます。○谷口委員 それで、その次にちよつとまたお伺いをいたしたいわけですが、銀行またはその子会社が取得制限を受ける、これについては銀行持ち株会社及び長期信用銀行持ち株会社も準用されますから、取得制限を受けるということになるんだらうというふうに思うわけですが、この条文を見ておられますか。

そこで、一つお伺いしたいわけですが、先ほど金庫株の法案を、これは十月から施行されておりますが、この中には法定準備金のことが記載されておるわけですが、これは、今までであれば、資本準備金全体と、あと利益準備金が資本の四分の一に満つるまで積み立てなければならぬと言っておったことを、今回、資本準備金と利益準備金の合計を四分の一に積み立てればいんだというような改正をいたしたわけですが、銀行は、健全性の観点から四分の一ではだめだ、満額を積み重ねなければならぬといったような規定になっておるわけですが、

これは何を申し上げたいかといいますと、銀行と持ち株会社との間に、今回の取得制限において

は一つのグループとして銀行と同じような扱いをしておる。一方で、法定準備金のことに關しますと、銀行ではないのだ、民間企業であるという観点で、資本充実の原則は民間並みでいいんだというようになっておるわけですが、柳澤大臣にちよつとお伺いしたいわけですが、柳澤大臣が、整合性の観点でどのようにお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

それで、次に参りますが、株式取得機構におきまます資格の問題でございまして、これは金融機関がこの会員資格を持つわけですが、銀行持ち株会社はこの会員資格になれるのか、なれないのか。御答弁をお願い申し上げます。

○柳澤國務大臣 なかなか技術的な問題でもありますが、法制の立て方としてはかなり微妙な問題もあるというところのように伺っております。

○谷口委員 持ち株会社が保有制限を受けるわけですが、その対象としないということ、法律上、対象にはしていません。

銀行については、今度、法定準備金、利益準備金、資本準備金のトータルについて、やはり十分の資本を持った方がいいということで、自己資本の、資本金と同額が満つるようになり、取り崩しは、それを割つてはできませんよということになっておる。他方、銀行の持ち株会社については一般の事業会社並みに四分の一までやつていい、こういうことなんですか、これは率直に言つて、例の金庫株の改正に伴う商法の改正のときに、銀行の方まで一般の事業会社並みの四分の一の条項を入れるのかという問題を、私も、検討させられることになったわけですが、議員立法でございました。

今回、売却については、全体のスキームを見ますと、市中に売却もできることになりまして、これは、市中で売却をしたい金融機関は市中で売却をすればいい。また、いろいろ価格の面で、何回かに分けて売るといったことになりまして、どうも思った価格で売れないということになって、また相場全体を引き下げるといったようなことになりまして、そのような観点もあつて、機構を利用したいという金融機関も出てくるんだらうというふうに思うわけですが、持ち株会社の自己資本を超えた部分をこの機構に売却するといったことは、これは可能なのであつたでしょうか。

しかし、それはやはりおかしいだろう、やはり保守主義でいこう、こういうことになったというところでございまして、持ち株会社の方は、やはり銀行そのものではないということで一般原則に従うということではないだろうか、こういうことで、むしろ、銀行に対してもこういう状況なので四分の一でいいにしようという話を、やはりおかしい、保守主義でいこう、こういうふうにしたというところで、いきさつ的に申しますと、でき上がったというところでございまして。

○原口政府参考人 今回の機構の設立に当たりましては、今後取得した株をまた機構に売るといことは対象外にしようということで、今まで持つておる株を持ち合い解消等して売っていく、そういう株に限定しておりますので、そういう観点で、この機構の円滑な運用等の観点も含めて金融界とも相談をした結果、持ち株会社を今入れておく必要はないであらう、こういう結論になったわけでございます。

○谷口委員 今回、申し上げたように、取得制限におきまして、銀行と持ち株会社はほぼ同等の立場で制限を受けるということでございまして、その観点で、整合性の観点からお伺いをいたしたわけでございます。

○谷口委員 だから、その会員には入れないということですね、今おっしゃったのは。ですから、売れないということですね、その機構には。○原口政府参考人 会員ということをご予定してお

○谷口委員　そうすると、準用されて、自己資本を超える株を仮に持ち株会社を持ったといった場合には、市中に売却するというようなことでしかできないといったようなことになるんではないか。

○原口政府参考人 おっしゃるとおり、市場ということになると思いますが、考え方としては連結として守つていただくということです、銀行の方で売つていただくという考え方もあるのかと思います。

○谷口委員 この取得機構を人為的な介入がある
の問題だと言っていらっしゃる方もいらつしや
るようでございますが、先ほど私が申し上げまし
たように、この機構は、市中で売却しても結構で
ございますし、一方でこの機構に売却してもいい
と、金融機関の自主性に任ざれておるわけでござ
いますから、人為的な介入というようなことで大
きな問題だということは、これは当たらないと私
は思うわけでございまして、限定的に十年とい
うことの存続期間のようでございますので、この間
でこの持ち合い株といったような状態を解消する
ために、これは必要なものだということに思っ
ておるわけでございます。

そこで、この機構の課税の關係についてお伺いをいたしたいわけですが、今回、この機構におきまして、民間企業とは若干違う恩典を与えておるようでございます。

欠損金が出ますと、民間の企業であれば五年間の繰り越しというところでございますが、これが十年間の繰り越しということになっております。また、現在、前一年間の欠損による繰り戻し還付は認められておらないわけでございますが、この機構においてはこれを認めようというようなことのようにございますが、いわば課税上の公平公正という観点から見て、どのような観点で今回この機構にこのような恩典を与えるといったことになったわけでございますか。お伺いをいたしたに

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいま御質問になられました機構に関する税制上の措置でございますが、この機構自体がやはり法律によつて特別に設置される機構であつて、銀行保有株式の売却に係るセーフティネットとして、限定的に株式を取得し、今先生も言われましたとおり、十年後には売却をいわば完了するとの役割を有効に發揮できるようにという趣旨から、今先生の言われましたような税制上の措置を講じさせていただくことにしたものでございます。

○谷口委員　塩川大臣にきょうは来ていただいておりますので、もう簡単で結構でございますが、一つだけお伺いをいたしたいことがございます。竹中大臣が、このところ、デノミであるとか軒

換國債の問題に言及された発言をなさっておるわけでございます。与党の中でも、また野党の中でもいろいろな意見を持っていらつしやる方がいらつしやるんだらうというふうに思いますが、経済閣僚として、塩川大臣、このデノミ、転換國債について、御自身はどのように考えていらつしやるのか、御所見をお伺ひたいと思います。

○塩川國務大臣　まず最初に、デノミについてでございますけれども、これは相当歴史が古い議論

がございました。しかし、現在、円が国際的に現在のポジションにおいて認められて、それで安定しておる状況でございますので、国際的に見てあえて通貨の変動を来らすということは好ましくないのではないか、これが一点ございます。

それから、もう一つの点から見まして、確かに円の表示を切りかえることによりまして経済の刺激になるかもわかりませんが、国庫の支出から見まして相当大きい支出要件になってくると思いますし、財政の苦しいときでございまして、これは、この費用の負担が非常に困難であるというところとがございます。

それからもう一つ、一般経済界に見ましても今コンピュータ化しておりまして、そのシステ

ム全体を取りかえるということになりましたら大変な口スも必要になってくるだろうと思っております。

したがって、このデノミにつきましては、私は、政策としては検討する価値のあるものだと思っておりますけれども、現実的な問題としては難しい問題だろうと思っております。

それから、もう一つお尋ねがございました担保
つきの国債発行でございますが、この担保となり
得る株券でございますけれども、これは、それぞ
れ法律によつて政府が保有しなければならぬと養
務づけられておるものでございますので、要する
に、担保にするとするならば、その義務的な責任
を解除して担保価値をつけなければならぬと思
つておりますが、そこまでやるならば、私はお
しる売却した方がいいのではないかと思つており
ます。

そういう点、いろいろと角度を変えて検討したいと思っております。結局、このままで国債を発行するということになりましたら、それは単純な国債発行につながることでございまして、私たちが言っております国債発行額の制限をするという趣旨から申しまして適当ではないと思っております。

○谷口委員　時間が参りましたので、これで終わらせていただきますが、今塩川大臣がおっしゃった見解と私、全く同様でございますので、それだけ申し上げさせていただいて、終わりたいというように思います。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、佐藤観樹君。
○佐藤（観）委員　私は、民主党の佐藤観樹でございますが、今テーマになっております銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について質問をいたしますが、その前に、緊急のテーマでございますテロ問題についてお伺いをいたします。

参議院でもテロ特措法をやっておりますし、また我が財務金融委員会でも、金融機関を持つているところ、また外為法を担当している当委

員会として、テロ資金についての監視あるいは制限ということをやつていかなきゃいかぬと、求められているところだと思います。

そこで、きょうは外務省にもお越しをいただきましたのは、私は、このため、今話題になっておりますテロ資金供与防止条約、これについて、もう現在の外為法なり組織的犯罪処罰法では間に合わないということで今世界的に進んでおるわけでありますので、このことをお伺いしようと思いましたが、まだ閣議決定してないのでこの法案の訳文は出せない、こういうことを言われたのであります。私は、この条約自体は九九年の十二月の九日に国連で決まった話でありますから、訳文ができないという話を聞いて、愕然としたんです。びっくりしたんです。何か間違いないかなあと思ったわけであります。

聞くところによりますと、閣議決定をする直前に出して、そのためには関係機関、例えば法務省なり、あるいは物によりますれば当然大蔵省なり、厚生省なりいろいろあると思ひますけれども、その調整を待つて訳文というのは外に出すんだというところで、同じように自民党の方もこのテロ資金供与防止条約について外務省から訳文を出せと言つたら、まだ出せません、こういうことを言われたということも聞きました。私は、もう正直言つて、愕然として、あいた口がふさがらない。

確かに事は大事な話でありますから、正確を期すのは大事でありますけれども、大抵我々が見るときには、カリヤクと読むのかカヤクと読むのか、仮訳のもので来ているわけです。最終的にこれから新しい言葉がどんどん出てきますから、サイバーテロにいたしまして何にいたしまして、それをどういうふう国内で定着させるかというところについては、警察庁なり法務省なりいろいろとやらなきやいかぬことはあると思います。そのことはわかります。しかし、仮訳ということにして、しかも一昨年の十二月に国連で決まった条約でありますから、サインするサインしないはこれから我が国の対応次第でありますけれども

そんなものをいまだに仮訳としてすら国会に出せない、国会議員の求めに応じられないというこの外務省のあり方については、これは大いに改革をしてもらわなきゃいかぬと思います。

外務省の言っているらしいもの、それは正確を期すということの意味において私もわからぬわけじゃありませんが、しかし、一昨年の十二月に決まったものを、国会議員が質問するというのに、訳はありません。

だから、まだその冒頭に、大抵我々のところに来るのは仮訳であり暫定訳であり、あるいは、この言葉を内閣の法制局なりあるいは関係省庁と最終打ち合わせをしませんとか、そういう前文をつけて我々のところに出すべきなのであって、そんな一昨年の十二月に国連で決まった条約について国会に出せないという、こういう権威主義なのかエリート意識なのかわかりませんけれども、これは杉浦副大臣、幸いあなたも外務省に長いこといたわけじゃないから、常識として、こんなことがまかり通っているということはこれは間違いであると思いますが、ぜひこのことについては改革をしてもいいと思います、冒頭いかでございませうか。

○杉浦副大臣 御指摘の点でございますが、テロ資金供与防止条約は国連総会で成立したわけでございますが、我が国はまだ署名を済ませておりません。G8の中で我が国が最後になったというわけ、その点では、ある意味では不名誉なことなんでしょうけれども、関係省庁で協議して、検討しているところでございます。

先生御案内のとおり、条約を署名するに際しましては、国内措置が必要なものについては国内措置をきちっと固めてから署名をする。そして、署名と同時に、例えば法律改正が必要なものについては法律を国会に御提案するというところでやってまいっております。今、署名をでき得れば年内に、できるだけ早い時期に済ませたいということで、鋭意、関係省庁、努力しておりますのでございませう。

この防止条約は、中身として、ハイジャック、空港テロ等に使われる資金の受領、供与を、その資金が実際にテロ行為の実行に使用されたか否かを問わずに犯罪化することを義務づけております。それから、資金凍結等を可能とする措置、また資金の疑いのある取引についての報告制度等の整備については定められておりまして、この最初の犯罪化については、これは構成要件を刑法法定主義ですからきちっと固めなきゃいけないわけ、これは法務省を中心にしてやっておりますが、この点で難儀をしておりますのでございませう。今度の事件もあつたこともありまして、調整を急いでおるところでございます。

正直申し上げまして、この調整の過程で、こうした方がいいだろうか、ああした方がいいだろうかという案が出るわけでございますが、英語の仮訳についても並行してやっておりますが、途中経過においては流動的なものですが、ある時点で仮訳として仮に出した場合は変更されることもあり得るということで、過去にその途中段階の仮訳を外に発表して問題になったケースもあるようございまして、国内措置の中身が関係省庁間できちっと固まって仮訳も出せるという段階になって出すというのが一番妥当だということで、そういう扱いにいたしております。

正直に申しまして、確定的な仮訳という、まだ国内措置について関係省庁の間で固まっておりませんので、正式な仮訳もできないということでございませう。

ただ、テロ資金供与防止条約については、全文が十八条ですが、詳細、訳文が出ておりまして、その条約に定められた犯罪化とか凍結等とか、それを国内の法制に落とすという作業でございますので、その点については、仮訳がどうしても必要だということにも、まあそういう必要性も私はいんじやないかとも思うんですが、御指摘のような御意見はあちこちから伺っておりますのでございませう。

○佐藤（観）委員 今、日本がまだサインをしてい

ないことも知っています。それから、各省庁の調整をしていることも知っています。皆さんの方で難儀をしているもの、それも知っています。問題は、それが最終的に終わったら仮訳として我々のところに手元に来るという、それでは遅いんじゃないですかというのを言っているわけですよ。

だから、私は親切に、仮訳でもいいし、仮訳とすることが定めながら暫定訳でもいいし、あるいは条件をつけて、これは法務省なり内閣法制局あるいは関係省庁とまだ調整がしてありませんとか調整中ですよとかいう、ちゃんと前提をつけて、皆さんのところに出せばいいんですよ。

仮訳すら、しかも、きのう結んだ条約というならまだわかるけれども、九九年の十二月に国連で決まった条約をいまだに表に出せないというような体制は、これはまさに外務省の体質そのもの。今、あなたは外務省の人が書いてくれたものを読んで、あなたでしようけれども、政治家として、常識として、こんなことで、国会でも審議に供されないう国連といえ、私もきょう質問をやめようかと思つたんです、資料が出てこないんだから。やめようかと思つたけれども、英語ですから、私のようなところもそれなりに翻訳をして、内容は大体わかりました。しかし、これは外務省からの仮訳でいかなければ、国会の審議として公式なものになりませんから、だから私はもう十日も前から求めているんだけれども、いまだに出せない。

このあり方自体を、余り、外務省の説明聞いたつてだめですよ。政治家の常識として、仮訳というのがだめな、それだけ権威があるものだったら、その前の暫定訳なり、私は前提をつけていいと言っているわけですよ。そんなものぐらいい出せるようなことじゃなければ、これは国会審議を縛ることになりますし、外務省の体制そのものを問われることになりますので、後の方のその内容的な説明につきましては、これはまた詳しくこれから審議いたします。

とにかく、仮訳すら出せないというこの問題のあり方、副大臣だけではできないならば、ひとつ

この問題を持ち帰って、しっかりと外務省で直してもらいたい、改革をしてもらいたい、こう思いますが、その答弁を求めて、その次に行きます。

○杉浦副大臣 条約の正文は英語でございます。それを国内法に落とすという作業をいたしておるわけございまして、行政府の立場としては、先生方に条約の正文をよく御説明申し上げるようすべきであると思っておりますので、その点は、帰りますして、よく先生方に御説明申し上げるようすにしたいと思っております。

○佐藤（観）委員 内容の概要というのは出ていますが、そうすると、我々の立場からいえば、さらにこのところはどうなっているのか、条文でどうなっているのかというのを審査するのが我々の責任ですから、もちろん今こは条約そのものを審議するわけじゃないけれども、一体この条約を結んだときに、急ぐ話なんですよ、これは。テロ防止対策なんだから。自衛隊を出すだけが能じゃないわけですよ。テロの根絶のためには資金から縛れということで、各金融機関にいろいろと頼まなきゃいかぬわけでしょう。

それがこれからどういうふうな負担になってくるだろうかということ、そのために私は質問しているわけでありまして、ですから、内容の説明というよりも、まず基本的には訳文を、繰り返しですが、仮訳がだめだというのがあったら暫定訳、名称はどうでもいいのです。まだこれは調整していませんという前提をつけてもいいですから、そういう体制ぐらいいとらなきゃ、これは国会の審議自身を縛ることになるわけですよ。

このことについては、委員長、これは国会審議の話なので、私と外務省の話じゃないのです。国会審議のありようの問題で、おとしの十二月に国連で決まった条約についての仮訳すらうちのところに出てこないという、極めて国会審議を縛ることになりますから、ひとつ委員長、理事会においてもこの件については外務省に対して審議をしております。どうですか。

○山口委員長 理事会で協議をいたします。

○佐藤観委員 それで、今副大臣からお話があった問題については、私もいろいろと条約を読んできて、つまり今まで現行法の外為法なりあるいは組織的犯罪防止法というのでは、いわば黒いお金をテロ等に渡すことは、これはいけませんというところで今監視をしてもらっているわけですね。今度は黒だけではなくて、今度の条約になると一言で言えば白い、いわば合法的に見える資金というものもテロに行くようなことがあつてはいけませんと、一言で言う。

ですから、今杉浦副大臣から言われたように、まことに従来の刑法の体系からいって非常に難しいことではないかと思うので、先ほど難儀していると言われているが、難儀をするのは政府の責任ですから、それはそうなんですけれども。したがって、しかし国際的な流れからいって、これは今副大臣から言われたように、何か来週の火曜日にはサインをする、閣議で決めるというような話も伝わっていますが、全体的にはまずサインをすることが前提になるわけでありまして、そのための国内法、これはなかなかつくるのは難しいことだと私は思うのですが、そのために質問しているわけであります。

こうなつてまいった場合に、今タリバンに対して、タリバン系のいろいろな組織や個人に対しては金融庁が中心になって、あるいは外為法の関係でいえば財務省が中心になってやつておるわけでございますけれども、私が質問したいのは、新たな条約ができるとなると一体金融機関としてどこまで対応でき、それは実務的にどのぐらい大変なことになるのかということに関心を持っています。財務大臣なり、外務省とやつてどんな感じを持っておるのですか。

○村田副大臣 佐藤委員今御指摘のとおり、私も金融庁はマネーロンダリングの所掌官庁でございます。組織的犯罪処罰法によりまして、犯罪収益、これの疑いのある資金につきまして金融機

関に届け出をお願いする、こういう形になっているわけであります。

今度、テロ資金の場合には、合法的に、今委員も御指摘になりましたように合法的に得た資金あるいは国連安保理決議一三七三の方からいえば居住者同士のそうしたたぐいの資金の移転について金融機関でもつてどういうふうに出すことができるか、ここが、まずは対象行為といえます。あるいは対象人物といふものをどうやってえぐり出していくかということがまず第一に金融機関の作業としては大変難しくなってくるのではないかと、こういうふうにも思っております。

○佐藤観委員 今は、国連監視委員会からタリバン関係者等ということで百八十八の個人、組織について来てはおるわけでありまして、それをチェックしている、そして若干の報告をしているというところでありますが、私が聞きたいのは、その次に、条約ができたときに、白い、つまり直接的に犯罪にかかわっていないであろうと思われる白い資金の割り出しというのをやろうとなると、金融機関はどういう体制とどういう対応をしなければならぬのですか。

○村田副大臣 まさにそこが大変難しいわけでございます。まして、そのところについて、ただいま各省集まつてどういう構成要件でもつて処罰の対象となる犯罪とするかということも含めていろいろ議論をして、そのところが決まった後で、我々は、金融機関にどうした届け出義務なりなんなりを、実効性の上がるものができるかということをおわせて検討していくことになろうかというふうにも思っております。

○佐藤観委員 本テロの資金問題は、決議としてはテロ対策の十二本目ということでありますが、表の総会に出ているのは九五五年のハリファックス・サミットのときからずっと出ているわけですが、だからそれ以前からずっと出ているわけですね。

自衛隊を出すことは一生懸命やつて、どんどん早く、早くと言つけれども、こういう問題につ

ては日本国自体が対応が非常に遅いのじゃないかということを感じておるわけでございます。ぜひこれは、このことについても、小泉さんじゃないけれども、自主的に、そして国際的にたえ得るように対応をとっていただきたい、とるべきであるということをお願いして、この問題ばかりやつてられないものですから。

杉浦外務副大臣、結構でございます。ぜひ私が言ったこと、また委員会でもやってもらいますけれども、理事会でもやってもらいますけれども、ちゃんと対応していただきたいと思ひます。次に、本法案につきましての問題であります。私たちも、リスクリーな、リスクの多い株式というものを銀行が保有するということには一定の限度、あるいはゼロだと言う方もいらっしゃると思いますが、あつてしかるべきだというふうに思っております。

そういう意味で、銀行経営の健全性、堅実性というのからいって、株式保有の限度を設けるということについては賛成であり、また、私も長いこと大蔵委員会時代からいっても、日本の資本主義の特徴というのは、持ち合い株が非常に多い、だから株式が市場に出てこない、ちよつと何かやるとすぐ株価が上がる、はね上がる、こういう体質を、株式の持ち合い状況というのが大変問題であるということとはかねがね言われておつたわけでありまして、そういう意味で、その面では私も制限を加えることについては賛成であります。

そこで、これはちよつと数字ですから金融庁の方で結構なんです。この法案自体はことしの三月末の保有株式が対象になっているわけですが、が、公式に、大手十五行、そのときの自己資本及び所有株式、金額で結構でございますのでちよつと挙げてください。

〔委員長退席、根本委員長代理着席〕
○原口政府参考人 本年三月末の時点で、主要行合計で株式等の保有額が三十三兆円、それからティア1の額が二十二兆円でございます。
○佐藤観委員 したがって、約十一兆円を保有

機構をつくれればこれから十年でさばっていくというところなのですが、金融大臣、一体、先ほど質問がありましたが、銀行がリスクの多い株式というものを、今度はいくらあえず自己資本、ティア1までということですが、基本的にどうあるべきか。

つまり、アメリカのように、今少し制度が変わりましたが、グラス・スティーガル法のように絶対禁止だ、今子会社はどれだけか持つていいということになっていいますが、というふうに行く道もあれば、ドイツのように六〇％以下を三〇％以下にしよという考え方もあれば、これから日本としてどういう方向にこれは持つていくべきか、そのあたりの議論はどうなつていきますか。

○柳澤国務大臣 これは、まさに今回の法案の御審議、特に保有制限については金融審議会の審議を煩わせたわけですが、御案内のように、現在の世界の主要国と言つていいと思うんですが、そこにおける金融機関と有価証券との関係、かなり区々でございます。

したがって、そういうものについての評価はいかにあるべきかということも議論されました。他方、先生御案内のように、また、私が先ほど来申し上げておりますように、バーゼル銀行監督委員会の方では、これをいわばリスク管理というスキームの中でリスク評価をして、しかるべき自己資本を持てばそれはそれで一つの行き方ではないかというふうな形で、いわば間接的な規制というふうなんでしょうか、そういうような形で持つていくというふうな議論もあるわけでございます。

それらをにらんで、今日日本の金融行政としてはどういふことを考えているんだと言われまして、今私がこの段階でこういう形というふうなことを申せないのは極めて残念なんです。ですが、正直のところそういう段階でございます。

したがって、私どもとしては、今回は二〇〇四年、これから三年たつたところからティア1の限度でとりあえず保有制限を縛る。まあバーゼルの方がどういふふうに出てくるかというところを見

て、我々はその段階で総合的に考えなくちゃいけない。それは同時に、バンキングビジネスと投資ということについてどういうビジネスモデルを日本、このからの銀行に見出させていくかということとも関連がある。したがって、このしばらくの間は、むしろいわばトランジショナルな移行期間というような形でとりあえずのことをやっておこうというのが我々の議論の現状だということだと言わせていただきます。

○佐藤 観委員 私がお伺いしたいのは、いわば銀行がリスクなものを持つということについての哲学といましようか、基本的にどうしていか。したがって、これは株式だけの問題ではないと思うんです。本格的には、これだけ膨大になった国債の問題、後で最後に財務大臣にちよっとお伺いしますけれども、そういうリスクというものについてもどうするかということもかわるわけでありまして。まあ、柳澤さんの在任期間は当面やらないかぬことをやるということになると思いますが、しかし、国債等のことについても忘れちゃならないことを申し上げておきます。そういうふうな、こういう制限になってまいりますと、これからの銀行のビヘービアとしては、新たな株式を購入するというのはだんだんなくなつてまいりますよ。強いて言えば、銀行のポートフォリオを改善しようということでは幾らか中で振替があるかもしれませんが、基本的には銀行の行動としてはだんだん株式を買うという行為自身は非常に少なくなってくる、そういう状況になつてくるだろうと思つていいわけですね。

○柳澤 国務大臣 やはり、ポートフォリオインベストメントということとしては、今先生が御指摘になつたような傾向というのは当然予想されると思います。

しかし、他面、ベンチャービジネスというようなものについてのエクイティーの取得ということには、全然なしではないんだろと思ひますし、今回もそういったものについては外させていただいておられますが、そのあたりのことが、ビジネスモ

デルとして一体日本の銀行はいかにあるべきなんだということがまだちよっと固まり切れていない。絶対だめだというよりも、むしろ我々としては、銀行についてもそういうベンチャービジネスに対する資金の供給先として期待をしなきゃならぬ段階だと思つておりますので、そういうことはやはりまだ残るんだらう、また、残つていいだらう、我々はどう思つていふことですか。

○佐藤 観委員 恐らく、見るところ、ベンチャービジネスというのはそんな大きな株数、資金ではないんだらうと思つていますから、それは私もわかります。

そこで、ことしの二月とか三月ぐらいに本問題がいろいろ出たときに、むしろ柳澤さんは、こういう買い取り機構を設けるやり方じゃなくて、株式投信に繰り入れる、繰り込むというふうな方式の方がベターではないかということをお主張なさつていた。考え方としてわかるのは、私はいろいろ考へてみて、一体銀行が先々持つていた方がいいと思う、ETFというものはそういうものを組み込むんだと思つていますから、先々持つていてもいいだらうと思つたものを銀行が放出するだらうか。

私は、ちよっと後からお伺いしますけれども、結局機構なんかに出すのは、こういう言い方は悪いかもしれないけれども、ばらばら出てきて、いいものは自分でとつておいて、銀行としてのポートフォリオの改善に努めるという行動になつていくだらうと私は思ふんです。常識的に。そんなにいい株を放出して、機構に売つて、あるいは市場に売つてくるなんてことは、やはり銀行経営者としては、将来持つていてもなるべくリスクが少ないと思ふものを持つのは当然だと思ふので、柳澤金融大臣が構想していただけた株式投信というのは、一般論としてはあり得ても、現実には余りあり得ないんじゃないかなと思ふに私は思ふんですが、その点はいかがでございますか。

○柳澤 国務大臣 私は、まあマーケット原理主義者というか、その端くれに自分を位置づけてはいないわけですが、そういうときに、銀行の保有株の制限を、今回そうなつていくわけですが、例えばティア1にした場合に、やはり相当のボリュームなわけでございます。それはそれでどうやって円滑に消化していくかというのは非常に大きな問題なんです。ございますけれども、そのときに、できるだけマーケットの力を活用したいということで、ETF、特にETFは、当時は日経二五のようにな、非常にその後順調な成長をたどつていふと言つていただいていいと思ふんですけれども、そういうものがなかつたわけでございます。私の発想として、そういうものと銀行の保有株の消化ということを考えたのは事実でございます。そんなことを国会でも話させていただいたことがございます。

今でも、佐藤委員もこのあたりのことは本当に大専門家であられるわけで、それはそれでとても私もそういう面が非常に強いんだらうとは思ひます。ですから、しかし、まだ私もそれを一般勘定には残してあるところからもうおわかりになりますように、一つの道としてやはり考えられるものである。ぜひ、このあたりのことについては、むしろこの場をかりないでやる向きが出てくるんじゃないかということが言えるわけであつて、ETFとかその他の投資信託で消化されるということがないことではないんです。その中で、そうしたことが、この場を活用するということがあるということも我々予想していいだらうということこのスキームがでさう上がつたということでございます。

○佐藤 観委員 大臣の言われていることも私も理解をいたしますが、だから何もこの道を閉ざす必要は当然ないけれども、銀行のビヘービアとして、ETFに入れないような株を放出するようにな行動になるかなということを私は思ふんです。もう一つは、どうしてもこの法案でわからないのは、売却時拠出金ということで、機構に売った

○柳澤國務大臣　これは、将来起こる現実のこと
でございますので、商売の機微とか資産運用
の機微に属することでございますので、私どもが
ここで何かそれを言葉で表現いたしますと、何か
笑いを誘うような話になってしまうというよう
なたぐいの話じゃないかと思うんですが、私は
あえて言わせていただきますと、やはりこれだけ
の、ほろ株と言われたんですが、ほろ株でないも
のというのが我々のこの要件でして、ほろ株はこ
こへ持ってこれられない仕掛けに、仕組みになつて
いるわけです。

それともう一つは、8%というのはどこから出てきたかといえ、やはり自己資本比率の最低のところから出てきているわけでありまして、これが現金化されることによってそれだけ資本が楽になるではないかというようなことも考えてこういうスキームにしてあるわけございまして、そここのところは総合的に商売の観点から考えられて機

○佐藤観委員　売れるものはトリプルBマイナスのものであるということも私も知っておりますし、しかし、つぶれたときの、破綻したときのマイカルはトリプルBだったというようなこともこれあり、それは大臣としては、先は上に、株価も幾らか上がるだろうと思って物を言わなければ答弁にならぬことは私もわかっておりますが、銀行経営者のビヘービアとして、同時期に市場があるのにつぶつぶと時価で市場に出さず、幾分か出さず

今などと出したら株価が影響する、私も銀行関係者にいろいろ聞いてみると、なるべくそここのころはやはり影響しないような売り方をしていまして、銀行協会の会長は、三月だか四月のときに、その辺は十分注意しておりますから我々でできますということを言つて、与党や、政府まで持つていったかどうか知りませんが、そんなこととしてもらわなくて結構ですという反対の姿勢を示しているわけですね。

そういうことからいいますと、私は、考えれば考えるほど、八%値引きして機構に出すか、値引きせずにそのまま仕値で市場に出すか、どちらかかを選ぶといったら、その金額にかかわる話ですか

しかも、御承知のように、これには二兆円の政府保証をつけるという話であります。しかも、それは当面ということでありますから、状況によつては予算総則でまたふえるのかもしれない。したがつて、こういうことを思いますと、どうもこの機構は思つてゐるようには機能しないのではないが、機能しないじゃなくて、最終的には結局国民の税金でしりぬぐいをする、こういうことになるだろうと私は思つております。ですから、反対なのであります。

一体これがPKOじゃない、株価維持操作じゃないということで盛んに言われていますけれども、トータルで見ればこれは株価維持であり、かつ、お伺いしますが、一体こういう機構、機関を設けている諸外国というのはあるのでしょうか。

私は、今大変な状況というのはわかりますけれども、やはり諸外国から見て、公正、そして資本市場というものが、あるいは株式市場というものが、発展をしていくような、やはりそこは公正なものでない、このようないろいろな手練手管をやってみても、結局は、長期的には日本のために何にもならない。最後はどうなるかというと、国民にもならない。全部しわ寄せがいくことになる、国民に思いますが、いかがでございますか。

○柳澤國務大臣　ほかにこういうことをやっている国があるのかと言われれば、私もそういうものがあるところで申し上げる準備もしておりませんし、また、客観的にもそうかもしれない、こういうふうに思います。

ただ、私ども、いずれの立法のときも、こういうボーダーレスの問題については、それなりのいろいろな識者の意見というようなものをボーダーレスに聴取しております。実はそう不用意に、勝手にいうか、やっているわけではないわけであり

○佐藤(観)委員 一番聞いていないのは国民ですよ。国民が負担するわけだから、最後は。技術的にどうあるうとも、最終的には、やはり結局は国民が負担する。今九兆円の資本注入をしたところ、あるいは今度の場合も、それからまた債権買い取り機構の強化をするという話も、結局は、最後は国民に負担がいくわけですから私は聞いているわけであります。

それで、そういう視点から、早期健全化計画に基づきまして、資本注人行につきまして、役員の報酬とか役員の給与とかあるいは従業員との給与とか、こういったものについて見たところ、その実績というのは計画よりもかなり上回っているところがある。優先株について、配当がなされているからいいという考えなのかどうかわかりませんが、柳澤大臣も、一億円を超えるような退職慰労

金というのはいかがなるものかという発言をなさっていますが、今後、この前出しましたフォーローアップにつきましては、優先株について配当がなさず、残っているにいたしましても、国民感情は、今申しましたように、九兆円を注入し、かつ今度でも一兆円、それから、これからの債権買取り機構の問題でまた国民の税金が使われるんでしょう。こういうときに、一体銀行の給料はどうなんだ、役員の給料はどうなんだということについては、国民としては非常に怒っているわけでありまう。

この点について、ことしの三月付のもののフォロアップが生まれたけれども、一体、これに対して、確かに優先株について配当がなされているようでありませうけれども、チェックしてみますとかなり計画を上回って支払われている、こういう

ことについて金融庁としては今後どういう対応を
してまいりますか。

○柳澤国務大臣 フォローアップ作業というのを
しております、今先生がまさに御引用になられ、
またごらんになられているということが、そのこ
とがもう、我々がこのスキームのもので期待して
いるパブリックプレッシャーというのか、そういう
ことが機能しているということだと一つ言わせて
いただきます。

それから、そういうようなことがあったときに
は、当然、フォローアップのときには、その理由
というものを徴求、聴取しているわけでございま
して、それぞれについて、例えば、リストラをし
て若い人がやめて、平均給与の高い人たちが残っ
てしまっているとか、あるいは役員で申しますと、
割と長く勤めた人が、計画のときには平均値で
やっているわけだけれども、具体の問題になって
くると、それはもう高いところあり安ところ、
そういうでこばこが平均値との間で出るといふこ
とはあり得ることだというような説明を受けてい
るわけです。

いずれにせよ、その上で、我々は、この金融再
生委員会当時示した方針に従いまして、その結
果が三〇％当期利益等でぶれた場合というのが代
表的なことですけれども、そういうような場合に
ついては業務改善命令を行政上の措置として発し
ておりまして、それについてこれからどのような
改善をすることを想定しているのかというような
ことについて徴求をしているところとございま
す。

こういう措置に従って、大幅な追加のリストラ
等の代替措置をするというようなことが現在申し
出られ、その線に従ってまた実施がされている、
こういう状況でございます。

○佐藤（観）委員 経営健全化計画、フォローアッ
プが我々に示されることは、それはそれなりに前
進とは思いますが、

ただ、これを見ますと、平均役員退職慰労金、
計画したものよりも実績が倍になっているところ

とか、某銀行は四千万が八千七百万になっている
とか九千万が一億四千万になっているとか、某
銀行、六千万が一億四千九百万とか、あるいは平
均給与月額というの、計画よりも出ているところ
がほとんどですよ。しかも、この表の中ではボー
ナスが出ていませんね、銀行のボーナスというの
は。

ですから、こういったことを見ますと、ただ、
今、柳澤さんのようにずっと眺めているだけでは、
しつかりとこれは行政指導してもらわなきゃ金融
庁としての値打ちがない、金融庁がある意味がな
い、経営健全化計画をつくっている意味がないわ
けであります、このことをしつかりやってもら
いたいと思いますが、一言、それだけで結構です、
あと、まだたくさんありますから。

○柳澤国務大臣 仰せのとおり、しつかりやらせ
ていただきます。

○佐藤（観）委員 それから、せっかく財務大臣い
らっしゃるのに、法案が金融庁関係が主でありま
すからそう言ったのでありますけれども、国債の
膨大な発行、この返還、これから先々大変な状況
になってくる。それは、小泉さんが言われるよう
に、五十兆の収入で三十兆借金するというのは、
もうこのこと自体、異常。これがまだ恐らく何年
か続いてくるのでありますから、大変な状況だと
思っています。

国債の今後の償還の問題あるいは国債市場の問
題については、本当は本格的にやらなきゃいかぬ
のですけれども、ちょっと時間がありませんので、
一点だけ、補正予算に関連して、そのことをお伺
いしたいと思うのであります。

というの、一つは、新聞等によりますと、一
兆七千億円の国債発行許可額というのか、限度額
というのでしょうかあって、一兆六千八百億で
とまっているというふうなことが出ています。要
するに、平成十三年度を通して三十兆ということ
で完全にできるのかどうか。これは我々新聞でし
か見ていないものですから、また法案は、もちろ
んこれはまだ出ていませんから、来月早々に出る

のでありましようが、現時点において、財務大臣
として、この三十兆円の枠内におさめる自信を
持っている、こういうことが言えるのかどうかと
いうことが一つであります。

それというのは、最近の長期金利とか株価の推
移とか、あるいはこれからの国債償還の状況を見
てみますと、私は、かなり危機的な状況、一触即
発の状況じゃないかというふうには思っているわけ
であります。

例えば、ムーディーズが日本の国債の格を格下
げの方向で見直すというのを九月の六日になされ
ている。それから、九月の十一日、くしくも米国
で同時多発テロがあった日でありますけれども、
S&Pが、ネガティブアウトルック、つまり下方
修正の見通しというものを示している。

こういう状況の中で、この補正予算で三十兆を
超えるということになりますと、市場はかなり値
崩れ的な、つまり、何だ、これも守れないんじゃないか、
そういう雰囲気になってくる危険性とい
うものを私は持っていると思っているわけであり
ます。これは、市場関係者等々も、聞いているわ
けじゃありません。本格的にはまた別の機会にさ
せていただきますが。

そういう面で見ますと、この補正予算で残り
の一兆七千億以下でおさめるということとは非常に
大事なことでないかというふうには私は見ている
ものですから、そのところは、塩川財務大臣は
自信を持って佐藤さんの言われるようにいたしま
すということになるかどうか、その点についてお
伺いいたします。

○塩川国務大臣 応援団いただきまして、ありが
とうございます。

おっしゃる通りに、八月ごろから九月にかけま
して、世界の格付民間会社でございますが、それ
ぞれいろいろ予測を出したりしております、これ
を私は非常に深刻に受けとめておりました。
日本の権威にかけてでも格付は守っていききたい
と思っておりますので、そのために、やはり三十兆
円で、国債の発行は、これからそういう安易な財

政の資金に頼らないんだという姿勢を明確にする
という必要がございまして頑張っておるところで
ございまして、御理解のほどお願い申し上げます
と存じます。

○佐藤（観）委員 いや、結論的にはおさまるん
で、

○塩川国務大臣 補正予算は、この三十兆円以内
においておさめてまいります。

○佐藤（観）委員 それから、けさ国会へ出てきた
ら極めて不愉快な記事が出ておりました。それは、
本法案の実務的な責任者でございいます原口総務企
画局長の問題でございいます。

九六年、九七年にあなたが近畿財務局長のとき
に、大阪地検、大阪高検、神戸地検、兵庫県警、
京都地検、九七年のときには和歌山県警、大阪高
検、京都地検、京都府警、大阪府警、この接待を
したという記事が、九七年一月、九七年十月、九
七年三月、九六年もありますね、したという記事
が出ております。

私が言うまでもないけれども、九六年前後に官
官接待ということで大変問題になって、九五年に
は自粛、九六年には禁止をするということまで、
かつ九六年の十一月には大阪高裁が、相手も中身
も明らかにできなければ一人六千円が限度、こう
いう判決まで出ている後に、なおかつ、近畿財務
局長である原口さんを中心にして、俗に言う官官
接待がなされていたということが報道されておる
わけでございます。

一体これは事実なのかどうかということ、そ
れから、検事長とか刑事部長あるいは高検の検事
とか、こういった人を接待してどういうメリット
が当時の大蔵省というのにはあるのかなというふう
に思いますが、特に重要なことは、既にそのとき
に官官接待ということで大きく世間は問題にな
り、自粛及び九六年からは禁止ということになっ
ているにもかかわらず、報道によれば、こう
いうことがなされています。しかも、これは読売
新聞の情報公開請求で開示された文書であります
から、そううそではないというふうに思いますが、

まず御本人の答弁をお伺いして、財務大臣としてどう処理なさるのか、お伺いをしたいと存じます。

○原口政府参考人 御指摘の会合につきましては、当時、業務の必要性等考慮して行ったものでございませうけれども、場所等の選定については、もう少し慎重であつた方がよかつたかなというところを感じておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 そう私も追及するつもりはなかつただけけれども、場所が悪いだけというようなことを言つて、必要性があるようなことを言つています。どういふ必要があるんですか、この地検やらあれやら。その当時は、金融事件というのが随分出ていたし、おたくの管内でも旧阪和銀行が倒産するというようなことがあつた背景も言われておりますけれども、地検の人や警察の人をどうして財務局がやる必要があるんでしょうか。

○原口政府参考人 個別の内容についてはあれでございますが、例えば、一つ例で申しますと、当時、金融機関が破綻をいたしますとその警備をお願いしなさいかぬというようなこともございしますが、事の性格上、これは突然、前広にお願いするわけにもいかないというようなこともございしましたし、一般的に、いろいろな情報交換をする必要があつたということでございます。

○佐藤(観)委員 あなた、余計なことばかり言うからだんだん時間がたつてくるんだよ。高検や県警がつぶれた銀行を警備しますか。あれはおのの金融機関がちゃんと警備会社を雇つてやるのであつて、わざわざあなたが、あなただけじゃないけれども、財務局がわざわざそうしなさいやうてくれないうです。

特に、あなた、何で地検や何か警備に関係あるんですか。これは、素直に認めればいいものを、余計なことを言うものだからどんどん長くなるので……。

○原口政府参考人 いや、一例として申し上げたわけで、すべてそういうことであつたということではございませんので、御理解いただきたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 もう時間ですからやめますが、あなたが監督すべき金融機関が破綻の事件がいろいろと多い。それを調べたり告発したりするのは地検や高検やいろいろなところの仕事なので、何で財務局がお金を出して、しかもそれは公金でしよう、恐らくです。調べていなければいかぬという、その理由がわからぬ、私には。

時間ですからまた次の人に譲りますけれども、財務大臣、あなたの管轄下でしょう、これは。事件自身は九六年の話でありますけれども、どういふ処理をなさいますか。

○塩川国務大臣 私はきょう新聞の写しを、リコーを拝見しました程度でございます。これはよくあることでございまして、現在はそのうちとはもう全然ございせんが、以前はよく情報交換とかあるいはお互いに意思疎通するとかいうこと等で会合をやつておつたことは事実でございますが、その流れの一環として、その当時の局長が先輩のしきたりを因習してやつたのではないかと、私はそう解釈しております。その当時における状況等はわかりませんのでコメントいたすことはできませんが、あつたことに對しまして、この際ちよつと検討してみたいと思つております。

○佐藤(観)委員 時間ですからやめますが、私がたびたび言つてゐるやうに、重要なことは、九五年前後から、前から、官官接待というのは問題になつてゐるわけですよ。そして、九五年には、これは各省自粛しなさい、九六年から禁止になつて、今細かい規程がございすよ。ですから、大臣みたいなそういうののんびりしてゐたことを言つてもらつちや困る、これは。ここだけあつた話じゃないんで、あの当時は周辺、いっぱい問題があつて、今細かい公務員の倫理規程ができてゐるわけでありまして、きょう朝コピーを見た。私も今朝コピーを見ただけで物言つてゐるわけですから。

今後の処置につきまして求めておいて、この問題については、他の議員もおられますので引き続き

きやつていただくことにいたしまして、私の質問を終わります。

○山口委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時一分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。末松義規君。

○末松委員 民主党の末松でございます。久々に質問させていただきます。

まず、今回の法案のことに入る前に、きのう日経の記事に、柳澤金融担当相の私的懇話会である日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会というものが二十四日開かれて、不良債権の問題などの対応について話し合つたということで、新聞の見出しでいくと、「だめな銀行は退出を」というような意見が主流であつたと。日本は銀行が多過ぎる、伸びる銀行は伸ばし、だめな銀行は退出を促すべきだという意見が大半を占めたという話なんです。この点について、金融担当相の御意見、御感想をちよつとお伺いしたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 今御指摘の懇話会、二回の会合を了した段階ですけれども、これは事柄の性質上、議事録等の開示についてはそれぞれ座長、蛭山先生がお務めいただいてゐるわけですが、座長が記者会見をされて要旨をお伝えするというところで進めさせていただいております。

まだ、初めの議論とかお話という段階でございますので、どういう意見が出たというやうなことに對して、出た意見について何かコメントを申し上げるというやうなことは差し控えた方がいゝんではないか、これからの議論を大いにしたいとたくということが大事じゃないか、こんなふうにかへます。

○末松委員 ちよつと事前の質問にはなかつたんですけれども、一応大臣の基本的な考え方の中で、やはり効率の悪い、あるいは非常に厳しい銀行と

いうのは、いや別にこれはひつかけの問題でも何でもないですから、そういう銀行は、やはり市場の原理に照らしてある程度淘汰されていくことが、日本にとつて今求められてゐるのか。あるいは、やはり昔からの護送船団という形で、一つのおくれをとつてゐる銀行を基準にして、すべてすく上げていくことが必要だと、どちらで大体お考えですか。

○柳澤国務大臣 護送船団方式の金融行政は、私は、一九九七年十一月の大手行あるいは大手証券会社の破綻という事態において、日本の国の金融というものは明らかに転換をしたというふうには認識してゐます。

ただ、いきなりそういう現実を国民にすべて消化しろと言われても、これはもう余りにも激変に過ぎるということから、緊急措置の二法が制定されて、緊急的な対応が行われたわけでございましてけれども、これらはいずれにせよ臨時異例の措置であつた、こういう状況が現在立たされてゐる我々の金融の状況だし、金融行政の状況である、こういうふうに思ひます。

私は、基本的に市場原理を主として、しかしまた、信用秩序の維持という大事な理念というものもありますので、それらを総合的に勘案して、しかし、そうは言ひながら、できるだけ自己責任、自己規律のもとでの金融の運営、金融システムの安定というものをかち得ていかなければいけない、こういうふうにかへてゐるということです。

○末松委員 どちらかへていくからというの、なかなか言葉では美しいんですけども、やはり最小限のルールの中できちんと競争していかなきゃいけない。その効率について、やはり市場で判断を下すというのが私自身は基本であると思つております。そう単純なものじゃないよとおっしゃるかもしれませんが。

それでは、ちよつと今度の、株式の買い取り機構の関係について、この法案についてお尋ねいたします。

ネットが必要なのかという観点からお伺いをします。

といいますのは、私なんかが見れば、かなり急にこういうことを言い始めたというのは、何か唐突な感じがするんですよ。そもそも、銀行の株の保有については、アメリカ等を含め欧米の方ではかなり制限的な考え方がずっと主流を占めてきたわけです。我々民主党も、そういう意味で、銀行の経営の健全性ということから考えれば、それはやはり株は持ちやいけないというぐらいまでかなり厳しい考え方をしているわけです。

そういうふうなことが世界的に明白でありながら、日本の銀行というのは、特に株の持ち合いというか、これが常態化してきたわけですね。それには幾つかの理由があるとは言っておりますけれども、それを大蔵省もずっと指導してきたような節もあるわけなんです。それが急に今度、八%という、パーゼルの銀行監督委員会ですかそういうふうな議論にもつて、そこで八%以上持つてはだめだ。そうしたら、余分な株が十一兆円分ぐらいある、それを短期間に売らないかぬというふうなことからこんなセーフティーネットをつくるというのは、ややいささか計画性がないように思うんですけれども、いかがでしょうか。

と同時に、今まで銀行の業態をそのまま認めておりながら、急に変わったところ、これは政府に責任があるんじゃないですか。

○柳澤国務大臣 株式持ち合いが非常に行われたということは御指摘のとおりであります。それを大蔵省が何か奨励をしたというか、そういうふうなおっしゃり方が今あったやにお聞きしましたけれども、私の記憶ではそういうことはなかったというふうに思います。

そういうことですが、現実問題として、日本の株式保有については、公正取引的な見地から、一社については五%しか持つていけませんよということはあるんですけども、銀行の資産保有の健全性の観点から総量規制をするというような規制はなかった、これがこの事案についての銀行法

の体系が定めるところであった、こういうことでございます。

それを、どうしてこういうふうな、唐突にとおっしゃるわけですか。それについても、今委員も若干言及されましたけれども、パーゼルの委員会の方でも、実際に証券、あるいは特に株式についてのリスク管理というもののあり方がどうあるべきかということが実は論じられているわけです。当初の予定ですと、私どもが保有制限をする二〇〇四年には、そのパーゼルの方の規制も始められるというふうなスケジュールのもとでの議論が進んでいったわけでございます。

したがって、私どもとしては、そのパーゼルの二〇〇四年の規制がどういうことになるかですけれども、それ以前に、むしろそのパーゼルの規制というものをスムーズに受け入れられるというようにしておく必要がある、こういうふうにも考えたいわけでございます。若干パーゼルの方は延びましたので、それなら延ばせばいいじゃないかというふうなお話にもなりかねないわけですが、そこはやはりもう早目に、前広に、そういう受け入れの体制を整えておくということは悪いことじゃありませんから、私どもとしては、既定の方針に従って二〇〇四年を目途にして残高そのものを、保有残高そのものを縮減しておこう、こういうことが今回の背景でございます。

○末松委員 今大臣言われましたけれども、パーゼルの委員会が二〇〇四年、当初はそうだったという話を聞いておりますし、それが二〇〇五年になったと。この一年間というのは結構大きいのですよね。

なぜかという、その十一兆円のうち、銀行で株式を九兆円ぐらいいは消化できるといって、あと二兆円分の株式保有を今度の機構に買い取らせろというふうな話があるわけですよ。でも、平均して一年間に三兆円ずつ、三年間でやりましょと。そうすると、二〇〇四年ぐらいいまではそこであるわけですね。そして二〇〇五年という話であれば、あと一年たてばその二兆円も市場で消化

をできるわけですよ。

そういうふうな、このセーフティーネットをつくる必要がないということとは考えなかったのですか。あるいは、そういうふうな延長しろという働きかけも日本は一切やっていないのですか。

○柳澤国務大臣 率直に言つて、これは上限を決めたということとして、それ以下であつちやいけなとかということはありません。むしろ、それ以下である方が望ましいというふうなこともあるわけですね。上限いっぱい保有というのを一年前に実現したといつて何か責められることはないわけですね。我々としては、基本のところは、何というか、まだ確たる基準というものを想定しているわけではないのですけれども、パーゼルの基準というのを考えたときに、相当の、この自己資本とティア1と同額というふうなことを以上のきついレギュレーションになるといふふうに、これは一般論ですけども、まだ決まっているわけじゃないけれども、考えているわけでありまして、今程度の保有の規制というものはできるだけ早く実現した方がいい、こういうふうな考えているということですよ。

○末松委員 答えてください、私の質問に。だから、延長を働きかけたとか、あるいは二〇〇五年からとか、そういうことでやればいいじゃないかと。別に、上限云々かんぬんを私は言っているわけじゃないのですよ、期間的なものを言っているのですよ。

いいですか。私のポイントは、あと一年やれば、二〇〇五年までにやれば、このセーフティーネットが必要ないじゃないか。銀行の市中消化によつてということとは考えなかったのか。あるいは、その延長を働きかけなかったのか。そう言っているのですよ。答えてください。

○柳澤国務大臣 私、答えているつもりです。また、委員が言われる働きかけなかったのかというふうなことの意味がちよつとわからないのですけれども、もう少し、わかるようにちよつと表現していただければと思います。

〔委員長退席、佐藤副委員長代理着席〕

○末松委員 再度申し上げますけれども、つまり、二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年、この四年間までに、大蔵省の資料ですよ、それによつたら、総量十一兆円の自己資本以上の株式を銀行が今持つている。だから、そのうちの九兆円は従来からの銀行の市場による株式の消化によつてそれははけるだろうと言つていて、あとの二兆円ぐらいいが実ははけないから、それを株式買い取り機構に買い取らせるといふような説明を、私は実は受けたのですよ。それはそんなに間違つていないのかもしません。

であるならば、あと四年目を、四年目、つまり二〇〇五年も銀行に市中で株を売らせて、そういうふうなやればこのセーフティーネットという、十一兆円というところであればそれは消化できるんじゃないですかということ、もうちよつと突き詰めて考えれば、パーゼルの委員会にそれをちよつと働きかけるといふようなことは考えなかったのかと言っているわけです。

○柳澤国務大臣 わかりました。ティア1と同額の今度の保有制限というのは、パーゼルの委員会とは関係ありません。パーゼルの委員会から言われたのでティア1と同額にしていくというわけではないのです。

パーゼルの委員会の資産のリスク管理というのは、最終的にはリスクウエイトに表現されるようなものなのです。そうすると、それはなかなかきついで、正直言つて、自己資本とティア1と同額にしておけば、それ以上のきつさというものを銀行が考えなくていいかということ、そういうものじゃないという想定があるわけですね。

したがって、私どもとしては、既定方針でできるだけ早くにこの保有制限というものを実現すれば、早ければ早いほどいい、こういうのが実情なわけでありまして。

○末松委員 まだ正直言つて、早ければ早いほどいいということであれば何で二〇〇四年なんだという話が、また当然出てくるわけですよ。

そこはお答えにならないというのだったら、それはそれでよいが、ありませんから、ちよつと次の質問に移りますけれども、そのバーゼルの基準の方というのは、基本的にいけば、これは金融監督庁の資料なんですけれども、銀行の業務内容やリスク管理の手法が多様化する中で、すべての銀行に同じリスク計測手法の採用を求め続けるならば、かえってリスク管理の向上の妨げとなりかねないことから、多様な選択肢を提供する必要があることという理由のもとに、先ほど言ったリスクウエイトの問題なんかも含めて考えているわけですね。

先ほど大臣も言われましたけれども、要は、一律に、例えば株式の保有が、リスクウエイトのこの分母が、百のところが百五十になったというから、だから、では株式については自己の保有するティア1のレベルまで、日本の銀行はすべてそれに右へ倣えしろというようなことを、どうして決めたのですか。

もうちよつとリスク管理の多様性ということを考えれば、必ずしもそのバーゼルの基準はそんなことを要求しているわけじゃなくて、バーゼルの基準はあくまでも、八〇、これをきちんとクリアしなさいよと言っているだけなんです。

ということであれば、まさしく護送船団方式、それ以外の何物でもないじゃないかということになるのですが、どうですか。

○柳澤国務大臣 バーゼルのリスク管理というのは、非常に資産運用の多様化というようなものを認める形で、できるだけ細かくこれから資産というものを見ていく、こういうふうにしていくわけですね。そういうことで、株式についても、特にポートフォリオインベストメントに使われる株式なんかについては、恐らくそういうことの一番の規制の眼目になるだろう、こういうふう

に思うわけですね。
そういうことが片つ方で進んでいるというときに、日本の銀行の株式保有がそのバーゼルのリスク管理にうまく適合できていくかどうかということ

とを展望したときに、なかなかこれはきつい、正直言つて。こつちの方が最低どのくらいになるかというふうなことを交渉当事者というのは大体目星をつけているところなんです、そういうふうになつてくるときに、これをそのときまで、バーゼルのリスク管理があるまで待つというの、極めてやはり行政としてもまずい。できるだけその前に保有額そのものを圧縮しておく方が、やはりバーゼルの次に来るリスク管理の体制にうまく適合できるようにするだろう、こういう考え方であります。

ですから、だから「当分の間」というような言葉も書かれてあるというふうには先ほどもお答えしたわけですが、でも、できるだけリスク管理の方式というものをレベルの高いところで受け入れるにはどういう準備が必要かといつたら、本当に今のは明らかに、世界でも類が見られないぐらいの株式保有の比率になっていきますから、この圧縮をまず図っておくことが大事だ、こういう認識が我々にあるということでもあります。

○末松委員 そこまで大臣おっしゃるんだつたら、どうして去年からこういうのをしているかなかったんですかね。去年、法案提出してもいいわけでしょう。つまり、私が言いたいのは、ちよつと政府が遅いんじゃないか。

いいですか。このバーゼルの見直しについてはいろいろとずつと経緯があるわけですよ。それなのに、実はことしまで引つ張つて、じゃあと三年間しかありません、銀行の株を一律に売れば市場が下がります、それで、だからこれは混乱して、それじゃいけませんから買い取り機構をつくらにやいけませんという論理は、ちよつとこれは無理があるんじゃないですか。だつたら何でもちよつと早く準備をやらなかつたんだ、あるいは、もしことしやるんだつたら何でもちよつと遅くこの期限を設定しないんだ、そういうふうによれば別に買い取り機構なんか必要ないじゃないかと私は申し上げたいんですよ。
○柳澤国務大臣 まず、委員がおっしゃっている

のは、ティア1同額、最上限同額というのはもつと後の実現でいいじゃないか、後の時期に実現することではないか、こういうことだとおっしゃるんだとしたら、それは、私かねてずっとお答えしているように、できるだけ早くの方がいいんです、ということをお願いすることが私の答えだということでございます。

今度は、この規制自身をなせもつと早目にやらなかつたということについては、まあそういう所しりというか、そういうものもあり得ると思うんですけれども、片やバーゼルのいろいろな議論というの、いろいろな紆余曲折をたどっている。ついに若干延ばすということになつたくらいになかなか難しい議論が行われているということでありまして、まあそこところは、行政の一つの裁量として今回の時期が選ばれたということで御理解を願うほかない、このように思います。

○末松委員 ちよつと曲解しないでください。私は、銀行のこの保有制限そのものをだめだと言っているわけじゃないわけですよ。ただ、私が問題にしているのは、短期間で株を売るから株式市場が下がるから、だから買い取り機構をつくるという、この一点に私は実は批判をしているわけですよ。必要性がないんじゃないかと。それについて大臣お答えにならないので、もうちよつとお話をさせていただきます。

つまり、短期間で売らせるということがメインな理由であるならば、どうも売れないかもしれない、あるいは株式が下がるかもしれないという理由でこの買い取り機構を持つていつているということでありまして、ちよつと私聞きたいんですけれども、例えば欧米の諸国で株式の買い取り機構、こんなことをやつたところがありますか。

○村田副大臣 事実のことなものですから、私の方から答弁をさせていただきます。この法案におきますこのような機構というのは、G7の諸国においては存在しないということでございます。

○末松委員 ちよつと今痛々しいお姿で答弁され

ているので、それ以上追及するのは大変あれですが、G7だつて、もともと日本みたいに株の持ち合いをがんにやっているとところは少なかつたということはあるかもしれません。

ただ、やはり欧米の方も銀行業の健全性を考えるならば、日本もそれを倣つて、今あたかも銀行の株の過剰な保有はよくないんだと言われているけれども、少なくとも、昔大蔵省が指導しなかつたにしても、それはいろいろな関係者から聞いたときにはそういう情報が入つてきましたから言いますけれども、もしそれを、積極的に推進はしなかつたまでも許容はしていたわけですよ、指導監督の立場にある大蔵省が。ですから、そういったところの転換をさせるというのであれば、本当に早くからきちんと方向性を立てて、バーゼルの議論の紆余曲折があるからとかそんな理由じゃなくて、もつと日本としては早くからやるべきだつた。

柳澤大臣はまたこの大臣のポストに戻られたわけですが、でも、その前のときからきちんとしていうのを言うべきじゃなかつたのかと思うんですけれども、何かあたかもことしになつて、いや、これが正義なんだみたいな言い方をされると、銀行業界の方も何だという話になるんですよ。その点についてはいかがですか。

○柳澤国務大臣 株式の持ち合いについてもつと早く手を打つべきであつたということでありまして、いや、そう言われればもうそのとおりだと言わざるを得ないんですが、やはり、銀行行政、金融の健全化ということに取り組みに当たつても、非常に問題は多岐にわたる、あえて言えば山積しているわけですね。それをすべてに透徹して、すべて一挙に一動作で片づけろと言われれば、それはもうそのとおりなんです、ちよつと片づけられ、やはり、状況を見て一つ一つ問題を片づけていくほかはないというの、また一つの現実なんです。これは、それをすべて神様のように全部見通して周到にもつとやりなさいと言われれば、それはもう、そこまで言われれば、そのとおりですと言

すよね。

だから、そういった意味で、本当に国民最小負担の原則というのをこの法律が貫いているのかどうか、そこを大臣、本当にどう考えていますか。

○柳澤國務大臣　ですから、先ほども申したように、国民負担最小の原則というのが大事な原則としてありますよ、しかしまた、このシステムを動かさなきゃならない、こういうこともありますよ、そこをどこにバランスを求めるかということなんですよというところで御理解をいただくことについて我々は提案をしている、こういうことです。

○末松委員　もし、そこまで、国民最小負担の原則が大事だ、最も大事だとさっき言われましたよね。ならば、何でこの法律に、その一条があるいは基本目的にそれが書いていないのですか。何も書いていないじゃないですか。そこはもうなんですか。

○柳澤國務大臣　書いてある、ないというのは大変重要なことかもしれませんが、私どもとしては、そういうことを現実の規定の上、現実の仕組みの上でそういうシステムをつくっておくことがより大事だ、このように考えています。

○末松委員　言葉でそんなに何回も言われても困るんですよ。法律にそこはきちんと明記してくださいよ。それだったら話はわかるんです。それは当然常識じゃないか、当然常識ですよ。それが何で法律には、このポイントに入っていないのかということなんです。いや、実際に使いません、本当に使わないのですかと言いたくなるわけですよ。本当に二兆円で済むのですかとも言いたくなるわけですよ。そのときに、その原則を入れ忘れたという話じゃ通じませんよ。大臣、そこをもう一回お聞きします。

○柳澤國務大臣　ちよつと私の話の趣旨が通じていないのじゃないかと思うんですけども、私どもは、その文言が入っていることも大事かもしれないが、そのことが現実の仕組みの上ででき上がったということが大事だというふうに考えています、そういう仕組みを我々はつくっているという気持ちで今この提案を申し上げている、こういうことを申し上げたのです。

○末松委員　そういう精神規定も入らずに、いや、もうこの仕組みをそういうふうと考えていますか

ら大丈夫ですというほど法律は安易につくられるものなんですかね。

私はこれ以上申しませんけれども、ここは本当にそういうことを考えて、あなたはさっき言ったんですよ、最も大事な原則だ。それが入っていないものを、国民に何で法律をこういう形で提示するのか理解できない。そこは本当に、できたら修正していただきたいと思っています。

それから、ちよつと財務大臣にお伺いします。大臣、起きてください。

もしこの政府保証で損失が生じたとした場合、この損失保証というのは、この財政措置的には一般会計から損失補てんするんでしょうか。あるいは、国債みたいなものでまた対応するんでしょうか。

○塩川國務大臣　十年先のことでございますいたしますので、まだ今のところ予測いたしませんけれども、恐らく一般財源で補足することになると思っております。

○末松委員　これは、十年先になってすべてこれを清算されるんですか。ちよつとそこの辺、済みません。私、もうちよつと別の方式かと思つていたので。

○原口政府参考人　機構の存続期間を十年としておりまして、そういう最終的な損益の確定なり、それに対する補てんが万が一必要な場合の措置については、機構の解散時に処理をするということとでございます。

○末松委員　あり得る想定の中で、二兆円か、あるいはそれ以上かもしれない不安視する方もいます。あるいはそれ以下かもしれないという方もいます。

そういう中で、いずれにしても、何兆円かという単位なものですから、これ、例えば将来、国民の負担になることは事実なんです。ですから、小泉さんが、国債は三十兆円までに抑えろとか、国の将来の借金をふやさないようにできるだけ努力する、そういうことを言っておられる中で、どうもそういう方針と、これは二兆円、三兆円

だと、今二兆円という枠がありますけれども、それをまた国民の将来負担にするという関係でいけば、それはまだわかりませんよ、実際。これはそれより使わないかもしれないけれども。

そういうところで、もつと言え、だからこの買い取り機構なるものは私は必要ないと思うんですが、ちよつとくどいようですが金融大臣、再度お願いします。

○柳澤國務大臣　セーフティーネットですから、これは、何というか、セーフティーネットとして意味があるというふうに我々考えています、こういう仕組みを置いていただきたいという考え方で御提案をさせていただいているわけです。

セーフティーネットというのは、まず、使われなければ使われなくて一番いいわけです。だけれども、それがセーフティーネットがあるということとは、マーケットにどれだけの心理的影響があるのだと専門家が言われるかもしれないが、いざというときにはここに、いわばオーバーフローしたものを受けてとめるものがありますよということとは、それなりにマーケット心理にも影響がある。使われないのがいいのだけれども、あることに意味があるという考え方も私はでき得るというふうには思っているわけであって、ぜひこの存在を認めていただきたいと思っています。

○末松委員　ちよつと仕組みの中に入っていくまじけれども、例えば、ちよつと私も見ただけで、先ほど朝も佐藤議員の方からこの質問があったと思えますけれども、銀行としては、自分の持っている株が、市場の株価の方が簿価よりも高ければ、それは市場で売ります。そういうふうには売れない、いわゆるぼろ株をこの機構に全部買い取らせるのじゃないかという不安があるわけですよ。これはみんなそう思いますね、仕組みを見ていて。

なぜかという、銀行の関係者が、この機構の理事とか、あるいは担当の役員かどうか知りませんが、そういう幹部になるわけでしょう。そうしたら、利害が相反する人が、同じ人たちがやるわけですよ。ということであれば、そういうたばろ株

を高値で買って、それで後、低いところで売ってしまうということで国民に損が出る、これは計画的な犯行じゃないかというように言う人もいます。それについてどう考えられますか。大臣、お答えください。

○柳澤國務大臣　お答えします。ぼろ株を売るごみ箱になるのではないかとすることは、株式の銘柄とか、株式の要件を定めおけるわけでありまして、そういうことにはならないような担保の規定が置かれているということ御理解を賜りたいのです。

それから、役員が銀行の出身者であるということですが、これは準公務員という身分を与えておきますし、守秘義務もかかっていますから、売り先の金融機関と情報を共有して云々ということなどはあらかじめ遮断されているということでもあります。

なお、それに加えて、これは丁寧なんですけれども、運営委員会でその買い取りの方針、そういうことを決める。これは、第三者的な人たちが委員会を構成して決める、議決をするということになっておりますから、そうした担保も規定されているということ御理解を賜りたいと思います。

○末松委員　なかなか理解できないんですよ、そこが。

運営委員会について、もうちよつとお聞きします。あらかじめ質問してあったと思いますけれども、運営委員の責任というのはどういうことなんですか。もし例えば、国民最小の原則からいって、これはちよつと明らかに不合理だというような売買をやったとか、そういうところの判断ミスというようなことというのは、何か責任を彼らはとるんですか、全くとらないんですか。

○原口政府参考人　機構の役員につきましては、総会において解任することができるほか、法令等に違反する行為があった場合には、内閣総理大臣及び財務大臣が機構に対して解任すべきことを命ずることができるようになっております。

また、運営委員会の委員につきましても、職務上の義務違反があった場合には、理事長が解任することができるよう省令で定めることを予定しております。

そのほか、利益相反行為を回避するための代表権の制限でありますとか、機構の運営委員会の委員に対する守秘義務など、所要の法的制約を課しておりますので、そういうこと全般を通じて機構の運営の適正が確保されるというふうに考えております。

○末松委員 国民から見ても、委員が解任されて、ころころかわったって、別に何ら問題ないんですよ。問題ないというか、要するに国民にとって大事でも何でもないんですよ。ロスが国民に来ること自体が問題なんで、それを、だれが役員になって、何かミスをしたから、ただかわった、かわったというだけが責任ということじゃないと思うんです。そこはちょっときちんとしておいてくださいよ。

もし、その委員が自分の資産でもある程度そこで補償するぐらいの気持ちであるんだしたら、国民最小の原則というものがあってもいいかもしれませんけれども、一切、おかしい役員がかわりました、ミスをした役員がかわりましたというだけで責任をとったなというところは、正直、言ってほしくない。

それから、質問をさらに続けますけれども、運営委員会の議事録というのは公開されるんですか。それと、同じように保有株のポートフォリオ、これについても公開するんですか。

あるいはさらに、売買の前にいろいろと公開するのは差しさわりがあることはあるかもしれないませんが、売買記録、売買した後それについての記録は、当然国会がチェックするときには必要ですから、当然それは公開されるべきだと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○原口政府参考人 先ほどの点について補足させていただきますと、まず、機構の運営委員会の委員等が故意または過失によって機構に損害を与え

た場合は、損害賠償の対象になるというのは当然のことだと思っております。

それから、今の情報公開の問題でございますが、非常に直接、間接に株式市場にかかわるという特殊性にかんがみまして、透明性ということも大事ですが、一方における、市場における仕手取引的なものの誘発というふうなものを回避しなければいけないといった点も留意する必要があると思えます。

こういうことを踏まえまして、機構の情報公開といたしましては、毎年度の貸借対照表、損益計算書といったような基本的な財務諸表ですとか、あるいは買い取りの株式に関する情報につきましても、個別のものは別といたしまして、可能な限り詳細な情報をタイムリーに開示するということは大事なことでございます。できるだけタイムリーに開示をしながら、また一方で、ただ市場の混乱を招かないようにというところを十分工夫して、これは運営委員会等で細かくは議論をしていただく必要もあると思えますけれども、基本的には、できるだけ可能な限り情報をしていくというところを念頭に置いてやっていただきたいと思います。

○末松委員 ちょっと話をずらしまして、私、今テロ特措法の特別委員もやっておりますので、今から、ちょうど財務大臣がおられますので、新聞で見たんですけれども、テロ特措法の関係の財政措置、それが何か予備費から四百九十九億円を出すという話が出ておりますけれども、その事実関係についてお答えいただけますか。

○塩川国務大臣 現在のところ、まだ大きいテロ対策の費用の計上をされておりませんので、今のいわゆるアフガン作戦が現在のような状況でいくならば、予備費で対応できるのではないかと考えております。

しかし、これは復興に向けての支援とかそういうふうなものはまだ想定されておられませんので、そういうものが来ればまたそれなりの予算の見積もりも必要であらうと思っておりますけれども、

現在のところ、そうなっております。

それから、先日派遣されましたアフガンへの物資輸送の費用でございますけれども、あれは本年度の経常経費の中から支出されております。

○末松委員 ちょっと時間がなくなってきたので、最後の質問になりますけれども、金融大臣に。

特別検査についてなんですけれども、これは報道なんかによると今月中に特別検査に着手すると言っておりますが、その中で具体的な手順が問題になってきますけれども、関係者によれば、年内は百億円以上の貸し出しがある債務者のリストアップだけで、本格的に着手するのは来年の一月からだとかいう話もありますけれども、その辺は、可能な範囲でここで説明してくれませんか。

それから、特別検査の対象先の選定の基準はどういうふうになるのかということですね。これは、改革先行プログラムにはこういうふう書いてあるんですよ。「市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を主要行の自己査定期間中に実施することにより、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保する」とあるんですけれども、このときに、「市場の評価に著しい変化が生じている」というのはどういうふうなことを指すのかということについてもお答えいただきたいと思えます。逆に、どういうことを意味するかというと、実は、変化じゃなくて、前々から低迷している企業はこの対象から外されるのか、そういうことなんですけれどもね。

○柳澤国務大臣 まず、特別検査の日程のことですけれども、これは、かねて明らかにしておりましたが、今月、といってももうあと幾ばくも残すところはありますが、着手をするという日程で進めるということになっております。

それから、基準ですけれども、これは、債務者に着目した検査だものですから、非常に風説というか風評につながりやすい事案の検査対象ということになりますので、大変恐縮ですけれども、私も、これをあらかじめ明らかにするとか、ある

いは明らかにするとかということについてはやはり避けさせていただきたい、このように考えております。

それから、「市場の評価に著しい変化が生じている」ということについては、文字どおりそうですし、格付であるとかあるいは株価であるとかの変化というものを考えております。それから、その他はどうなんだといえ、そのところに「等」という字が書いてありまして、排除するものではないということでございますが、詳細を明らかにすることは御勘弁いただきたいと思えます。

○末松委員 これもきちんと頑張ってください。

では、質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、永田寿康君。

○永田委員 初めに財務金融委員会に質問させていただきます。本日に楽しみにしておりましたので、ぜひ実りある議論にしたいと思えます。

先ほど来、末松先輩も、柳澤大臣におかれましてはぜひ答弁を簡潔にさせていただきたいという話がありました。これはやはり委員会あるいは本会議もそうですが、国会で質問をし、そして答弁をして、それを本日に国民にも公開してやっていくということは民主主義の非常に基本的な機能でありまして、それを大臣が大変言葉を慎重に選ばれてなさるのは大変すばらしいことなんですけれども、しかし、いたずらに審議時間が過ぎていくというのもこれまた民主主義を損なうような行為であるというふうに思います。正直言って、先ほど佐藤先輩もおっしゃいました、条約のまだ和文ができていない、それすらも我々に提供されないというところ、これも国会の審議権を侵すものであるというふうな発言もありました。私、議員になって一年間仕事をきて、同じような思いを常に持っているわけですね。ですから、ぜひ実りある議論をして、簡潔にお答えをいただきたいと思えます。そのようなことを念頭に置いていただきたながら、質問に入りたいと思います。

まず、この株式買い取り機構の設置と、そして銀行の株式保有の制限、この二つの法案、セットになっていますが、どういふようなねらいがあつて、どのような理念、哲学でこの法案をつくられたのか、提出されたのか、そこをお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 まず、この法律の第一条に書いてあることに尽きるわけでございますけれども、銀行等による株式の保有を制限するということが、それから、その制限の実施に伴う銀行の株式の処分を円滑にするということ、こういうことによつて国民経済の健全な発展に役立ち、こういうのが理念ということでございます。

〔佐藤 剛〕委員長代理退席、委員長着席

○永田委員 その先にある理念を私はお伺いしているわけですが、すなわち、それは法律の目的ですから、読めばそのような目的の法律だということにはわかるわけですが、それによつて、銀行あるいは金融機関の経営環境として株式市場というものをつくるような形にしていきたい。つまり、なぜこのような法律が必要になつたのか。現状認識はどういふような現状認識にあつて、それをどういふような方向に持つていこうとするからこの法律をつくつたんだという、そういうような意味での理念、哲学をお伺いしております。

○柳澤国務大臣 結局、今まで、先ほど来お話にたくさん出てきたわけですが、日本の金融機関というのはいろいろないきさつ、理由によつて株式の保有を大変増嵩させてきたわけです。そういう中で、一つは、先ほどなたかも言つておられましたけれども、会社自体のガバナンス、これが非常に、物言わぬ株主ということで弱まっているんじゃないかというようにも背景としてあるわけですが、同時に、今のこの株式市場あるいは株式というものの本質で、すけれども、株価の変動というものは、ほかの証券類に比べてはるかにこれは大幅でありますから、また急激でありますから、非常に株価の変動というのが、特に時価会計の導入等によつて銀行の健全性にも

あるいは安定性にも大きな影響をもたらすということ、ここで、やはりその関係は見直さなさいといけないということになつた、これが保有制限の背景と言へると思ふんです。

その背景のもとで保有制限をするということになりますと、その制限に適合するために、やはり場合によつて非常に短期間に大量な株式の処分をしなければいけない。これはやはり、株式市場というのはいろいろ要因で動くけれども、需給というものが影響があることもこれは紛れもない事実だと思ふので、そういうものの緩衝の装置といふものをつくつておくことがセーフティーネットとして必要ではないか。こういうことで今回、買い取り機構の方の設立もお願いしている、こういうことでございます。

○永田委員 確かに、私も現状認識としては、日本の金融機関は株をある意味持ち過ぎている、経済原理を超えた水準まで適正水準を超えて持ち過ぎているという認識は私も同じくしております。なぜそうなつたとお考えですか、その原因は何だと思ひますか。

○柳澤国務大臣 これは識者によつていろいろな議論があり得ると思ふんですが、私はまず第一に、やはり戦後の財閥解体ということがありまして、このときにいわば財閥にかわるものとしての株式の持ち合いというものがあつて、その中心に銀行が位置づけられたというようなことも遠い背景としてはあるだろう、こういうふうに通つています。

それから、その次にありましたのは、資本の自由化に直面して、やはり各企業が株主というか安定株主を非常に求めたということがあります。その場合にも、やはり現実に資金を持つていふことに着目して銀行に安定株主としての立場をお願いするといふような動きがあつたやに、私も当時はもう役人の初めでございましてけれども、そういうふうに通ひます。

それから第三番目に、エクイティファイナンスといふものが非常にいろいろ言われまして、実

際にもうそれが実現されたわけですが、そういう場合に、やはり株価が上がつた方がいいといふことが非常に強く言われまして、そういうときに株式を銀行に持つてもらふということが、株価を高水準に維持する、あるいはさらに上昇を求めるといふのに好都合だといふようなことがあつた。こういう三つぐらいの、定量的にどうかと言われと全然お答えの用意はありませんが、背景としてそういうことを指摘する者がありまして、私もその説に首肯しているということでありまして、○永田委員 まずは大体背景の認識も同じだと思ひます。

ただ、今のお話というのは、なぜ銀行が株をたくさん持つに至つたのかといふような背景の説明としては私も非常に、中心的な議論を大臣がおっしゃつたんだなという感じで賛成をいたしますけれども、しかし、なぜその後株式の売却が進まなかつたのか。すなわち、適正水準よりも余計持つていふわけですから、ほうつておけば、理由がなければそれは適正水準まで落ちていくはずなんです。それがなぜか進まなかつた。そこにごく原因があるわけですね。私の認識では、金融機関が株を持つていふのは、それは経済原理を超えて株を持つていふ原因があり、そしてまた、それを売つていかに、持ち続けるということにも原因があるのあれば、その原因を取り除くことによつて問題を解決すべきではないのかなという気がしてゐるんです。

どういふことかと申しますと、要するに、金融マーケット、いろいろほかにも、経済界あるいは金融の世界でも、おかしいことというのは起こつてゐるんです。それがまさに社会経済の中にゆがみとなつて今日日本をこんな暗く包んでいふといふ認識は、別に例を挙げる必要もなく、大臣、幾つか頭に思い浮かぶと思いますが、その中の一つが今のお話ですね。銀行が株をたくさん持ち過ぎている。そのおかしいことが起こつてゐる原因を取り除くことによつておかしい状態にあるものを正しい状態に戻していくというのが、僕は本来正

しい姿だと思ふんですよ。

ところが、今回、金融庁を中心とする、この法律で政府のやろうとしてゐることは、今おかしなことが起こつていて、それにはおかしな原因があるんだけれども、それを最後の姿だけ望ましい姿に戻すために、よりへんてこりんな手を使おうとしてゐる。つまり、おかしい状態にあるものをもとの正しい姿につじつまだけ合わせようとする余り、原因を取り除くという方法ではなくて、よりおかしな方法を使つてしまふといふようなことをやろうとしてゐるという印象があるわけですが、私には、ですから、この法律は全くとんちんかんんで、天下の愚策と言つても過言ではないようなお話で、私はそれぐらい怒りを持つてこの質問をしておりますので、その認識を大臣にお伝えしながら具体的な質問の中身に入つていきたいと思ひます。

まず、株式買い取り機構が株を買い取るということは、これはどう考えたつて国家的な飛越しですね。普通の投資家がやつたらこれは法律に違反するような、国家的な飛越しですよ。何せ、リスクを遮断して、そしてバランスシートからその株式を消してしまふといふお話ですから、これはもう飛ばしと言つても過言ではない。（発言する者あり）もちろんそうですね。最後には、しりぬぐいは国民に来るといふような制度になつてゐるわけですが、こういうようなことをやると、結局は金融マーケットはゆがむことになるんじゃないですかね。

今、金融マーケットの中で銀行が株を持ち過ぎている、これは確かにマーケットがゆがんでゐるんだと思ひます。そのこと自体がマーケットがゆがんでゐるということでもあるし、また、別のマーケットのゆがみの結果として今みたいな現象が起こつてゐるという認識もあると思ひます。いずれにしても、今ゆがんでゐるものを直そうとしても、この法律自体がまた新たなゆがみを発生させるのではないかと、そういう懸念があるんですけれども、大臣、その質問については御

答弁はいかがですか。

○村田副大臣 前半の御質問で、永田委員の方は、株式の持ち合いが減っていないじゃないか、解消が進まないじゃないか、そういう御質問が、現状認識ですか、ございました。したがって、そういう原因を解消しなければおかしくなるばかりだという御指摘でありましたけれども、要するに、銀行の動きを見ましても、私が今参考させていただいているのはニッセイ基礎研究所の資料でございますが、金額ベースでも単位株ベースでも持ち合いの解消は着実に進んでいるわけですね。だから、その過程でもって、今大臣が持ち合いが進んだ原因を三つぐらい御披露いたしましたけれども、銀行の方の姿勢あるいは行動としても、経済合理性に立ちまして、持ち合い解消を進めている、こういう事実がやはりありますので、その認識はひとつお持ちをいただきたいということが一点。

もう一つは、今回の株式保有制限と取得機構の創設でございますけれども、持ち合い解消を目的にした制度ではないということでもあります。

本来の目的は、これも大臣が御説明したとおりでございますが、現実として金融機関が非常に株式を保有しておりまして、株式保有からくるリスクに非常にさらされている、それがひいては金融機関への信頼性とかあるいは金融システムに対する信頼性に対しての悪影響を及ぼしている、それを今回の措置によって遮断しよう、こういう目的に出ているということをお指摘したいというふうに思います。

○永田委員 しかし、一番最後の質問には今御答弁いただいているんですね。金融マーケットが確実にゆがむことになるのではないかと質問、これは次の答弁の冒頭で答ええいただきたいと思っています。

というのは、この買い取り機構というのは、株式マーケットのプレーヤーとしてはとてもなくへんてこりんなプレーヤーです。何しろ、自分でもんなんに損を出しても、最後は自分が責任をとら

なくていい、そういう制度になっているわけですよ。こんなボジションで、こんな環境の中で二兆円、三兆円というお金を株式市場で運用しているプレーヤーはほかにはいません。こんなプレーヤーが入ってくるということは、それはすなわちもうマーケットがゆがむということなんですよ。株というのは、手を出せば、買った瞬間にリスクが発生するんです。持っているだけでリスクは発生するし、そして、売却するときにも、売った後にひよつとしたら株はもう少し上がっていたかもしれないという、そういうリスクも当然あるわけですよ。

ですから、株というのは持てば必ずリスクが発生する。そのリスクを保有者から分離しようなどというのは、それはもう金融の原理原則から見ればできないはずの話なんです。それを無理やりやろうとするからマーケットがゆがむわけですね。だから、もともとゆがんでるのはわかるんですけど、それを直そうとする余り、よりへんてこりんなものをつくって、よりマーケットをゆがめるようなことになるというふうに思うんですけれども、大臣はそういう認識はなさいませんか。

○永田委員 マーケットがゆがむのではないという質問に相変わらずお答えをいただいているんですね。ゆがむと思ってるのか、ゆがまないと思ってるのか。

僕は、どうひっくり返ったってこれはゆがむと思いますよ。金融庁がどんなに強弁したって、これは、こんな不思議な環境でプレーしているプレーヤーはマーケットには絶対いません。

一般投資家だつて、それは普通の資産家がどんなに株を持っていようと、それを売却したところで全体の株価が動いたりするような、あるいは金融システムにシステミックリスクが起るような状態にはならないかもしれない。金融システム全体には悪影響は及ぼさないかもしれない、微々たるものかもしれない。だけれども、株価の変動によって失う資産、そのリスクが、生きて人間、その投資家個人あるいは企業の生命を絶つてしまふかもしれないというような、とてもないリスクを抱えながら運用している人たちがだっているわけですよ。そういうプレーヤーだつて、もうそういうプレーヤーがマーケットにはほとんどだ。

○村田副大臣 株式というものが存在する限り、株式をだれかが持っている、それによってリスクが生じてくるわけでありまして。

今回のスキームですけれども、これは一般勘定とそれから特別勘定があるわけですが、原則として、市場で売るかここに売るかというのは、これは銀行の任意の選択なんです。だから、そういう意味で、私どもはセーフティーネットとしてのそういう機構をつくらう、こういうわけでございます。要するに、一時の売却、それから、保有制限をかけるから、短期間の間にその保有制限を実現することからして、その保有制限というものをこの機構で受ける。株式市場に与えるもの、そういうことからくるそういう市場のゆがみそのものを、この機構によって一時的に遮断しよう、こういう目的でつくるわけでありまして。

しかし、今回のこの機構というのはそうではないんですね。絶対に倒産しない、そして損が出たら確実に税金から補てんしてくれろという、そういう非常に甘えた環境でプレーをするわけですよ。

こういう人が入ってくるということは、すなわち僕はマーケットがゆがむということだと思ふんですけれども、その御認識はいかがですか。

○村田副大臣 永田委員と私の認識とは、そのゆがみがどこに出来るかという点において、多少、多少というかなんかの見解の違いがあるように感じているんですが、私どもとしては、今度構想する機構というのは、ほっておいたら一般のプレーヤーが参加する市場がゆがむおそれがあるの、要するにそれを避けるという意味でこの機構をつくるわけだから、この機構がなければゆがみじやうのを防止しよう、こういうことなんです。

だから、ほっておいたらそのままゆがんでしまふものを、それを救おうという、そのためにつくろんだということを、ゆがみがどこに生ずるだろうというところを御理解いただけたらありがたいなというふうに思うわけですよ。

○永田委員 私が御尊敬申し上げる柳澤大臣におかれましては、副大臣の今の認識を聞いて大変悲しい気持ちになったのではないかとお聞きします。

冒頭の柳澤大臣とのお話の中では、適正水準以上に銀行が株を持っている、このことが既にゆがみなんだ、それを直したいんだというようなお話がありました。であるならば、今の柳澤大臣が銀行が株をたくさん持っている今の状態の方がゆがんでいるのであって、これを正しい姿に戻そうとするわけですよ。だから、株式市場に銀行がその株を売却するということは、それは、あるべき姿ではないところからあるべき姿に移る過程なんですよ。それが完了した瞬間というのが、とりあえずこの問題については適正な世界、ゆがみのない世界なんですよ。そこに二兆円もの政府保証を受けたプレーヤーが入ってくるわけですから、これはとんでもないお話だという認識であるわけですよ。

これはまあお互い認識が違うわけですから、そのような認識の方が政府のトップにおられるということは、私も改めて国民の代表として大変悲しく思うわけでありまして。

一方で、それに対して水かけ論をやつてもしやうがないんですが、これ、最後、損失が出た場合に税金で補てんすることになっています。銀行が適正水準よりも株を持つというのは、銀行が独自の判断でやつて、勝手にこのような破滅的な事態を招いた。それは銀行がみずからの判断で独自にやったことだと思ふんですけれども、それが適正な姿に戻らうとする間に、このような機構をつくって買い取らせて、損失が出たら税金で埋めるという話をなさる。なぜ、銀行が勝手にやつて損をしそうところ、損失が出るかもしれないというそのリスクを、最後税金で穴埋めしなきゃいけ

ないんですか。これ、最後に税金が出てくるとい
うその理論的な根拠は何なんですか。

○村田副大臣 先ほどの御質問にもお答えをした
いというふうに思いますが、銀行が、今永田委員
がおっしゃるように、経済合理性を超える株式を
保有しているというのが現状である。それを、要
するに制限を課してばらしていく。その過程で
もって、一ときにそれが市場に出る、その問題を
タイムラグを生じさせて吸収していく。そしてそ
の結果、これは個人投資家に行くのかもしれないま
んし、株式の保有の集まりという偏りというもの
をこのように機構というメカニズムを通じながら
適正なものに戻していくというわけでありますか
ら、そういうふうに御理解をいただきたいという
ふうに思います。

それで、二番目の質問は何でしたか。(永田委
員「なぜ税金を投入するのか」と呼ぶ)それは、
要するに金融システムあるいは金融機関の信頼
性、あるいは一ときに保有制限を課することに
よって起こってくるいろいろな問題点、それを防
ぐということに公共性がある、そういうことから
今想定しているような仕組みをつくった、こうい
うことだと思えます。

○永田委員 しょうがないですね。議論をちよっ
と加速するために、きのうの金融庁とのやりとり
も御披露申し上げながら、そこから先の議論をし
たいと思います。

まず、一ときに株が放出されるのが、要するに
金融という株式マーケットに大きな悪影響を与
える可能性がある。それがひいては、適正水準の
株を銀行が持っている場合であっても、その部
分すらも含み損を出すようなことになって、それ
で個別の銀行あるいは金融システム全体に対する
システムリスクが発生する可能性があるという
ようなことをきのう金融庁からお話を受けてい
たので、そういうような意味だということに理解
をします。

しかし、一ときに出るのが怖い、激変緩和措置
で機構をつくるんだというのであれば、一ときに

売らなければいいんですよ。つまり、今、大手十
五行というのは、基本的項目のおよそ一・六倍の
株式を保有しているというふうに言われていま
す。これを一・〇倍まで落とそうという話ですね。
一・〇倍まで落とすと、一・六倍に相当するおよ
そ十一兆円の株式がマーケットに出てくるから、
これを最長十年程度まで延ばして激変緩和措置を
やろう、こういうようなお話だと思います。

しかし、であるならば、一・六倍を一・〇倍ま
で売却しないという制度をいさなりかけるんでは
なくて、一・六倍を最初認めて、翌年には一・
五倍までにしない、その次には一・四倍まで
にしない、その次はもっと少なくなさない、こ
ういうふうな段階的に制限をかけていけば、機
構なんでも必要ないわけですよ。しかも、一
ときに売られる心配もない。しかも、そういうふ
うにすれば税金で穴埋めする必要もないですね。
銀行が自分の判断で、まさにマーケット、市場原
理のつとめて売却を進めていくわけですから、
そうすれば税金のお世話になる可能性もない。

なぜ、一々機構のようなものをつくって税金に
お世話になるなどということをおっしゃるの
か。納税者の代表として、非常に不安と、そして、
気持ち悪いな、何か隠そうとしているんじゃない
のかな、そういうような疑念を持つんですけれど
も、いかがでしょうか。

○村田副大臣 これにつきましては、先ほど末松
委員に對しまして大臣の方から御答弁申し上げた
というふうに思います。できるだけ早いうちにと
いうことで、先ほどの議論は同じように、もつと
長くしたらいけないかと、あるいは、もつと
でなかつたら、我々が目指していくことが本当に
正しいのならもつと早くやるべきではなかつた
か、そういう御議論の中で大臣が御答弁された
いうふうに思いますが、私の方からも、できるだ
け早いうちに銀行の株式によるリスクへのエク
スジョージャーというものを引き下げていきたいとい
うことをねらっているということでありま
す。かつた、これは十八年の九月、銀行によつて

たくさん持っているところもありますから、そう
いう措置を一年、二年の猶予期間を与えながらだ
んだん減少させていく、こういう形にしているわ
けでございます。

○永田委員 ですから、要するに、株価が暴落し
たときに困るから、たくさん株を一ときに売却す
ると困るから、金融システムがそのときに傷んで
しまつと困るから、だからセーフティネットを
張って激変緩和措置を講じているという説明が、
もうきのうの金融庁のお役人さん以来あるわけ
ですけども、しかし、仮に激変緩和措置で機構と
いうものを便宜的につくっていくならば、そこで
損失が発生した場合、これは銀行が仮に倒産しよ
うとも、まずは銀行の資産からその損失を埋める
ような措置をとるべきなんじゃないのかなと思
うんですよ。

これは八%の拠出金で最初対応するということ
になっていきますね。しかし、八%を超える部分は
全部税金だという話になっているんですよ。これ
は納税者の方から見たら冗談じゃないという話な
んですよ。八%を超えようが、一〇%になろうが、
二〇%になろうが、そういうものはまず第一に銀
行から穴埋めをさせて、その結果倒産する銀行が
あろうが何だろうが、金融システム全体が壊れな
いうちは銀行をつぶすのが、つぶしてその資産か
らこの補てんをさせる方が道理というものです
よ。なぜ先に税金にお世話になろうとするのか。
順番が違いますよ、これは。

僕だって、銀行がたくさんつぶれて、それでシ
ステムリスクが壊れて、金融の決済機能とか
あるいは預金者保護が破綻するようなことになつ
たら、それは困ると思いますよ。そこは税金で補
てんしていいと思います。しかし、この話という
のは明らかに順番が違い過ぎる。損が出たら、八
%を超えようが何だろうが、まず第一に銀行の資
産を処分して、システムリスクが起らない
うちは、銀行がつぶれようが何だろうが、とにかく
補てんさせるのが、これは筋というものですよ。
なぜそうしなかつたんですか。

○村田副大臣 先ほど大臣からも申し上げまし
たけれども、要するに、損が出る場合、市場のこと
ですから、損が想定される場合もあるし、それか
ら、十年かけて処分をしていくわけですから、株
式市場がまた反転していくということも考えられ
るわけでありまして、その可能性としては両方あ
るわけでありまして、そういう意味では最大限
の、損ができたときの保証として二兆円の枠があ
る、こういうことだと思えます。

○永田委員 委員長、今のお話を聞いていただ
ければわかりますとおり、全く答弁になっていま
せんね。僕は、銀行の資産を先に処分して、銀行が
つぶれようが何だろうがそつちで損失を補てんさ
せるべきじゃないのかというふうに質問したところ
ろ、いや、将来株は上がるかもしれないんだから、
そういう答弁ですよ。これは全く答弁になってい
ないので、委員長、これからこういうことがあつ
たら、国会の審議権を侵す時間稼ぎだというふう
に私は認識しますから、これから先そういうこと
がないように気をつけてくださいな。

それで、税金を使って補てんをするということ
の根拠、もう一回伺います。正確に答えてくだ
さい。

○村田副大臣 先ほど申しましたように、今銀行
が永田委員のおっしゃるような経済原則を超える
ような株式のリスクにさらされている、そういう
ことを我々も認識して、その状態を早く正常事態
に戻していく。そういう過程でもって、株式市場
にいろいろな影響が出てくるだろう。それを避け
るため、そのセーフティネットとしての仕組み
をつくることに公共性がある、こういうふうに認
めて、要するに、政府保証をする二兆円の枠内で
この組織、この制度を充足させる、こういうこと
でございます。(発言する者あり)
○永田委員 今非常に大きな声でつぶやきが聞こ
えたと思いますけれども、まさにそここのところの
意識改革をやつていただきたいと思つてい
ます。これはまじめな話ですから聞いてくださいな。
革新官僚という言葉聞いたことがあります

か。革新官僚というのは、一九四〇年前後、ちょうど戦争が始まるかどうかの時期にばったしたある官僚のグループであつて、これは一つの思想を持っていた。どういふものかと要約しますと、まず企業は国有民営、国が持つて民間人が経営をする、そして企業はみずからの利益を追求してはならない、株主は利益を追求してはならない。企業というものは、企業活動というものは、すなわち国家の力を、主に軍事力ですけれども、軍事力を最大にするために存在するのであつて、身勝手な利潤追求はしてはならない、こういうような発想でやつてきました。それが何と主流派を占めたんです。

それで、何が起るかという、ほとんど事業法を、何とか事業法という法律をどんどんつくつて、それでは国家が特定の企業に対して直接に経営上の命令を下すことができるようになってしまった。増産計画、減産計画、設備の拡充とか、そういうものまで国が、これは国益の最大化のために必要である、こういうような命令を直接下せるようになっていました。しかし、企業の方としては、そんなことに国が口を出されたら困っちゃうわけですよ。ひょっとしたら損が出るかもしれない、どうするんだという話になった。

何をやったかという、国家が命令をして企業行動に制約を加えた場合には、その結果生じた損失は税金で補てんするという項目が法律にあつたんです。しかも、この思想が今でも生きています。だから、今でも一九四〇年体制というのは生き残つていふ言われるのはそういうことなんです。

いいんです、銀行がつぶれたつて。そんなことと責任を金融庁はとる必要はありません。金融庁はマーケットだけ見ていればいいんです。マーケットが生きているように、システムリスクが起らないように細心の注意を払つていけばいいのであつて、個別の銀行がつぶれようが何だろが、そんなものは税金で補てんする筋合いはないんです。この発想の転換、思想の転換をしてい

ただかないと、構造改革は全く進みません。そういうことを構造改革というんです。表面的に、銀行が持ち過ぎていた株をどんなに売つたつて、そんなものは構造改革と呼ぶに値しない。そうじゃなくて、銀行がちゃんとした、透明で公正な環境の中でまずプレーをするように環境をつくつてあげる、そしてそのプレーをした結果つぶれたら、そうしたらそれはつぶれた銀行そのものに責任をとらせる、それがシステムリスクにつながるそうだったら、そこにはセーフティーネットを張つてあげる、これが筋というものです。

どこをどう勘違いしたのか、企業に対して、当局が銀行に対して口を出したら、そこから先の損失は全部税金が穴埋めしなきゃいけないんですよ、そういう思想に立つていふんです。この思想はぜひやめていただきたいんです。(発言する者あり)今のつぶやきも聞いていただきたいんですけれども。

それで、このセーフティーネットはまた全然おかしい話なんです。まず、株式市場が低迷すると、悲しいことに銀行の自己資本が毀損をすることは、これは事実なんです。避けがたい事実。もうバザールでしばらく前に四五%までは自己資本に認めてよという話をしたものだから、それはそのときはハッピーだったかもしれないけれども、今はもう全然ハッピーな環境じゃないので、今度は株を持つちゃいけませんよという、当時とは全く逆のことを言つていふわけですよ。それで自己資本が毀損をする。

順番としては、まず自己資本が毀損をして、BIS基準を満たさなくなつて、ひょっとしたら銀行がつぶれるかもしれないという事態になつて、銀行がつぶれたら今度はシステムリスクが起るかもしれない、こういうような順番を踏むはずですよ。

ところが、途中のBIS基準を満たさなくなるかもしれないというところで、我々は既にとつて

もなく大きなセーフティーネットを持つていふんです。預金保険機構はまだ十五兆円の枠を持つています。資本の強制注入というのはできる形になつていふすよ。そのときに十五兆円をフルに使つておけば、BIS基準は満たし続けるし、もちろん銀行がつぶれるなんというところにもならない。であるならば、こんなセーフティーネットは不要なんじゃないですかというお話なんです。

だから、例えば悪いかもしれないけれども、金融庁のお役人さんとの話で使つた例えなのでわかりやすく申し上げれば、ビルの十階に、今にも人がおつこつてきそう、そこに立つていふ人がいる。そこから落ちてくる。じゃ、そこで助かるようにセーフティーネットを張ろうと。一階までおつこつちやつたら、これはぎりぎり命が助かるかどうかかわからないところにセーフティーネットを張る、これが今のお話なんです。

しかし、五階にもつと大きな、トランポリンみたいな非常におわふわしたセーフティーネットが既にあつたわけですよ。そこを突き抜ける可能性はほとんどない。なぜ一階にセーフティーネットを張る必要があるのか僕には全然わからないんですけれども、御説明してください。

○村田副大臣 永田委員の早口の御質問でありましたので、十分理解できているかどうかかわからないところもあるわけですが、要するに、個別行が破綻をしていく、そういう状態ということ、我々としても、一連のシステムによりまして、自己資本の回復ができなくて退出をせざるを得ないという状態になつたときは、それを守るといふ気持ちは全くないわけですよ。

銀行の金融システムを守るといふそのこと、それから株式市場の、我々が一つの銀行の、あるいは銀行界全体の株式の保有から来るリスクに対する全体としてのリスクを分散していく、正していく過程でもつて、もう一個、この株式市場が不測の事態に陥るといふこと、これも、やはり守らなければいけない、そういう一つの目的であらう

か、こういうふうな思ふわけございまして、そういう意味で、要するにそれぞれに公共性がある。したがって、我々は今想定しているような保有制限とそれから保有機構というものをつくるんだとお願ひをしていふ、こういうことございします。

○永田委員 株式市場に不測の事態が起るかもしれない、それに備へたいというお話でしたが、株式市場には不測の事態が起つてもいいんです。

株を買うということはリスクがあるということなんだから、そのプレーヤーはどんなリスクにも甘んじて我が身を預けなきゃいけないということになつていふんです。それは、悲しいテロが米国で起るかもしれない。そのときにダメージを受ける産業というのはもう本当に広範にわたるわけですよ。そういうことは全く予測不能、テロが起るなんていうことは予測不能ですよ。だけれども、そういうことも含めて株式市場というのはリスクがあるんだと。株を持つていふということは、いつでも自分が持つていふ株式の価値がゼロになつてしまふかもしれないという前提に立つてやつていふので、株式市場では不測の事態が起つてもいいんです。それは政府は口を出さないでほしい、そんなものに税金を使わないでいただきたい。それは認識が全然間違つていますね。

○村田副大臣 いや、それは永田委員の御主張と私は見解を全く異にするわけでありまして、リスクでも、やはり想定を超える大きなリスクというのがあつた場合に、ちやうど金融システムにシステムリスクが生ずるような場合には、我々も金融危機対応というものを備へていふことですよ。だから、同じように、株式市場がもうあらゆるリスクにさらされていふ、それは結構で構わないという意見には私はくみしない、こういうふうな思ひます。

○永田委員 金融システムリスクに影響が及ぶようなことがあれば、その場合には株式市場のリスクも限定されるべきである、つまり政府の力

うに思っております。(永田委員「どういう根拠ですか、それは一体。過去十年ですか、二十年ですか」と呼ぶ)

ここで今長い年数のものはありませんが、国債の変動率と比べてみても、株価の変動率と比べた場合に、値動きは国債の方が狭いレンジの中で動いているということは指摘できる、こういうふうに思います。

あと、永田委員がおっしゃっていることが、私が正確に御質問を理解しているかどうかからないでございませうけれども、要するに、国債のリスクウエイトとか、それから土地や土地担保のウエイトとか、そういう債権のこれが違っているから、国債は一〇〇だから、みんなその資産運用を国債の方に持っていくんじゃないかという御指摘であれば、我々は、BISで決められたリスクの判定に基づいて、そういう我々の自己資本比率上のリスクウエイトというものをそのまま引き延ばしているということを御指摘申し上げたいと思います。

○永田委員 ちゃんと質問を聞いて自分の言葉で答えていただければ、こんなにすれ違ふことはないと思うんですけれども、ちゃんと聞いてください。

今株を買い取り機構に買ってもらったたら、銀行はその代金で国債を買うことになるんです。これは今の運用環境だったら、絶対に融資になんか回しません。そして、土地担保融資も制限されているし、株も今制限をしようとしているまさにその瞬間ですから、これは株を買うなんてあり得ない。これはもう絶対国債を買うしかないんですよ。国債パブルをおおることになるというのも大問題だし、副大臣、聞いていないとすれ違ふことになりすよ。

さらに、もともと、これは機構が政府保証を受けて債券を発行して調達したお金ですよ。政府保証を受けて調達したお金が、めぐりめぐって、銀行を通じて最後国債を買うようなことになる。これは僕はどうか考えたって正義とは思えない。ど

うお考えになりますか。

○村田副大臣 今申し上げた中で、国債のリスクウエイトを一〇〇と申しましたが、これはゼロでございませうので、訂正を申し上げておきます。

要するに、御質問に答える前に、銀行の保有資産の推移を見ますと、国債が必ずしもふえているというぐあいでもないですね。ことしの動きを見て、国債は、さつき申しましたように減っている。株式ももちろん減っているわけですから、一方において、貸出金の方は横ばい程度になっているということでありませうから、全体のウエイトというのは、貸出金、横ばいというように申しました、ほぼ横ばい。(永田委員「いつの数字を見てやっていますか」と呼ぶ)平成十三年の三月から見ております。ことしの年度では、横ばいということになっております。

それで、そういう意味では、要するに、必ずしも株を売った金がすべて国債に行っているということではない、銀行がそれぞれのポートフォリオを考えてやっている、こういうことではないか、こういうふうに思います。

それで、委員の質問でございませうけれども、これは、さつきから何回も申し上げていませうけれども、要するに公共性をどこに求めるかということではないかというふうに思います。そういう意味では、我々は、先ほど何回も申しているように、株式に制限を課して、銀行が一定期間の中に保有制限を達成するために保有株式を売却する。それは一般勘定でやる場合もあるでしょうし、市場で売れる場合もあるでしょう。それで、市場でもって売れないときのセーフティーネットとして機構に売るといふことに公共性がありと認めて我々は今の仕組みを考えているんだということを、繰り返し返して答弁させてもらいたいと思います。

○永田委員 もうお話になりません。私の質問に全く答えていないし、何に対する答弁なのかわからない、公共性なんという言葉を持ってきて。今、公共性の議論をしているんじゃないんですよ、国債のパブルをどういうふうに思うんで

すかと。

私が再三申し上げているとおり、委員長、これは注意をしておいてください。私は先ほどから、国債の価格も上下をする、さらに、当初この機構が政府保証を受けて債券を発行して、そこで調達したお金が銀行を通じて国債を買うことになるのはおかしいと思いませんかという質問をしているのに、全くあなたは答えていない。さらに、銀行の公共性なんという話をしていられるけれども、個別の銀行は公共性なんかないんです。金融システムは公共性があるけれども、銀行には公共性なんかないんです、ただのブレイヤーなんだから。そこは認識を改めてください。

そして、三カ月前の金融機関の国債保有高、それと比べて今は横ばいです、そんな話じゃないでしょう。きのうと比べて横ばいですよ。そうじゃなくて、僕が考えているのは、去年の夏ぐらいからばばん国債の保有高はふえているんですよ。それで、融資残高が減ってきている。五年前と比べてそうですよ。

だから、それを、そんな数カ月前で偶然に横ばいだという数字を持ってきた、こういう議論をしているんですか。そんなお寒い議論をやっている副大臣、さつきとやめてください、本当に。僕がかわつてあげますよ。僕がかわつてあげます、それはもう。

追い越し禁止の世界ですから先輩方に先にやっていただいたと思うんですけれども、それはさておき、ちゃんと質問に答えてください。今回、質問に答えなかつたら、僕は委員長にお願いして注意してもらおうようにしますから。答弁をお願いします。

○村田副大臣 もう一度同じ答弁になると思いませんけれども、要するに、恐らく委員と全く見解が違っているのか、あるいは理解のすれ違いがあるのか、私も個別の銀行を守るという時代ではないということ、それは同じということ、もう先ほどから何回も申し上げたところであります。だけれども、株式市場の、非常に混乱を守る、

こういうことも一つは、委員とは違ふかもしれないけれども、私はそこに公共性がある、こういうふうにご考へている。そこを、再度繰り返しになります。御答弁申し上げたいと思います。

○永田委員 だから、政府保証をして調達したお金で銀行が国債を買うと国債パブルをおおることになるし、最初の元手が政府保証だったお金で国債を買うことになるのはおかしいことじゃありませんかという質問、四回しても御答弁いただけなかったんで、委員長、次のときに注意をしておいてください。

それから、もう時間もないので最後に、ちよつと違う話をしたんですけども、塩川財務大臣もおられるのでひよつとしたら御参加していただきたいと思うんですけども、きょうのニュースで、RCCが買い取った債権、これを、当然回収するわけですね。回収するときに、その回収した先の企業がつぶれてしまう。それを防ぐために、政策投資銀行に国費を中心とする一千億円の基金を積んで、これではつぶれるかもしれないというRCCが回収に当たっている債務者に対して融資をする、こういう話を政府・与党がしているようですけれども、これは実現の見込みはあるんでしょうか。

○塩川国務大臣 突然の質問で、私も用意していませんが、その記事は私はまだ拝見しておりませんので、お答えできないと思います。

○永田委員 もちろん、通告はない話ですから、当然、答弁できなくても僕は悲しくは思いませんけれども、この話が事実だとしたら、一体、構造改革というのはどこに行ってしまったのかなと思わうわけです。不良債権処理をあれだけやりたいと言っていた政府・与党が、あるいは与党は余り言っていないのかな、小泉さんが言っているんですね。内閣は言っているけれども与党は余り言っていないんですよ。この不良債権処理をやりたいと言っていたのに、それを、何ですか、整理回収機構に売って、それを回収するときに企業がつぶれる、つぶれないように政策投資銀行から国費

を投入してそれを支えるなんという話は、これは構造改革に真っ向から立ち向かう恐ろしい壁ですね。こんな逆行する話というのは絶対に実現させたくないという意見をぜひ皆様に御披露したくて、今、通告にない話ですけれども、答弁を求めずに意見を述べさせていただいてるところであります。

改めて副大臣、先ほどの国債の話に戻したいんですけれども、まだ時間がある限り続けたいので、お返事がありますでしょうか。

○村田副大臣 国債がふえている、ふえているとおっしゃっているけれども、私どものところの資料では、お見せしたいと思いますが、ことしの四月と比べて減っているんですよ、減っている。(発言する者あり)

○山口委員長 御静粛に。

○村田副大臣 だから、そういうことで、すべてふえるというんじゃないで、それは銀行が自分たちの判断で、国債を買ったり、貸し出しをふやしたりしているんだ、こういうことを永田委員には冷静に御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○永田委員 とにかく質問にここまで答えなかった人は珍しいですね。政府保証で手当てした資金で国債を買う、これが正義かどうかという話、もう六回目ですから、委員長、これは嚴重注意をしてください。ひとつこれをお願いします、委員長。それから、国債の保有高が減っているというお話、これも、そんな数カ月前の話をしているんじゃないんですよ。ここところずつとふえているんだから、そういう認識のもとで行政をやっていたんだから、これは明らかに道を間違っていますよ。もう本当に、こういう認識の副大臣で行政をやっているのかどうか非常に不安なので、ぜひおやめになっていただきたいと思います。私がやります、そのかわりに。

塩川大臣にも、今いらつしやるのでお話を聞いていただきたいんですけども、あなたも、八月ぐらいに株価が一萬一千円を切ったときに、その

ときにあなたはテレビの定例記者会見でこういうふうにごったんですよ。株価をこれからものと反転させるようなアイデアはとんと思ひ浮かばないと。そんなアイデアが貧困な方には私は大臣をやっていただいたくありません。ぜひ、そんなアイデアがないんだたらおやめいただきたいです。私がやります、私の方がアイデアいっぱい持っていますから。そういうようなアイデアが貧困な方は、ぜひ行政のトップから手を引いていただきたいです。

そのように申し上げて、最後、委員長からの御注意と、それから副大臣からの最後の御答弁、御期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○山口委員長 見解の相違もありますし、反論という意味でいろいろな、やっているとのお話と答弁をやっているわけですので、十分御議論をいただきたいと思ひます。

○村田副大臣 永田委員には御自分の御意見もありましたけれども、私どもとしては、今金融機関に対する信頼を回復していく中で、株という面に視点を当てまして金融機関の信頼を回復する措置として、この株式の買い取り制限と機構の創設をぜひ御理解をいただいております。ありがとうございます。

○柳澤国務大臣 先ほどから村田副大臣が懇切に繰り返し御答弁していることでございますけれども、まず第一に、株式を金融機関が手放してそれがセーフティーネットとしての買い取り機関に買われるという場合、かわり金の支払いが当然金融機関に入るわけですが、それが国債に行くというところを決定論的に決めつけることは、やはり議論に無理があるというふうに思ひます。それは、やはりポートフォリオとしてどういうところに差し向けるかというのはそれぞれのケースに応じて金融機関が判断することでありまして、非常に図式的に、そういうふうにおっしゃるおっしゃり方もわからないわけではございませんけれども、やはりそこには少し議論の運び方に強引さがある

というのは我々として感じざるを得ないところであります。

それからもう一つ、今、保証をしたもので、その資金で買い取られると。これはこれでもう話が終わっているわけでありまして、保証は何のために行われるかというところ、その資金が返せなくなったときに保証債務が履行される話であつて、あくまでもそれは買い取り機構の資金の返済についての保証ということになるわけですね。

それから、そのかわり金というのは、一たん、これはあくまでも株の対価として受け取られるわけでありまして、その話と先ほどの保証が行われる話が、仮に保証が現実に行われたとしても、とりあえずこれはもう切り離された話だということには明らかではないか、このように考えます。

○永田委員 これで質問を終わりにします。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫君でございます。永田委員の速射砲のような鋭利な質問で、村田副大臣さぞお疲れかと思ひますが、私は柳澤大臣と塩川大臣に基本的に質問させていただきますので、村田副大臣はどうぞ、お疲れでしたらお休みいただいております。

さて、まず株式保有比率規制から入りたいと思ひますが、けさから時々話題になっておりますように、BISの自己資本比率規制が入ってくるときに、我が国はBISへ行つてこういう主張をしたわけですね。日本の場合はメーンバンク制とかあるいは長期顧客関係とかいろいろあつて銀行が株を相当持っているんだ、保有規制もないんだ、ついでには株の評価益を自己資本に算入してほしいということを主張した。それに対して欧米諸国は、いや、そうはいっても、元本保証の預金を受け入れて商売している銀行の資産としてはリスクがあるから株の保有というのは余り適さないよと言つたのに対して、我が国は一応押し切つてティア2に入れさせたわけですね、株の評価益を。しかし、今度は、いや、やはり銀行にとっては

ちよつとリスクが高い資産だから保有規制をした方がいいんだというのでこの法案を出してこれたわけですが、柳澤大臣、これは行き当たりばつたのですか。それとも、はつきり哲学の転換があつたのですか。BIS規制導入のときに日本政府として言つていたことと今言つていたことは矛盾していますね。ある意味ではそれで、BIS規制、BISの自己資本比率規制を入れるときの欧米諸国の主張に、やはりあなたの方が正しかったといつて白旗を掲げたような感じになりますか、どういふわけでしょうか。

○柳澤国務大臣 これは鈴木委員の方が当時のいきさつをよりつまびらかに御存じでありまして、私がこれを御説明するというのは何か主客転倒のような感じもいたします。

しかし、そういう前提でございまして大変恐縮ですが申させていただきますと、私は、BISといえども各資産に対するリスクウェイトをどうするかというのはそんなにすべてわかり切つた上の方針が打ち出されているというふうには思われません。やはり試行錯誤、暗中模索というか、そういうプロセスを踏みながら一つの合意を得てルールをつくらうというふうに行っているように思ひます。

しかし、そうはいない条、日本の、ティア2といえども含み益を資本に勘定してくれというのは、先輩方がやったことではありますけれども、交渉の場としては、交渉の中ではそういう主張も多分あり得た話で、それにのつとつて主張されたことだとは思ひますけれども、今から考えると、含み益というものの見通しというか、性格についての想定というのにはやはり問題なきにしろあらずであつたのじゃないか、こうは思ひます。

○鈴木(淑)委員 大臣おっしゃる通りに、今から見るとちよつとまずい点もあつたかなというふうにも思ひますが、私は、あの当時私もBISで主張していたことは間違つていたんだ、必ずしもそうは思われない。あの時点ではそれなりの理由があつたと思うのです。

それは、さつきちらつと申しましたけれども、日本の長期顧客関係とかメーバンク制度とかいう中で、ちよつと閉ざされた形ではあるが情報交換をきちつとやった、これはもう世界に冠たる、情報伝達システムとしてもすぐれているんだというのを堂々と主張して、僕はあの時点ではそうだったと思います。そういう日本の取引慣行が情報面で優位に立っていた最後のころだと思ふのです。だから、そういう日本の慣行はやはり尊重したい、尊重してくれ、だからある程度株は持ち合いになるよ、僕は、これはあの時点では正しかったと思うのです。

それからもう一つは、これは結果的に間違つたのですが、株が大きく下がるなんという事は考へていなかったから、右肩上がりだから、それを前提に、実はそんなリスクじゃないんだというのが内心にあったということもあるかと思ふ。

しかし、その後九〇年代を通じて、御承知のように情報通信革命が急速に進んで、情報というものがあつたという間にインターネットで流れるようになる。それをバックにして、グローバル化も進んでいけば、市場化も進んでいく。情報はもうぐるぐる、いろいろな人が手に入るようになる。だから、長期顧客関係とかいつて囲い込んでやっていた日本の方が、情報面で、そういう開かれた欧米流のやり方に対して劣位に立つてきたんだというふうに思ふ。それがまた、大きく言えば、今日本が構造改革をしなければいけない、開かれた形にしなければいけないと言っている大きな背景だと思ふ。

だから、それに気がついたから、そういう閉ざされた長期顧客関係に基づく持ち合いとかメーバンク制とかいうのをこれからやめなきゃいけないと思つて、だから自己資本比率規制を日本も入れるんだ、こういう言い方を私なら海外に出ていって言いたいと思ふ。済みません、間違つていましたと言いたくない。あのときは正しかった、だけれども、その後情勢が変わつちやっ

たということを僕なら言いたいし、そう言っていたきたいというふうに思つています。ですから、私は、この株式の保有比率の規制を入れてくることについては賛成なんでござい

まして、ちよつと法案を見ていて気になったんですが、この自己資本比率規制は、何かとあえずみない言葉が入っていますね。当分の間、これはどういう意味ですか。私の今言つたような発想からいへば、これは当分の間じゃないですよ、これからはこういう思想でいかなきゃいけないんだと思ふのですが、なぜ当分の間という言葉が法案に入っているんですか。

○柳澤國務大臣 これは先ほど来お答えしているつもりですけれども、専門家の鈴木委員の前で、もう一度我々の気持ちというか、我々の考え方を申し上げさせていただきたい、このように思ふ

これは、あえて言いますと、やはりBISのリスク管理、あるいはリスクウエートと言つていいかと思うんですが、そのルールが、決まり方にもよるんですけれども、決まつた場合に、こういう総量的な規制というものをどうするかということについてもう一度考え直す機会があつてもいいじゃないか、こういうことをここで含意させていただいて

仮に、もしこの総量規制というものをBISのリスクウエートによる管理というものと並行させて走らせる場合に、ここまで言う事務方は大臣は言い過ぎだと後から怒られるかもしれないけれども、あえて言いますと、本当にティア1でいいの、もつときつ目にする必要はないのか、こういうのも、やはりちよつと我々の気持ちの中にはこれが確定版という気持ちがないものですか、当分の間とかティア1の規制で走らせていた、そんなことを思ひ込めて、当分の間にさせていただいていこうとござい

○鈴木(淑)委員 よくわかりました。BIS規制、今度、二〇〇七年でしたか、新たになる、それを

にらんでという意味ですね。

さてそこで、この買い取り機構の話に移るのでございしますが、私も銀行界、証券界等友人が大勢おりました、会長、頭取、相談役クラスにもおりますので、その人たちの本音を聞く機会がかなりあるの、ございしますね。主要銀行のそういう経営者たちの本音は、私が承知している限りでは、おれたち銀行のためにこんな機構をつくるというのなら要らない、なぜなら、この株式保有規制の比率を三年内で実現しろと言われたら、おれたちはできるんだ、大体この数年、随分比率を落としてきている、このスピードでいけば楽にクリアできるよ、だから、おれたちのためにこういうことをやつてやるというんだつたら要らないよというのが銀行側の本音のように思ふ。

彼らは、この株式保有、かなりの部分が長期顧客関係にある大事な取引先との持ち合いになつていますから、これを処分していくことについては、大事なお客様と変なことになるように相当気を使つてやつておきますよ。それはやはりおれたちの経営権に属するものなんだから、おれたちの自主性に任せてほしいんだ、おれたちの自由を縛るようなことはやつてはしれないという気持ちがかかり強いというのが私の認識でござい

そういう観点からこの法案を見ていて、一つ伺いたしますが、基本的には三年で守つてくれということですね。十六年九月ですが、二年、場合によつては余裕があるよ、だから五年でもいいんだよということ、そこは、一定の比率以上たくさん株を持つている場合とか、その他いろいろちよつと書いてあります、これが僕はすごく銀行の自由度を左右すると思うのですね。自由度を確保したき、だれだつて、どの銀行だつて、では、私、五年間で。実際はその気になれば二年でできる場所だつて、自由度を確保したいから、それは五年の方がいいと言ふ思ふのですね。ですから、この三年、五年、つまり二年余裕を与えるに当たつての基準というのはすごく難しい

んだと思うのです。余り裁量的になつていつちゃいけないと思ふ。一定の比率以上以下とやつても、そこで線を引いたときの上と下でえらい不公平が、すれすれのところで不公平が起こるんだ。

これはとても厄介な話で、僕は、こんなものすばつと三年とか五年とかやつちゃえばいいのと思ふのですが、その辺の難しさというのを大臣はお感じになつていませんか。

○柳澤國務大臣 これは委員には釈迦に説法ですけども、すべて線引きをするときにどんな経済事象にも起こることとございまして、私は委員と違つてどちらかという税制をやつた人間なんですけれども、それは税制なんかでは、しよつちゅうと言つちや言い過ぎですけども起こることとございまして、ある種割り切りが必要だということに、その困難さはもう十分わかります。

それから、そこに非常に、公平とかそういうことから起こることとございしますけれども、これは経済事象に線引きをするというときには免れがたく我々が襲われる、いわば課題という問題だと思つています。

○鈴木(淑)委員 それはおっしゃるとおりです、税率のときなんか端的に出ると思ふのですが。ただ、この問題は、そういう一般論、抽象論で言うよりも、それぞれの銀行の実情を見ていくと、私はこういうふうに思ふのですね。

大手銀行の中で、かなり保有比率が高くて自分でできるよと堂々と云えない連中というのは、まづみんな信託銀行ですね。信託銀行なんです。それ以外の普通銀行の方は大丈夫なんです。それから、長期信用銀行、興銀も今グループを組んでいますが、大丈夫だというふうに思ふ。それから、地銀にはほとんどおかしなものはない。一行だけ、ちよつと高過ぎるのがありますね。それから、第二地銀は大してそういう問題はないでしょうね。だから、割とねらいを定めて見えてい

ところは、そういうものをにらんだ上でおやりになった方が公平かなというふうに思います。

それから、さつき言いましたように、ですから信託を除いた大手行、それから一部を除いた地銀は大体、こんなもの、ほうっておいたつておれたちは実現できるし、しようと思ってるんだという感じが強いですね。そうすると、この保有買取り機構、セーフティーネット、セーフティーネットとおっしゃいますが、だれのためのセーフティーネットですか、これは。

○柳澤国務大臣 正直申しまして、鈴木委員、多くの知己が金融界にいらつしやつて、そういう方と、いわば本音と申しましようか、そういうこととお話ができる立場にいられることを私もよく理解できるんですけれども、我々が聞いても、こういうように、特に先ほど来の御議論にあつたような、公的資金とか公的支援のもとでのこうしたことで、また金融機関が評判を傷つけられるということについて、非常にそれを避けたいということをおっしゃる方がいられること、我々もそのことは承知をいたしております。

しかし、また他面、これだけのことをやりまして、これは株式の市場とかいろいろなファクターがありますので、私どもとしては、取り越し苦労かもしれないけれども、やはり需給関係の混乱というものを避けたい、それがひいては金融機関にとつても悪い影響を与えることを避けたいということ、こういうスキームを本当にセーフティーネットとしてつくらせていただいたということでございます。

委員の含意は銀行のことじゃなくて株式の相場のことじゃないかというところが、口からもうこぼれそうなるまでの表現でございましたけれども、私どもはそういうことでなく考えさせていただいたということでございます、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○鈴木(淑)委員 大臣も正直にニュアンスを出してくださったので、ありがとうございます。そういうことなんですね。銀行のためのセーフティー

ネットだといつたら、銀行は、それなら要らないよと言ふと思います。やはり、株式市場側のことだろふというふうには私は思つております。

それが実態ですから、これは機構をつくつても、自分でやれるよと言つていような銀行が大半なんです、これは、機構を通さないで自社株を買いたいというお取引先には喜んで直取で売つちゃうし、それから、益出しできるぐらいの株だつたら、市場にも直接売つちゃう。その方が売却時現金金なんていうのを取られないで済みますから得ですね。そうしたいと銀行は思つているに違いないんですが、それについては、どうぞ御自由になつていう立場ですか。それとも、機構をつくつて、あなた、拠出金ちゃんと出しているんだからこつちを使いなさいよというお立場ですか。どちらでしようか。

○柳澤国務大臣 これはもう申すまでもなく任意でございますから、市場を選択される方を、別にこつちに首に縄をつけて引つ張つてくるなんという気持ちは毛頭ありません。

ただ実は、今少し、ちよつと銀行サイドのニュアンスも変わつてきたんですけれども、当初の段階では、特にETFなんかの組成については、実は複数の銀行の株を集めてやつた方が、補完的にあとのほかの欠けた銘柄を買うにしても、その方が非常にうまくできるというふうなことがあつて、そういう場が提供されるということは十分考えられるというふうな感じも非常に強くございまして、まだそういう可能性というのには私は高いんではないか、こういうふうに考えております。

これは、先ほど申したのは第二勘定というか特別勘定の方で、今申し上げたのは一般勘定の方ですけれども、そういうことは考えられるというのが私どもの考え方でございます。

○鈴木(淑)委員 一般勘定側についてはおっしゃつたようなことは十分考えられます。ETFの組成なんて、特にそうだと思います。ですが、ふたをあけてみたら特別勘定側は余り使われないうことがあり得るなというふうには思います。さつき

言いましたように、大銀行、信託以外の主要銀行は自分の力でやれますよ。それから地銀は、もとと一部の例外を除けば、そんなに持つていませんから。そういう可能性があると思うのですが、それでもやはりこれをつくるんだというのが、私は証券側の事情に配慮してだろうと思ひます。

ここで、塩川大臣と柳澤大臣、お二人にお伺いしたいんですが、株価というのは、短期的にはもちろん需給で決まります。きょうの株価は上がつたか下がつたかといつたら需給で動いている。あるいは、一週間ぐらいなら需給で動いている。ですが、一カ月、二カ月、三カ月、半年というふうになつていったときの株価というのは、何で決まつてきているというふうにお考えでしょうか。

塩川大臣、いかがですか。

○塩川国務大臣 これは、一言で言つと、市場が決めるということでございます。しかし、それでは、市場は何を基準にしているかということになると思ひますが、これはやはり企業の実力といひましようか、その中には、企業の財務内容、それから将来性、そして販売能力、生産能力とかいうようないろいろなものが重なつてきておると思ひますし、そこへ、最近では為替の関係が相当これに関与してきておると思つておまして、そういう複合したものが株価を決定しておると思つております。

○柳澤国務大臣 もうつけ加えることはないでございまして、今度、株を買う方の側の事情としては、長期金利が影響することが大いにあり得るんじゃないかと考えています。

○鈴木(淑)委員 株価というのは、資産の価格です。株の価格、株価は資産の価格。

柳澤大臣は、間もなく、これは議員立法で出てくるかもしれません、大臣のお考えとしても、不良債権を時価で今度は買おうとしていますが、あの場合、時価というのは不良債権あるいは貸し出しという資産の時価だものだから、恐らくこの資産を持ったときにどのくらい利益が上がるだろうかという、その収益見通しの金利で割り引

た、割引現在価値になるわけですね。これが経済学の教科書で言われる資産の価格、均衡価格だ、ファンダメンタルズだ、こう言われているわけですから、この考え方では、株価というの、短期的には需給で動くけれども、ちよつと長い目で見たら、その株を出している会社の収益予想の割引現在価値、それにリスクが入つたりしますし、割引引くときの金利は、大臣おっしゃるよう長期金利で割引引きますから、長期金利ももちろん響いてきます。

これが基本だろうというふうには私は考えますが、お二方がでしようか。基本的には、収益予想の割引現在価値が株価だろうという点はいかがですか。

○柳澤国務大臣 おっしゃるとおりだと思つております。

○鈴木(淑)委員 そうだと思つたのです。

そうすると、買い取り機構をつくつて少しブロックすることによつて、株価に影響が出ますか。これは短期的には影響が出るかもしれない。だけれども、基本的にはやはり日本の株価というのは日本の企業の収益予想の割引現在価値、それもグローバル化していますから今や、欧米の連中までそれをどう見ているかにかつてくるわけで、こんなものをつくつたつて株価を救うための株式市場側のセーフティーネットなんかにならないんじゃないですか、いかがですか。

○柳澤国務大臣 いや、それは先ほど先生もお認めになられたとおり、短期的には、その短期というはどのぐらに見るかはともかくとして、やはり需給も大きなファクターだということに我々は着目しているということでございます。

○鈴木(淑)委員 この短期は私はせいぜい一カ月とか二カ月とかだと思ひます。半年になつたらもうきいてこないと思ひます。もう少し、三カ月でもやはり収益見通し、その背後にある景気の見通し、今度の同時多発テロの影響、アメリカ経済がどうなるか、いろいろなものが入つてきますが、最終的にはそれが日本の企業の収益見通しに収れ

んしてその割引現在価値だと私は思うものですから、こういう買い取り機構をつくったときに諸外国の専門家が何と見るだろうかということを僕は心配しています。

日本の当局というのは、株価というのがこんな程度の、三百兆の中のほんの二兆ですか、一応考えられていますのは政府保証二兆で、今の時価総額は三百兆。そんな程度の株をブロックして需給をいじってみる。しかもその需給をいじるのに御丁寧に政府保証までつける。そういう需給に対する介入で株価操作ができるなんて考えているのかしらという疑問というか、日本の市場というのはそんなものかね、そういう見方が海外に出ることを私は恐れているんですね。

本来、グローバル化しちゃった中に日本の株式市場はあるんですから、どう見たってグローバルな投資家たちの日本の企業の収益予想で動いているものを、時価総額三百兆円の中の二兆円ブロックしたら何か株価が維持できると思っている、そういう市場に対する無理解あるいはそのために政府保証までくっつけようとしている政府介入の姿勢、これは逆に日本の株式市場の評価を落とすんじゃないですか。こんなものはつくりやすい方がいいんじゃないですか。塩川大臣いかがでございますか、お二方にお伺いいたします。

○柳澤国務大臣 鈴木委員のお話で、株価というのは長期的というか中長期的にはその企業の収益力という収益を現在価値に直したものに収れんしていくんだ、これはもうそのとおりなんです。そういう株価ができるだけ常に実現されるマーケットが私はいいいマーケットだと思っんです。

ところが、今度の保有制限によってそのことが一時攪乱される、できるだけ理想に近いイールドカーブというか価格のカーブが乱れるというのを、私どもが少し手をかすことによって、できるだけ常にそういう中長期的に本来実現されるべき価格が実現されるようにする、こういうことなのでございます。だから、鈴木委員の今の問題の提起には、これは株価対策なんだということが心の

中に前提としてあるものですから、そんなものやっただけきやしないよという話になるんですが、我々はそうじゃなくて、攪乱要因をできるだけ取り除いてやらなきゃいけない、こういうことを申しているということであるということで御理解を賜りたいんです。

それからもう一つ、レビュテーションの問題、我々当然考えました。考えましたので、当然そうした意見を徴したりなども、これはまあ詳細に申し上げるわけにいきませんけれどもしてありますけれども、今の日本の金融機関の株式市場のリスクに対するエクスポージャーを考えると、まあ一つの方法かというような感じを私どもは得させていたいたということでございます。

○塩川国務大臣 この株式とかあるいは為替というのは時々刻々移っていきまして、最近の経済の変化というようなものは激しい移り変わりでございます。そういう点から見まして、これは発想した当時は確かに一つのセーフティネットになるだろうと思っておりましたけれども、私も二兆円ということを開きまして、これはもう将来また額を上げるんだらうと思っておりますけれども、ちょっとこれは私も、まあ二兆円というのはどこから来たのかなと思っっているんですけれども。

そういう意味で、現在の情勢から見ると二兆円が適正かどうかということは、自分自身としては、制度としてはこれは必要な制度だと思っんです。が、ちょっと二兆円というのは私自身で見て、これは役所じゃございせんが、財務大臣がそんなことを言っただけでえらい大変なことになりますよ。ちょっとこれは、私、額が中途半端な額だなと思っっています。

○鈴木(淑)委員 二兆円程度で株価対策になるのかという非常に正直なお答えをいただきました。私もそう思います。

結局、柳澤大臣は、これは中長期的な基本的な株価対策にはならないかもしれないけれども、攪乱を防ぐために必要なんだとおっしゃいました。ただ、これについても、銀行の経営者に言わせま

すと、冗談じゃないよ、大事なお取引先の株を攪乱的に下落させるような売り方なんかするもんですか、そんなことを私たちがするわけがないと真つ赤になつて言いますよ。まあ、それは御紹介しておきますけれども。

ただ、だめでもともと、だから、ちよいと攪乱を防ぐためにこれをつくらせてよという場合に、最後に問題になるのは、しかし、それはだめもとで済まないで、何かまずい副産物があるんじゃないか。僕は両方向にあると思っんですよ、損が出る方向ともうかる方向。朝から皆さん方は損が出る方を心配しておられます。ろくでもない株の吹きだまりになりはしないかということですね。そつちを皆さん心配しておられます。

マイカルの場合だつて、トリプルBマイナスの時期というのは倒産するかなり近くまでそれで、倒産したときは下がってしまいましたが、かなり近くまでそうですよ。だから、トリプルBマイナスのやつは大丈夫だといつて、こへ買つたら、実は銀行はちゃんと知り抜いていて、やがて倒産するよなのはつかりこへ押し込んできているということ懸念する委員が非常に多い。

これは私は一理あると思っます。そういうことになつちゃうと税金で穴埋めする話になる。そんな危険なことをしているのか、そういう副産物は一つあると思っんですが、逆の方向の副産物も私の頭の中にあるんですね。つまり、銀行をもうけさせちゃう、結果的に、これは銀行をもうけさせる仕掛けだつたじゃないかと後になつて気がつく可能性ががあります。

というのは、これは十年でしょう。私は十年の間株が低迷を続けたと思っっていないです。皆さん方と協力して構造改革実現して、日本経済絶対立て直したいというのが私がこの国会議員になつた理由なんで、一生懸命やります。皆さん方もそうでしょう。十年株が停滞するわけがない、どこかで上がります。そうしますと、この株式保有比率のせいで三年以内に売っちゃうと、まだ値段

は低いので損が出るかもしれない、あるいはもうけも小さいかもしれない。それをうまいことこの機構に引越して置かせておいて、十年以内のようやう回復したところとところで売れば、出資金の二倍までは入つてきますから、これは、何のことはない、銀行をもうけさせる仕掛けだつたねという可能性はあるんですよ。

十年だつたら、私、むしろそつちの可能性の方が高いんじゃないか。ですから、セーフティネットとかなんとか言いながらつくつたけれども、結果的には銀行がもうける仕掛けじゃないか、こういう批判が後世出る可能性があります、十年以内に。

私は、だから、いわゆるぼろ株が集まつちゃつて、損をして、税金をつぎ込むという方よりも、十年持っていたらこれはもうかつちゃう可能性が高いんじゃないかと。また、十年でもうかるぐらいいしなかつたら、我々力を合わせて日本経済を立て直さなかつたら、どうなります、日本経済。国民の暮らし向きはどうなります、えらいことになつちやいますよ。だから、これはやはり僕ら力を合わせて立て直すんだと。そうすると、もうかつちゃうんだ、銀行が。これが、副産物として、ちよつと不公平で許しがたいという話になりかねないですよ。

だから私は、もう何回も言いますが、こんなものをつくるなという方です。こんなものをつくるなという批判を、そんなことは考えてもらえないかもしれないけれども、後世浴びる可能性ががありますよ。銀行は利口だから、そういうことを頭の中で考えているかもしれない、十年間だつたら絶対もうけられるなと思っっているかもしれない。

いかがですか、今の私の話。こういう考え方もあるんだというのは初耳ですか。それとも、実はそういうこともあるんだと思っっていたけれども、今まで言わなかつたということでしょうか。私はそつちが心配。後世、批判を浴びますよ。いかがでしょう。これもお二方にお伺いしたいと思いま

す。

○塩川国務大臣 いや、そういうぐあいに銀行がもうけてくれるようになったら結構なことだと私は思います。もうけたものは法人税でしっかりともらいますから。だから、それはいいと思うんです。

そのようなことに私はなるであろうかなと思います。損になるよりは、そちらの方に動いてくれることを願っております。

○柳澤国務大臣 ほろ株の話がその前提としてお話に出ましたけれども、これは、形式基準は、確かにトリプルBマイナスなんですけれども、その上にやはり運営委員会の議を経るところがありまして、そう言うところとある特定の会社のようなのは買わないということとを私が必ずしも言っているわけではありせんということをつけ加えないといけないんですけれども、いずれにせよ、私は、そういうごみ箱にはならないということとは、もうこのスキームを構想した一番最初から考えておった点でございます。

それから、加えて、今のお話、これからまだまだこの党の代表の方がいろいろ論議をされるようですが、非常にバランスをとっていただいたという意味ではありがたい御議論でございます。ここに感謝を申し上げておきます。

○鈴木(淑)委員 いや、感謝していただくために言ったわけではないので。

その議論が朝から抜けていると思いましたが、それから、後世そういう批判を受ける可能性があるんだということを両大臣は今から考えていただいた方がいいんじゃないかと。そういうことを考えても、私は、この機構をつくるのはまずいというふうに考えているんだということを申し上げたいと思います。

時間があと数分あるようですが、これをもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、佐々木憲昭君。

〔委員長退席、奥山委員長代理着席〕

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

提案された法案に即して質問をいたしますが、その前に、前提として、柳澤大臣の基本的な認識をお聞きしたいんです。

日本の大手銀行の体力についてなんですが、日本の大手銀行というのは、財政で支えられなければならないといけないようなひ弱な存在という認識なのか、それとも、一定の体力を持っているんだ、こういう認識なのか、その辺はどういうお考えでしょうか。

○柳澤国務大臣 大手銀行の中には、全く自己資本の中に公的な資金が入っていない銀行もあるわけでございますけれども、多くの銀行に公的な資金が入っているというのも事実でございます。ただ、一般に、議論の中で想定されているようにそれが多大なシェアを持っているということは実はないわけでありまして、パーセンテージからいっても、ちょっと記憶なのであれですけども、そんなに何%ポイントというふうなものではないというふうに記憶して、私のそのときの感覚では、公的資本、公的資本と言われているんだけれども、自己資本の中に占めるシェアというのは、マジメなところでは大事な役目を果たしているんだというふうな感じが持っていました。

そういうことを、後でも私の持っている記憶が誤りだったら訂正しますけれども、基本的に、今世の中の人に印象を与えているように、大きな公的な支えがなければもう立ち行かないんだというふうな状況にはないというふうに私は思っています。

○佐々木(憲)委員 先ほどの御答弁で、公的部分というのは比較的シェアが少ないので、基本的には大手銀行は体力があるという認識だということにお伺いをいたしました。

そこで、そういう銀行に対して、今回提案された仕掛けが用意をされているわけでありまして、それで、今度の法案の仕組みですけれども、銀行に

対して、自己資本相当額を超える部分の株式の保有を制限する。その株の買い取り業務を、銀行保有株式取得機構というふうなものを創設しまして株式を買い取り、市場の動向を見ながら売却を進める、こういう仕掛けになっているわけですね。

もちろん、金融というのは公共的性格を持っていますから、銀行経営の健全性というのが株価によつて大きく左右されることになることを防ぐというところは必要だと私は思っています。そのために銀行が保有している株を制限する、これは必要なことだというふうに思います。しかし、そのために大事なことは、何よりも銀行の自己責任、あるいは一定の体力に基づいた自己負担、これがやはり必要だというふうに思うんです。ところが、この出された法案は、機構の買い取り資金の借り入れに政府保証をつける、機構の解散時に株が下がって損失が出れば税金で穴埋めする、こういう仕組みになっているわけでありまして。

そこでお聞きをしたいんですけども、機構が最終的に解散するときに、株価の低落で、先ほど上がる話もありましたが私は低落の方をお聞きしているんですけども、株が下がって損失が出た場合、銀行はどの程度これを負担する仕掛けになっているんですか。

○原口政府参考人 本法案において、機構が解散する際の利益と損失の分配について規定しておりますが、万一機構に損失が生じた場合、まず銀行等が株式売却時に売却額の8%を拠出する売却時拠出金に補てんし、さらに不足する場合には当初拠出金に補てんするというところでございます。それから、仮に二兆円全部使ったという場合は8%が千六百億円となりますし、当初拠出金については百億を予定しておりますが、これはこれから十年間の運営等に要して使った残りの額ということになるかと思えます。

○佐々木(憲)委員 つまり、銀行の側は負担をする場合の上限というのが決まっているわけでありまして、それでも埋めることができないければ、国が財政的な穴埋めをする、要するに、簡単に言えば、

税金の投入をする、こういう仕組みになっているわけですね。そういう理解でいいですね。

○原口政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 先ほど二兆円という話が出ましたけれども、現在想定されている株式の買い取り限度額は、一応二兆円ということでありまして、そこから割り出しますと、銀行の損失負担額というのは、二兆円の8%の売却時拠出金一千六百億円、それから当初拠出金の百億円の残金、すなわち、全体として千六百億円プラスアルファ、これが銀行負担の上限になる、そういう理解でよろしいですね。

○原口政府参考人 今の保証枠を使い切った場合という前提で、二兆円という前提を置けば、そういうことだと思えます。おっしゃるとおりだと思います。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、国民負担の上限というのはどうなるんでしょうか。財政負担に金額上の上限というのはあるんでしょうか。

○原口政府参考人 理論上で申しますと、政府保証を二兆円つけた場合、仮にその株が全部毀損されたというケースになろうかと思えますけれども、そのときに政府保証限度いっぱいが使われる、細かいやりとりは別として、ということだろうと思いますが、少し、そこは計算上の話であって、なかなか想定したい状況かなというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 現実にはそういうことが起こることは想定したい面も確かにあると思えます。しかし、問題は、銀行の負担はあるところまで、それ以上はしませんよ。二兆円の場合は銀行負担は千六百億プラスアルファ、ここまでしか負担はしませんよ。しかし、国民の方は、それを超えたら、二兆円のところまですべて負担の可能性というのがあるわけですね。

これは極めて重大な仕組みでありまして、例えば銀行と財政負担と同じ金額になる、これは水準としては株価がどのぐらいになったらそうなりま

○原口政府参考人 ちよつと突然のあれでござい
ますが、御指摘は、千六百億円の損失が機構に
発生するとき、こういうことでございましょうが、
これは、ちよつといろいろな前提を置かないとな
かなか試算も困難かなという気がしております。

○佐々木(憲)委員 例えば一兆八千四百億以下に
なりますと国民負担が発生するわけですね、つま
り銀行負担が一千六百億強ですから。それで、さ
らにそれが下がって一兆六千八百億以下になりま
すと、国民負担の方が銀行負担よりも大きくなる。
つまり、二割程度株価が下がれば、銀行よりも国
民負担の方が大きくなる。二割、三割の株価低落
というのは、これまでも幾らでもあったわけであ
ります。そういうことを考えますと、これは余り
にも銀行負担が限定されていて、国民負担に非常
に大きく依存する、こういうことになるんじゃない
かと思うんです。

銀行が抱えている過剰な株式、第一義的にはそ
れを保有した銀行に責任があるわけでありませ
う。ところが、株価の下落で生まれた損失、それは銀
行は一定額しか負担しない。しかし、株保有にも
株価下落にも関係のない国民には大変大きな、際
限のないとはちよつと言いませんけれども、大き
な負担を負わせるという仕組みになっているわけ
です。

そこで、柳澤大臣にお聞きしますけれども、銀
行が抱えるこういう株のリスクをいわば国民が肩
がわりする形に株価が低落した場合にはなるわけ
でありますか、なぜ国民がそういうものを負担し
なければならぬのでしょうか。その責任は国民
に一体なぜあるとお考えなんでしょうか。

○柳澤國務大臣 これはもう、その法律の目的と
して我々がいつも申しておることですけれども、
信用秩序というのは公共性を持つ、だから信用秩
序が動揺したり毀損したりするということは極力
避けなければいけない、こういう大命題からきて
いるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 今、私の質問にお答えになっ
ていないわけでありませう。信用秩序論については

また後でちよつと議論したいと思いますが、株が
落ちて、その損失部分を国民の側が負担しなければ
ならない。なぜ国民にその責任があるんでしょ
うか。単純な質問なんです。素朴なんです。

○柳澤國務大臣 これは、要するに、株の現在の
保有状況、これをそのままにしておくということ
は非常に日本の金融システムをリスクにさらし過
ぎるという状況がある、したがって、これを是正
しなければならぬ。これは、もう公益です。そ
れを公益の観点から命じて、そして銀行にそうい
う行動を義務づけるわけでございますが、それが
円滑に進ぶ、これは株式市場の動向を含めて円滑
に進むということを確認するためにこういうシス
テムをつくったということでありませうから、結局
はそれは金融システムの安定、あるいは信用秩序
と言つてもいいんですけれども、そういうところ
に資することになる制度である、こういうことだ
と申し上げたいと思います。

○佐々木(憲)委員 どうも質問にお答えになつて
いない、あるいは答えられないのかわかりませ
んけれども、私は、国民に責任がないのに国民がな
ぜ負担するのかと聞いたのに、それに対してはお
答えにならない。公益性があるというお答えでし
た。しかし、公益性をしつかり維持することこそ
銀行の責任じゃないんですか。銀行が本来果
たさなければならぬ役割というの、一定の利
益を上げることとはもちろんですけれども、同時に、
いわば経済全体の基礎をなすところの金融とい
うシステム、これを安定させていく、それは銀行自
身の責任なんです。銀行業界の自己責任でやる
べきなんです。それを責任のない国民に負担を
させようというのが今回の仕掛けの最大の問題点
だと私は思うわけですね。

大臣自身、ことしの三月、こういうことをおつ
しゃつていましたね。銀行保有株式買い取り機構
の構想がいろいろ出たときに、柳澤大臣は、でき
るだけ公的なものが出ていくことは慎むべきだ、
何かだあつと財政資金に寄りかかるようなことは
やはり避けるべきだ。なかなかいいことをおつ

しゃつたと思うんです。こういうふうに発言して
おられたにもかかわらず、今回提案された内容は、
だあつと財政資金が出る、そういう仕掛けになつ
ているわけでありまして、どうも大臣が春におつ
しゃつたことと違うことをこの法律ではやろうと
しているんじゃないやせんか。

○柳澤國務大臣 佐々木憲昭委員が御理解におい
て私どもとちよつと食い違ふかなと思つたのは、や
はり、保有制限というものを公共の立場からかけ
ている、我々が義務づけるということの意味合い
というか、そういうものを全くすつ飛ばした議論
をされると今言つたようなお話になるんじゃない
か、こういうふうに思います。

それから、私が早いころにできるだけ財政とい
うものが出ない方式がいいということと言つたた
めに、今日こういうふうに一般勘定と特別勘定を
分けて、どちらかという、特別勘定というものは
全くのセーフティネットとして、限界的あるい
は補完的な制度として位置づけられたというところ
にその趣旨が生かされているというふうに考
えているわけですね。

○佐々木(憲)委員 保有制限をかけること自体は、
私は方向としては正しいと思うんです。それを別
にすつ飛ばして言っているわけじゃございませ
ん。銀行は、株価によつて経営が左右されるとい
うような状況はやはり好ましくないと思つた。し
たがつて、株の保有制限というのは必要だと思
います。

問題は、それを一体国民の税負担を伴うような
仕掛けをつくつてやる必要があるのか、それとも、
銀行自身が自己責任でそういう負担も含めてみ
ずから計画的にその水準をクリアするようにやる
べきなのか、この選択なんです。政府がやつてい
る選択は、国民に負担を負わせる仕掛けをつくる
という選択なんです。

しかし、私は、その選択というのは、多くの国
民から見ても、なぜそんなことを国民がしなきゃ
ならぬのか、負担をしなきゃならぬのかという素朴

な疑問から質問をさせていただいてるわけ
です。私は、銀行が公共性を持ち、公益性を持ち、
そして一定のリスクをとりつつ金融システムを安
定させるために経営努力をする、これは当然のこと
だと思つた。それをしつかりとそういう方向にや
はり指導し監視するといふんですか、これが政府が
行うべき仕事ではないかと思つたわけですね。

そこで、株の保有制限ということで今新しく出
ていますけれども、銀行はこれまで株を保有する
ことによつて、利益をかなり上げていたんじゃない
か、大変大きなメリットを享受してきたんじゃない
かと思つたわけですね。

金融庁にお聞きしたいんですけど、例えば
この五年間に大手十六行、どの程度の益出しを
行つてきたか、株式売却益の総額、これは幾らに
なつていますでしょうか。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

保有株式の売却というお話でございましたけれ
ども、我々ちよつと、把握している計数が保有株
式等売却ということ、やや債券除きの数字とな
つておりますので、お許しいただきたいと思
います。

平成八年度から十二年度までの過去五年間に主
要十六行が株式等売却によつて得た利益は約十六
兆でございます。それから、それによつてこうむつ
た損失は約二兆ということになっております。

○佐々木(憲)委員 今の数字でも明らかのように、
大手十六行がいればこの五年間大変な益出しを
やつてきたわけですね。約十六兆円強、これは大変
大きな金額であります。売却損というのはわずか
二兆円程度ということですね。ですから、株を保
有し、その株を益出しをして懐に入れてきたのが
差し引きしても十四兆円、これは丸々銀行に入つ
てきたわけでありませう。

配付した資料を見ていただきたいんですけど、こ
こでは、大手都市銀行の九行だけをとりまして、
右下にありますが、売却益は約十二兆円、売却損
は一兆三千億ということでありませう。

柳澤大臣にお聞きしたいんですけれども、保有株式の売却でこれほど大きな利益を上げている。この利益を見ても、これ以上支援する必要があるのかなと思うほどの利益であります。この事実は、今回の法案の提案に当たりまして考慮されたでしょうか。

○柳澤国務大臣 全く銀行に株式売却の行為というものを任せてしまふ、ゆだねてしまふということであれば、それはまさに自己責任の世界というふうにも言うことができるわけでございませう。しかしながら、私どもは、日本の金融システムという公益を実現するために義務づけをするわけですね。三年間に自己資本のティア1相当額以下にしなさいということを言うわけでございませう。その絡みで私どもは、いろいろないわば善後措置と申しますか、そういうものをやはりかぶせた方がそれが円滑に実現されるだろうということから今回のようなスキームを考えたということでございます。

今、これだけ、十四兆ですか、ネット十二兆ですか、そういうものが売却益としてあつたんじゃないかということでございますけれども、これは佐々木委員御案内のように、このところずっと大手銀行は不良債権の処理というものに大きな資金を必要としておりまして、業務純益、さらには株の売却益というようなものを動員して不良債権の処理に当たってきたということでありまして、今佐々木委員が懐に入れたというお言葉を使われたんですが、そのお言葉から含意されているような状況には到底なかったということも御案内のとおりであります。

○佐々木(憲)委員 これだけ大変な利益を上げていたことは、これは厳然たる事実でありまして、不良債権処理に使ったと言いますが、その不良債権処理のやり方がいいのかどうかというのは根本的な議論があると思うんです。我々から言わせていただきますと、不良債権と言われるものの中には、圧倒的多数は、現在の長期不況の中で、一生懸命頑張っても中小企業の経営者は業況はなかなか

うまく好転しないというのが現状なんです。まじめに働いてもそういう状況が広範にあるわけですから、それを不良債権としてばさつと銀行取引を締め上げていいのかどうかというのが根本的に問われていると思うんです。それはそれとして、別な議論を我々持っておりますが、そこには今は入りませうけれども。

いずれにしましても、一方では、株価が上がってもうかつたら、先ほどの議論では銀行の懐に入る。それ以上、一定の水準以上になればもちろん国庫に入りますけれども。しかし、上がった銀行に入っていく。これまでも株の益出しで十数兆円の莫大な利益が上がっていた。ところが、株が下がったら、上がったときの利益、益出しの利益は銀行が懐に入れるけれども、株が下がってしまつた場合は後は国民に負担をしてもらおうじゃないか、どうもこういう話は余りにも銀行にとって虫がよ過ぎる話だということに私は思うわけなんです。

そこで、もう少し突つ込んでお聞きしたいんです。この機構の株式買い取りの対象となる銀行、これはどのような銀行かという点をお聞きしたいんですけれども、具体的にお聞きしますと、大手銀行十六行のうち自己資本相当額、ティア1を超えた株式を保有している銀行、これは何行あるか。また、その金額が自己資本相当額の二五〇%までの銀行は何行か。一五〇から二〇〇%まで、さらに二〇〇%以上、こういうふうに分けるとそれぞれ何行か、この点について数字をお答えいただきたいと思ひます。

○原口政府参考人 大手行ベースにつきましては、これは有価証券報告書に記載されている貸借対照表上の株式の額に基づいて、本年三月末現在の株式保有額の自己資本に対する割合を計算したものでございまして、大手行ベースでは、一〇〇%から一五〇%の銀行は七行、一五〇から二〇〇%までの銀行は六行、二〇〇を超えて保有している銀行は三行となっております。

○佐々木(憲)委員 ということは、大手銀行十六

行はすべて株を買い取る対象であるということですね。

○原口政府参考人 対象という言葉で申しますと、仮にそういう上限を超えていなくてもいろいろな別の要請で株を売る場合に、この会員であればこの機構を使うことができますので、そういう意味では限られているということではございませうが、十六行ベースが保有制限の対象となる一〇〇%を超えているという御指摘はそのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 それでは、地方銀行と第二地銀についても同じように数字をお答えください。

○原口政府参考人 地銀につきましては、六十四行中一〇〇%から一五〇%の銀行は七行、二〇〇%を超えて保有する銀行は一行でございます。また、第二地銀につきましては、五十二行のうち一〇〇%から一五〇%保有している銀行が二行となっております。

○佐々木(憲)委員 今お答えになりましたように、地銀の場合は全体で八行でありますし、第二地銀は二行であります。しかも一五〇%を超えている地銀、第二地銀は一行しかございせん。わずかに一行ですね。しかし、大手銀行は九行であります。圧倒的に大幅に超えているのは大手銀行である。これは皆さんにお配りした資料の二枚目、これは金融庁が作成した資料であります。そこにその実態がはつきり出ているわけであります。

以上で明らかになったように、自己資本比率を大きく超えて保有している銀行はいわば一握りの大銀行に集中しているということでありまして、この法案の株式保有制限の達成に向けて機構を活用して株式の売却を進めるといふのは、これは大臣、大手銀行が中心というふうに言つてよろしいんじゃないでしょうか。

○柳澤国務大臣 日本の金融システムというのは、非常に大手銀行それから地銀というふうなものが全体としてこのシステムを形づくっております。金融システムの動揺というときも、やはり大手銀行がしつかりしていかなきやいけない、しつかり

していかなきやいけないということで、資本注入等におきまして、そういうふうなことに着目して、最初はそこから着手していったことも事実でございます。

そういうことで、大手銀行がしつかりしていることが結局は金融システム全体として安定をしているということになるわけでして、直接の例えば資本注入、あるいは今度の株式の保有制限がそこに適用されるからといって、すべて該当の銀行だけだというふうな直接的な考え方をなさるといふのはどうかと思うわけであります。

○佐々木(憲)委員 かなり苦しい御答弁であります。が、実態からいえば、今お認めになったように大手銀行が中心なんです。そこがしつかりしてもらわなきゃならぬというふうな裏返ししておつたんじゃないか、つまり、大手銀行の株を買い取る仕掛けになっている、これは実態からいって、そういうことなんです。実際に地方銀行の話もされましたけれども、ことしの三月で地方銀行と第二地銀、株式保有額というのは平均して自己資本相当額の五割台におさまっているわけなんです。ところが、大手十五行になりますと、株式保有額というのは自己資本相当額の一・六倍を超えているわけですから。だからそれが現実の姿であつて、株式買い取り機構を用意してそして買い取るということになりますと、必然的に大手銀行がほとんど額でいってもその対象になる。

私は、結局、いろいろな理屈をおっしゃいますけれども、大手銀行の過剰な株を買い取る機構をつくり、その機構で保有した株が仮に大幅に下がったときに税金を投入する仕掛けをつくる、つまり、国民の税金でいわば大手銀行が持っている株のリスクを負担する、こういう形になっているところに非常に重大な問題があると思ひます。

そこで、先ほど信用秩序に影響を与えからだと、こういうふうにおっしゃいました。しかし、大手銀行が中心になっておりますこの過剰な株の保有、これを解消していくことがそれほどシステム全体に、経営がおかしくなるほど重大な影響を与

えるんだろうか、株の下落に直結するんだろうか、これは大変私は疑問に思うのです。

例えば、金融審議会で、乾総務企画局長は、四月の十三日に、こう言っているのです。銀行の二、三兆円の部分を今回対象にするというふうにおっしゃいましたね。この二、三兆が売買高の1%にすぎない、そういう委員の発言がありまして、その発言に乾局長は同意して、次のように述べているわけです。「銀行の株の売却だけでは株価というのは決まらずに、あくまでも三百兆全体の需給の中で株価というのは決まってきたということでございます」

それから、委員であります富士銀行常務取締役の前田氏はこう言っているんです。「三年前に約三兆円の政策保有株式を持っていたが、つまり持ち合い株ですね、五年間で一兆円売却するということを計画致しまして、ここ三年ぐらいで約六千億、大体年間二千億の売り切りを実施してまいりました」銀行が売ることから株価が下がるとか、持ち合い解消だから株価が下がるという見方は大きな誤解だと思います「問題をすり替えているだけでして、我々から見ますとほとんどこれは間違いだと思えます」

つまり、銀行自身も、あるいは金融庁の局長自身も、銀行が持っている二、三兆の株を売るぐらいでは全体の株価にはそんなに影響はないんだ、その株価が決まるのは三百兆円という全体の株取引の動向によって決まるのであって、何か、それが放出されたらシステムに影響がある、こんなことは間違いであります、そういう誤解は正さなきゃならぬという趣旨の発言をされているわけです。

ですから、私は、政府がやるべきことというのは、こういう仕組みをつくることじゃないかと思うんです。銀行の自己責任に基づいて、銀行自身が過剰な株を持っているものについては、計画的に銀行自身が銀行業界全体として水準を達成していく、それを促していくというのが本来金融庁の役割じゃないか、政府の仕事じゃないかと

いうふうに思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 その限りでは同じなんです。株式の保有制限をして、そしてそれを市場で売るときに促していくんです。その促していく一つの制度としてこういうのもセーフティーネットとしてしつらえておこう、こういうことでございます。○佐々木(憲)委員 その促す制度としてこういうものをつくる必要はないというのが我々の見解であり、かつ、銀行もあるいは金融庁自身の専門家もそうおっしゃってきているわけでありまして、どうも、何かこういう仕組みをどうしてもつくなきゃならぬという必然性は全く感じられませんか。

こういうものを一度つくりますと、どうしてもこれは自己運動を始めまして、まだ足りない、もつとやるべきだということでは二兆円という制限を取つ払って。先ほど塩川大臣も何かそういう話もされていましたが、これは中途半端だ。これは本当に重大であります、一体二兆円でおさまるのかどうか。四兆円なり五兆円なり、そういうことになる危険性はあるんじゃないですか。超えないという保証は一体どこにあるんですか。

○柳澤国務大臣 先ほど来の話で、銀行は、さっき先生もおっしゃられたように、自力で市中にかなり売れる力を持っているんじゃないか、私もそのように思っています。ですから、これは、本当に期限どおりに保有制限に適合するというようなことを考えたときに、やはりその保有制限に適合するために売ろう、ここにも駆け込み寺みたいに売った方がいいね、市場で売るのはこっちの方が八%出してもいいだろう、こういうような判断があるときどうぞお使いください、こういう話なのでございまして、今佐々木委員がおっしゃるように、何かリスクを移転するとかというふうなお話もありましたけれども、時価なんですね。時価マイナス八%なんです。九二%なんですね、時価の。

そういうことでございますから、これはよつぱ

ど考えて使うということになるわけですから、塩川大臣は非常に私に助け船を出していただいたんだらうと思えますけれども、そういうふうにごこの機構が、特別勘定の方が大いに使われるというふうには、むしろ限界的なものだというふうにとらえておいた方がよろしいのではないかと思います。

それはリスクのあるものですから、我々もそういうように保証をつけて、その最後の締めがどうなるかということをしておりますけれども、十年間持っていたらやはり中にはふぐあいになるものもあるだらうけれども、それを補って余りあるほどのものがそこに生まれてこなければ、日本の経済というのは本当に、十年も株価が下がりつ放しというか、やはりそういうようなことではいけないという方が、むしろ議論としてはあり得る議論なのではないか、こう思います。

○佐々木(憲)委員 どうもはつきりしないわけですね。つまり、自力で売れる力があるというのであれば別にこんなものをつくる必要はないわけでありまして、時価だということけれども、時価で売るとならそれでいいじゃないですか。何も八%お金を出して、銀行側からすれば余計に負担をして売らなければならないわけだから。どうも、大臣が答弁されていることは矛盾だらけで、我々は納得できないわけです。

もう時間が参りましたので答弁は要りませんけれども、大体、私は、今まで政府がやってきたことを考えてみますと、住専のときにあれだけ税金を使って大問題になった、その後もいろいろな形で税金を使う仕掛けばかりつくつてきて、七十兆円の枠までつくつて、もう既に二十七兆六千億円の公的資金を使われた、返つてこないのは九兆円もある。こういう、国民負担がどんどんふえていくにもかかわらずさらに新しい税金投入の枠をつくるということは、もうこれは銀行の自己責任でやらせるのが必要であつて、これ以上こういうものをつくる必要は一切ないということを申し上げたいというふうに思います。

○柳澤国務大臣 返つてこないもの、九兆円というお話でございましたけれども、これは佐々木委員も百も承知でおっしゃっているんだろうと思うんです。これは預金者に預金の還付として返つていったものですし、また金融債の保有者に金融債の償還として返つていったものだ、それがなかりせば預金者も金融債の保有者も全く困る状況になる、これが再生法の趣旨でございますので、確認でございますが申し上げます。

○佐々木(憲)委員 それを税金でやる必要はないと私は言っているんです。銀行の自己責任であるということをおっしゃっているんです。ここが根本的に違う点であります。

以上で終わります。

○山口委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀でございます。

今回、法案に沿いながら伺いたいと思っておりますけれども、まず、今回の法案の一つの柱であります、いわゆる株式等の保有制限にかかわつてお伺いをさせていただきます。

保有の制限はいいだろうというのが一般的な話なのかもしれませんが、私自身はいささか疑問もございまして、実際、取得機構をこしらえる以上何らかの制限が必要だということで、機構先にあるきじゃないかという気もいたすわけです。そういうところもございしますが、まず、おさらいの意味も込めて、今、こうした株式保有制限の背景になるところから幾つかお伺いさせていただきます。

そこで、まず、コーポレートガバナンスの機能の観点から幾つか伺いたいわけですが、日本の産業の構造改革がおこなわれている原因の一つに、やはりコーポレートガバナンスが適切に機能していないということがあろうかと思うわけです。そのことにかかわつて御所見をお伺いしたいわけですが、これも、経営監視という意味でのコーポレートガバナンスが適切に行われていない要因ということと株式持ち合いということのかかわりでいけ

ば、そもそも株式持ち合いは、企業グループの維持でありますとか融資等のビジネスチャンスを提供する一方で、企業には安定株主を確保するというメリットを提供していたという、実際、そのことが企業監視という意味での企業統治、コーポレートガバナンスが適切に行われていない一つの要因、それが、ひいては産業全般の構造改革がおくれているという要因としてあるのではないかと考えているわけなんです。

まず入り口、そこから御見解をお伺いしたいと思います。

○村田副大臣 コーポレートガバナンスが適切に行われてこなかったのではないかと、こういう御指摘でございます。

委員は、株式の持ち合いのかつて言われたメリットについても言及なさいましたので、そういう株式持ち合いのメリットもかつてはあったのだ、そういう認識の上に立って、銀行と事業会社の株式の持ち合いの結果、議決権の行使による経営監視という意味でのコーポレートガバナンスがうまくワークしてこなかったということもやはり認めざるを得ないというふうに思います。

今日、持ち合い株の解消に伴いまして、それから、市場によるいろいろな経営の監視というものが強まる中で、企業が収益性を向上させて経営の透明性を確保する、こういう意味でも持ち合いの解消を進めていくことが必要になってくるだろうというふうに思います。

○植田委員 ありがとうございます。

お手、どないされたのですか。お仕事でお骨折りは敬意を表しますが、お体、御自愛くださいませ。私も風邪を引いておまして、いつもは早口なんです、ちょっと声が出ませんのでゆっくりと話をしております。

そこで、次に、持ち合い解消が進んでいる要因にかかわってすけれども、実際、株式持ち合いが認容できなくなってきたという現状、状況があるというところは、これは認識を共有できるところだろうと思うんですけども、過去にはこうした

持ち合いについて、言い方を変えれば、特に資金調達効果や安定取引の維持という観点からでは、長期的な経営の意味では意味合いがあったのだけれども、最近では、やはりそうしたメリット自体が薄れてきている。特に、資本効率であるとかキャッシュフローを重視した経営が求められるようになってきている。そういう意味で、なかなか持ち合いというものが認容できなくなった。そこが直接的には持ち合い解消が進む背景としてあるのかなというふうにも理解するわけですが、その点についても、まず御見解をお伺いしたいと思います。

○村田副大臣 御指摘のとおりだと思います。それに加えて、株式に対します時価会計の導入ということもありまして、銀行側からいいますと、そうした株式保有によるリスクから遮断をした、そういう要因も働いているか、こういうふうにも思います。

○植田委員 そこで、全般として、持ち合いは解消の流れにあるわけですが、今回の法案が取りざたされるようになってきてから、実際、持ち合いは事業自体と結びついておるわけでございますので、その辺の影響を考えながら、逆に売却が進まない場合もあるのと同じやらかというふうにも思われます。というのは、実際、こうした法案が出てくるこの間の中で、特に事業会社から銀行に対して、持ち合い株を放出せんとしてくれや、そういう要請もあつたように伺っています。

そうなつてくると、逆に、いわば、かつてからありました安定株主を提供する機能という意味においての役割は今でも、とりあえずこれはいい悪いは別に話、現実には果たしているということになると、一番冒頭申し上げました、いわば経営監視という意味でのコーポレートガバナンスの構造を変化させることまでの持ち合い解消が進むのか、進まないのか、その辺、疑問点もある。進まない可能性もあるんじゃないだろうか、そういう問題も出てくるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○村田副大臣 委員の御質問にちゃんと答えるこ

とになるかわかりませんが、一方において、持ち合いが今日でも完全に悪い、例えば、ベンチャーあるいはエクイティファイナンスをするようなケースにおいては引き続き銀行がそういう観点から株式を持つ、そういう事態というのは想定されるわけですが、

しかしながら、全般的な傾向といたしまして、事業会社側からいいますと、一般株主へのインベスターリレーションズ活動を強化しているとか、資本効率とかキャッシュフローを重視した経営に転換する、そういう意欲がありまして、そういう意味では着実に、全く持ち合いといいますが株式を銀行とあれとの間で持つということの意味というのがゼロにならないまでも、確実に議決権行使による経営監視、そういう方向に進んでいるというところは、全般的な傾向としてはあるのではないかと思います。

○植田委員 一つ一つ、今御確認させていただいておますが、背景の話でございますから、そういう御認識ということで、私の方は結構でございます。

そこで、事実関係として、実際、持ち合いの解消が進んでおるようでございますから、ちょっとデータだけわかれば教えてほしいわけですが、上場企業全体に占める銀行の保有株式の状況、現状はどうか、特にここ数年の傾向及び最新の状況はどうなっているのかということ、これは事実関係でございますので、お聞かせいただけますでしょうか。

○原口政府参考人 本年九月に全国証券取引所協議会が公表いたしました資料をベースに計算いたしますと、平成十二年度末現在における全上場企業の発行株式に占める銀行等金融機関の保有株式の割合は、株数ベースで三〇・五％となっております。また、この割合は、平成十年度は三四・三％、十一年度は三〇・九％、十二年度は三〇・五％と、近年減少傾向にあると承知しております。

○植田委員 いずれにしても減少傾向にあるわけ

そこで、もう一度おさらいとして、今までおっしゃったことを取りまとめても結構ですけれども、改めて確認させていただきたいのは、金融当局としてのお考えとして、ここ数年、今のデータでも明らかに、大手行中心にだろーうと思えますが、持ち合い解消が積極的に進んでいるわけですね。その背景、理由、そこは改めてその認識をお伺いしたいのは、次の質問、要するに保有制限という手法が果たして適切なものかどうかという私なりの素朴な疑問につながると思いますので、こうした大手行中心に解消を積極的に進めているその背景、理由についてどのように分析されているのか、取りまとめて改めてお話を伺いできますか。

○村田副大臣 先ほどもお答えをいたしましたけれども、株式の持ち合いにつきましては、企業と銀行との関係を含みます昨今の社会経済情勢の変化等を踏まえて、銀行と事業会社双方において、双方の経営戦略に基づきましてポートフォリオの見直しが行われてきた、その結果、持ち合いの解消が進んでいるということが第一点。

もう一点は、時価会計の導入を踏まえまして、大手行を中心に保有株式の価格変動リスクを回避する、縮減する、こういうことから株式の売却が進められている、こういうことだと思います。

○植田委員 とすると、基本的に、そうした傾向はこれからも続くだろうというふうに思うんですが、

そこで、この銀行のリスク管理と株式の保有制限にかかわる件について、次に進めたいかと思うわけですが、恐らく、最近の株式売却の傾向というのはこれからも続くと思えるでしょうし、実際、銀行の株式の売却による株価水準への影響というものはやはり限定的なものだろうというふうにも考えられると思います。とするならば、株式保有制限ということをあえて設けるよりは、むしろ銀行の自主的な判断にゆだねても別に構わないのと違うやらかと私思うんですが、というのは、しかも、銀行もいろいろな資産を

持っていますから、何も株式だけに着目した制限というものは適切なかどうかなのか、やはり私ちよつと疑問符がつくんですが、どうなんでしょう。

○村田副大臣 委員がおっしゃるとおり、銀行が株を持つかどうか、あるいはどれだけ持つかどうかにつきましても、これは基本的に銀行の経営判断であるというふうに思いますし、それから、銀行への監督上の措置としては自己資本規制があるわけでありまして、そういう観点から全般的に見ている、こういうことであります。

ただ、銀行が持っている、現在抱えている株式というのが、それがかなりの規模に及んでいる、こういうことにかんがみたとときに、これが、株価の価格の下落によりまして、銀行の金融システム全体に与えます信頼を揺るがしかねない状況にある、こういう観点から、銀行の株式保有に対して一定の制限を課して、そして一定の期間にその制限の達成を求めていく、こういうことにしたわけでありまして。

○植田委員 そもそも、基本的には余り適切とは言えない手法なんじゃないでしょうか。

要するに、今おっしゃることはわかります、私、まず入り口の話で申し上げたので、基本的に余りこういうことは好ましくないけれどもというのがまぐら言葉としてついた上で、今御答弁いただいたというふうにご理解させていただいてよろしいですか。いいですか。

となると、やはり過渡的な規制ということであるとするならば、幾ばくかのそうした理由も理解できなくはないんですけれども、要するに一律の規制をこうして課すということについては、やはり、それぞれの銀行の性格、個々の、こうした銀行の、そもそも、それこそ公共的な機能を果たしているわけでごいますし、また、今、システムリスクと密接な関係を持つておる、そういうところからいえば、法律でそもそも健全性というものの維持を要求されているのが銀行という存在でございます。

そういう意味では、株式保有にかかわっては、そうした性格にかんがみながら、少なくとも、現在のリスク管理というものが適切かという点でまず検証をしていく必要があるんじゃないのかなというふうに思うわけです。そういう意味では、一律で規制というものは、今も、繰り返しになりますけれども、過渡的な規制ということでもなさそうですから、私としては、やはり基本的には適切ではないんじゃないか。

ですから、現在のリスク管理が適切かという点についてまず検証が必要になってくるんじゃないのかなというふうにも思うわけなんです、その点はどうか。

○村田副大臣 現在のリスク管理能力が適切であるかどうか、こういうことでございしますが、金融機関が、銀行が自己のリスク管理能力の範囲内にその株価の変動リスクを封じ込めるといいますか、そういうことに限して、私どもは、銀行の自己管理によつて適切になされているというふうに思いますが、しかしながら、なおかつ銀行が保有している株式の額というのが相当大きい、こういうことに着目しているということでお答えを申し上げたいと思います。

○植田委員 株式保有リスクによつてシステムリスクが起こつてくる可能性というのに対応策として必要だという御見解なんだろうが、既に早期是正措置等があるわけですよね。既存の制度がある。それと並んでわざわざ今回この保有制限をするということが本当に必要なんでしょうかというところが、私、頭悪いのかもしれないけれども、非常に疑問なのでございます。

いや、既存の制度やつたら対応できないということであれば、その理由についてお聞かせいただければ結構ですし、機能しているんだけれども心配があるんだというのやつたら、その心配が何なのか、御教示いただければ結構でございます。

○村田副大臣 バーゼルでも改めてこうした銀行等のリスク管理について新しい措置を決めようとしているわけでありまして、そういう中で、我々

としてはできるだけ早いうちに、今回の場合には、時間を定めて、要するにそうした適正な水準に銀行の株式保有の水準を引き下げたい、こういうことでありまして、そういう意味で、急いでいる、時間的要素があるんだということを御理解いただきたいと思ひます。

○植田委員 要するに、急いでもすねんということなんです。非常にわかりやすいお話ですけれども。

そこで、規制のあり方について、この間いろいろと議論があつたと思ひます。議事録の要旨とか見ていまして、かなり百家争鳴の感があつたように思ひますけれども、それこそ全面禁止したらええやないかということから、そんな制限は要らぬのと違うかということまでかなり交錯しておつたんですけれども、その辺の議論、具体的に、代表的な議論はこういうことがあつて、そして今、急いでいるとおっしゃいましたけれども、そこに帰着したのがどういふ判断によるものなのかというところをお聞かせいただけますか。

○原口政府参考人 この株式保有制限に関して金融審議会ではいろいろ御議論いただいたわけですが、肯定的な意見としては、銀行が適切なリスク管理の観点からも株式保有し過ぎているのは事実であり、また、持ち合い解消が今後も続く保証はないので、法律で銀行の株式保有に一定のルールを設けることにより、銀行が進めようとしていた持ち合い解消の後押しすべきではないかと、あるいは、株式保有には景気変動の幅を大きくするといったような問題があり、このような性格を有する資産は他にもあるが、銀行の保有額の大きさを考えると、株式保有制限については特に対応が必要ではないかといったような御議論がございましたし、一方、否定的な意見としては、最近の銀行の株式売却傾向は今後も続くと思はれる上、銀行の株式売却による株価水準への影響は限定的であると考えられることから、銀行の株式保有制限を設けることなく各銀行の自主的な経営判断にゆだねてよいのではないかとというような

ものがあつたと思ひます。

審議会におきましては、そういったさまざまな意見を踏まえて議論を尽くしていただいた上で、六月二十六日の報告において、「その保有する株式総額を早急に引き下げるための明確な措置として、銀行の自己資本を超える株式の保有を禁止する上限規制も是認できる」といった結論をいただいたわけでごいます。

○植田委員 幾つかの意見を御紹介いただきましたけれども、必ずしも制限ということについて否定的でなかつたにせよ、株だけの一律制限というのはおかしいのと違うか、やはり債券や貸し出しを含めた総合的なリスク管理が不可欠なのと違うかという意見、かなりあつたと思ひます。そうした御意見を抑えながら、今回の制限を決めたという理由はどこにあるんだろうか。

そこで、やはり取得機構の設立というものがまず先にあつて、その理由づけをするためにやはり制限が必要だという、ずっと話をお伺いしていると、私、そんなうがった見方をしてるのだからかなと思うわけなんです、その理由について改めてお伺いいたします。

○村田副大臣 確かに金融審議会の部会でもいろいろな意見があつたことは事実であります。繰り返しになりますけれども、委員の方は、今ある既存のシステムで十分ではないか、こういう御指摘もありましたけれども、さはさりながら、銀行の持っている株式によります、株式所有によりますリスクのマグネチュードが非常に大きいということによりまして、早期にそうした状態から脱却したい、そういう意味で今回の措置を御提案させていただくことになりましたということです。

○植田委員 リスクのマグネチュードが大きいというのはいかなる判断なのかという、御説明として、はい、わかりましたというふうにちよつと言いがたいところでごいます。私、余りぎやあぎやあ言わない方ですので、怒りませんけれども、非常に抽象的ではないですか。

具体的に、現行の、さつきも質問しましたけれ

ども、例えば時価会計の導入で含み損益の開示であるとか早期は正措置等設けられている。要するに、それだけでは対処できないというのであれば、それに対処できない理由が那边にあって、当然ここで保有制限という一つの対応策が導出される必然的な根拠というものがリスクのマグニチュードと言われても、はい、そうですかとちよつと。もちよつと詳しく教えていただかないことにはちよつと理解しかねると思いますので、その辺、ちよつと丁寧に御教示いただけますか。

○柳澤国務大臣 先ほど来大変緻密な質問の積み重ねをいただいたので敬意を表するわけですが、リスクのマグニチュードが違ふというのは、このごろ、リスクを数学的というか確率的にはかる手法が金融工学の中で大変発達しているようでして、私も詳しいことまでは到底消化できないのですけれども、バリュエーション・リスクという觀念がありまして、そういうところからリスクウエートを導き出してくる、こういう手法があるわけでございます。

株式という資産の場合は、このリスクウエートを非常に大きくとらないといけないのだ、リスクが現実化してこうむる損失をカバーし得ないのだ、こういうのがありまして、これが自己資本比率の分母なのでございます。貸し出したたら一でいいわけですけども、株式という資産の場合には一・五とかあるいはもつととつともない数字を倍率として掛けなければいけないというような、そういう動向があるわけですね。

いきなりそういうものが出現するかといえば、それは各国ともに、そんなことを言ってもというやうなことで、いろいろな揺り戻しがあつて議論が紛糾していますから、そういうものがいきなり現実化するといふふうには見なくてよろしいかとも思ふのですが、少なくとも、そういう議論が進んでいるといふやうなことがバーゼルの銀行監督委員会の中にありまして、そういうものに、すこいリスクウエートを掛けられるといふやうな資産についてはやはりかなり縮減を図つておくといふ

ことが必要なのではないか、それも早急に必要なのではないかというのが今村田副大臣の言われたことでございます。

○植田委員 保有制限が必要だという理由、根拠をどんなに深く聞けば聞くほど、それはそれで非常に私もよくわかりますが、それだったら、そういう保有制限を設けて銀行が健全にやりなさいといふことで、何で取得機構なんだという、要するに、取得機構が必要な理由からどんなに離れていくやうな気がするのですが、きょう全部聞けるかどうかわかりませんので、取得機構にかかわつては後でお伺いします。

ちよつと観点を變えて、疑問をちよつと呈させていただきますと、実際、これからの、雇用の創出に当たつた新産業の育成というのは当然大きな課題です。ですから、ベンチャー企業育成というもの、その重要性を考えたときに、そうした育成に果たし得る銀行の役割というものも考慮することは当然至当なことだと思ふわけですが、そんなときに言つてみれば総量規制みたいなことをやつて、銀行が新たな株式投資を困難にするやうな条件をわざとつくることがあるのだからという観点からでもやや疑問符がつくのですが、その点はいかがでございますか。

○原口政府参考人 先生の御指摘の点につきまして、先ほどの報告におきまして、金融審議会六月の報告におきましても、株式保有制限のベンチャー企業への影響を勘案して、「ベンチャー企業の株式等については、政策目的を考慮した上で、その取り扱いを決めることが必要である」という提言をいたしております。これを踏まえまして、今回の株式保有制限におきましては、未公開企業の株式につきましては対象外とすることとを予定しておりますので、そういう意味では、銀行によるベンチャー企業への投資に支障を生ずるということはないと考えております。

○植田委員 いずれにいたしましても、私がずっと申し上げてきましたのは、要するに、銀行自身が必要にリスク管理をすればいいではないかといふ

うことなのです。

というのは、例えばアメリカを含めた国際的な潮流から見ても、銀行の規制はあると聞いておりますけれども、それは一方でビジネスモデルの多様化は認めているのだけれども、一方で銀行自身の自己管理、自主管理という面をやはり重視しよう、そういうのがこの間の潮流だろうと私なりに素朴に理解をしているわけなんです。そういう流れを考えたときに、どうもそれには逆行しているのではないかなという、またこれ、ささやかな疑問でございますが、その点はいかがでしようか。

いかぬという話にやはりいつてしまふわけですね。実際、ほつておいたつて、今の実績でいけばいくわけでしょう。なのに、何でわざわざこんな保有制限を設けたのだというのがぐるぐる回つてくるやうな質問をしているやうですけれども、答弁もぐるぐる回つてくるやうな感じがするのです。

○原口政府参考人 おっしゃるやうに、きめ細かくリスク管理をしていくことは当然必要でございますけれども、当面、株式につきましても、その手法等も必ずしも国際的にも議論がまだ収れんをしていない。しかし、一方で、日本の銀行の持つ株式の量でありますとか、先ほど副大臣からマグニチュードという言葉を使わせていただきましたけれども、その影響度が非常に大きい。当面とり得る措置として、今回御提案しているやうな保有制限のやり方を考えているということでございます。

○植田委員 いろいろな意見も銀行界にもあるやうですから、例えば合理性のある持ち合いがあるから、一律で制限を課すこと自体は行き過ぎと違ふのかという声もちらほらと聞かれますけれども、実際にこのところずっと、冒頭申し上げましたやうに、そうした持ち合いの売却の傾向といふものは、特に規制を設けるとか設けないにかかわらず、それこそお急ぎになつてると先ほどおっしゃいましたけれども、そのお急ぎになつて

要は、私自身は、実際、そういう株式の保有制限の問題といつたつて、それは資金調達であるとか資産運用全体の中でとらえるべき問題であつて、例えば、国債とか株式とかいふ形で資産運用の一部を抽出して、規制を設ける設けない、そういう話自体は疑問なんです。

いるといふのはどれくらい年数かわかりませんが、ここ数年くらい見渡してみれば、そんなにその傾向は変わらないのと違ふか。そうならば基本的に、仮にこいう制限を設けようが設けまいが、市場に出して売れるものはみんな市場で、そんな余計な負担をせぬでも市場で売れるわけですね。やはりそうならば、売れ残りのジョーカー、ばばをどこかに何とか引き取つてもらわなければ

そのことと、例えば、不良債権の処理がしんどい、その困難性にたつて、また自己資本の脆弱

性にしたって、それはやはり、つまるところは今の日本の銀行業の収益性の低さというところに問題があるんじゃないやろかと。そうなれば、ほんまに銀行の健全性であるとか、あるときに、そういう公共性とかなんとかというのを答弁の素材にお使いになるのではなくて、ほんまに与信機能の維持とか健全性というものを考える必要があるということであれば、もうちょっと本質的な、いわゆる銀行業の収益性をどう回復させていくのかという、やや大きな話をきちんとまず論じることが先決なのではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○村田副大臣 おっしゃるとおりでありまして、不良資産の処理を進めるにいたしまして、やはり銀行がその収益率を向上させていく、そのために新しいビジネスモデルを構築していかなければならない、そういう地点に今金融業が立っているというところは御指摘のとおりだと思います。

○植田委員 だから、むしろそちらの方を先に議論すべきじゃないかということではございまして、もし御指摘のとおりということであれば、そっちが先と違いますがということではございまして、今回の法案が先なのかという、もう出てしまっているから言うたかという点についてはやはりきませんが、こういう場でその点についてはやはりきちんと論じさせていただきたいと思えます。

そこで、きょうの最後になりますが、金融市場への影響にかかわって何点かお伺いしたいんです。

実際、銀行の株式保有を制限した場合、当然売らなかんわけですから、では一体だれが銀行にかわってその株式を保有することになるのかということですが、実際、個人投資家、機関投資家ということとよりあえず考えた場合、この点は、保有制限をするというのであれば、まず、個人投資家なりがやはり株式市場に参入しやすいという仕組みというものもつくってやることも必要になってくるんじゃないだろうかと思うわけです。

これは機関投資家による株式投資でも言えるわけですが、これも直接金融と間接金融との、直接金融へのシフトという観点から、そういう意味で、条件整備というものがやらぬことには一体だれが買うんですかということで、売れる株は売りに出てみんな買っちゃうでしようけれども、恐らくばあるから何かしらえはるということですから、全部売れるんだつたらこしえらえる必要ないわけですね。一体だれが買うのかといったときに、買っ側の条件整備というのが必要なんじゃないのかな、そういうふう思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○村田副大臣 委員が御指摘されるように、根本的な問題の解決、こういう意味で、我が国の資本市場を活性化させる、充実させるということ、我々も、間接金融から直接金融という流れも促進させよう、こういうふう思っているわけですが、一つは、ブレイヤーについての厚みをもっと持たせる、こういう意味で、個人投資家とともに機関投資家も十分活躍できる場を、そのインフラの整備をしようと思えます。

そういう観点から、今回、金融庁といたしましても、八月の八日に証券市場の構造改革プログラムを公表いたしました、例えば、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備、あるいは、ETFについての御議論もありましたけれども、個人投資家にとりやすい商品としての投資信託を魅力あるものにしていく措置とか、あるいは税制改革、これもお願いをしてきたところでもありますし、なおかつ投資家、投資教育というものを国民全般に広げていく、こういう四つの柱で証券改革プログラムというものをうたい上げたいと考えています。

こういう措置とも相まちまして、要するに、今おっしゃったような根本的なところで、受け入れ、証券市場の方が銀行が持っている過大な株式をばらしていく過程でもって受け皿になる、そういう環境も整えていきたい、こういうふう考えています。

るわけです。

○植田委員 私は、今は保有制限を了として、そういうことをどうせやるならやらないと言っているわけではないんですが、いずれにいたしましても、そういうこと、今おっしゃられたことに限って言えばそれは了とできる話なのかと思つて伺つておりましたが、保有制限をやるからその基盤整備をやつて下さいという意味で私は今の質問をしたわけでは決してないのでございします。

ちようど時間が参りましたので、ちようど法律の大体うまく半分終わりましたので、次回、取得機構の方についてお伺いしたいと思います。レクは昨晩済んでおりますので、結構でございます。以上でございます。終わります。

○山口委員長 次回は、来る二十九日月曜日午後零時三十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時八分散会

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

案 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

目次	
第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 銀行等による株式等の保有の制限(第三条・第四条)	
第三章 銀行等保有株式取得機構	
第一節 総則(第五条・第十条)	
第二節 会員(第十一条・第十二条)	
第三節 設立(第十三条・第十八条)	
第四節 管理(第十九条・第二十八条)	
第五節 総会(第二十九条・第三十三条)	
第六節 業務(第三十四条・第四十条)	
第七節 拠出金等(第四十一条・第四十三条)	
第八節 財務及び会計(第四十四条・第五十条)	
三 条	

第九節 監督(第五十四条・第五十六条)	
第十節 解散(第五十七条)	
第十一節 雑則(第五十八条・第六十条)	
第四章 雑則(第六十一条・第六十二条)	
第五章 罰則(第六十三条・第六十八条)	
附則	
第一章 総則	

(目的)
第一条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 全国を地区とする信用金庫連合会

第二章 銀行等による株式等の保有の制限
(銀行等による株式等の保有の制限)
第三条 銀行等及びその子会社等(子会社その他の当該銀行等と主務省令(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については内閣府令・農林水産省令。以下この項及び次条において同じ。)で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この項及び次条において同じ。)は、当分の間、株式(主務省令で定めるものを除く。)その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの(以下この項及び次条において「株式等」という。)については、主務省令で定めるところにより合算して、当該銀行等及びその子会社等に係る自己資本に相当する額として主務省令で定

めるところにより計算した額(次項において「株式等保有限度額」という。)を超える額の株式等を保有してはならない。

2 銀行等及びその子会社等は、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ主務大臣(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣総理大臣、同条第三号に掲げる者については農林水産大臣及び内閣総理大臣。第四項において同じ。)の承認を得て、株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる。

3 外国銀行支店(銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下この項において同じ。)に対し前二項の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対する前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

4 主務大臣は、第二項の承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 前項の条件は、承認の趣旨に照らして、又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

6 第一項、第二項及び前二項の規定は、銀行持株会社(銀行法第二十一条に規定する銀行持株会社をいう。)及び長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務省令への委任)

第四条 前条第三項から第五項までに定めるもののほか、同条第一項に規定する株式等の評価の方法その他同項、同条第二項及び第六項の規定の適用に必要事項は、主務省令で定める。

第三章 銀行等保有株式取得機構

第一節 総則

(目的)

第五条 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号 平成十三年十月二十六日

という。)は、銀行等による株式等の保有の制限の実施に伴い、銀行等の保有する株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による株式の処分の円滑を図ることを目的とする。

(法人格)

第六条 機構は、法人とする。

(数)

第七条 機構は、一を限り、設立されるものとす

(名称)

第八条 機構は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 会員

(会員の資格)

第十一条 機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限り。

(脱退)

第十二条 会員は、定款の定めるところにより、機構の承認を受けて脱退することができる。

2 前項の場合のほか、次の各号に掲げる会員は、当該各号に定める事由によつて脱退する。

一 第二条第一号に掲げる者 銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効

二 第二条第二号に掲げる者 長期信用銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効

三 第二条第三号に掲げる者 解散

四 第二条第四号に掲げる者 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条の免許の取消し又は失効

3 会員は、機構を脱退した場合においても、第四十一条第一項若しくは第三項に規定する拠出金又は第四十二条に規定する手数料で未納のものがあるときは、これを納付する義務を負う。

第三節 設立

(発起人)

第十三条 機構を設立するには、その会員になろうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第十四条 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これらを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務規程の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができ。

4 第二項の創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た銀行等及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

5 機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第三十一条の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

6 第三十二条第二項本文の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。

7 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

(設立の認可申請)

第十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の名及び会員の名称

2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(設立の認可)

第十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令の規定に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二十三条各号のいずれかに該当する者がいないこと。

四 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十七条 前条第二項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の時期等)

第十八条 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅

滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届けなければならない。

第四節 管理

(定款)

第十九条 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員に関する事項

五 役員に関する事項

六 運営委員会に関する事項

七 総会に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 拠出金に関する事項

十 財務及び会計に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。

一 一定の期日（機構の設立の日後十年を経過する日までの日に限る。）の到来

二 平成十八年十月一日以後において、買い取った株式（これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。）をすべて処分したこと。

3 機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(役員及び業務の決定)

第二十条 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 機構の業務は、定款に別段の定めがあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもって決する。

(役員の職務及び権限)

第二十一条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任免及び任期)

第二十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員の選任及び解任は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事由)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 機構が第五十六条の規定により設立の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者で、その取消しの日から起算して三年を経過していないもの

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

四 この法律、銀行法、長期信用銀行法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、信用金庫法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）

の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(監事の兼職禁止)

第二十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が機構を代表する。

(運営委員会)

第二十六条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 委員会は、委員五人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

5 委員会の委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(役員等の秘密保持義務等)

第二十七条 機構の役員若しくは職員、委員会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の公務員たる性質)

第二十八条 機構の役員及び職員並びに委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 総会

(総会の招集)

第二十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(指名職員の会議への出席)

第三十条 内閣総理大臣及び財務大臣は、当該職員をして総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(総会の議決事項)

第三十一条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算及び資金計画の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 解散
- 六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第三十二条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

3 議長は、定款で定めるところによる。

(総会に関する民法の準用)

第三十三条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、機構の総会について準用する。

第六節 業務

(業務)

第三十四条 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、証券取引法（昭和二十三年法律第

二十五号)第二十八條の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行う。

一 会員の保有する株式の買取り並びに当該買取りの株式の管理及び処分

二 会員の保有する株式の売付けの媒介

三 第四十一条第一項及び第三項に規定する拠出金並びに第四十二条に規定する手数料の収納及び管理

四 前三号の業務に附帯する業務

2 前項第一号及び第二号に規定する会員の保有する株式には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する株式を含まないものとする。

(業務の委託)

第三十五条 機構は、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。第三十九条において同じ。)その他内閣府令・財務省令で定める者に対し、その業務の一部を委託することができる。

(業務規程)

第三十六条 機構の業務規程には、株式の買取り、管理及び処分に関する事項その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 機構は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、業務規程が機構の業務の適正かつ確実な運営をする上で不適当なものとなったと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機構の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(株式の買取り等)

第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り及び同項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成十八年九月三十日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(機構が買取り取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が証券取引法第二十四条に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることを満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(株式の処分)

第三十九条 機構は、買取り取った株式を処分したとき(第三十五条の規定により信託会社に買取り取った株式の管理を委託した場合にあつては、当該信託会社が当該株式を処分したとき)は、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、当該処分に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(商法の特例)

第四十条 機構が買取り取った市場価格のある株式を発行する会社が、当該株式を機構から買取り受ける場合において、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条第一項の決議をするときは、同条第五項、第六項後段及び第七項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、同項の決議については、機構は、議決権を行使することができる。

3 第一項の場合においては、同項の決議については、機構が有する議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入しない。

第七節 拠出金等

(拠出金の納付)

第四十一条 機構の会員は、第四十八条第一項第一号に掲げる業務に要する費用(同条第二項の規定により同項に規定する一般勘定において経理される経費を含む。)に充てるため、業務規程の定めるところにより、機構に対し、拠出金(以下「当初拠出金」という。)を納付しなければならない。

2 当初拠出金の総額は、百億円を下回つてはならない。

3 特別株式買取りの申込みをした会員は、機構が当該申込みに応じて株式を買取り取った場合には、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、業務規程の定めるところにより、当該株式の買取り価額に百分の八を乗じて得た金額を、機構に対し、拠出金(以下「売却時拠出金」という。)として納付しなければならない。

4 機構は、当初拠出金及び売却時拠出金を返還してはならない。

(手数料)

第四十二条 機構は、株式を買取り取った場合においては、当該株式の買取りの申込みをした会員から、業務規程の定めるところにより、手数料を徴収することができる。会員の保有する株式の売付けの媒介をした場合においても、同様とする。

(延滞金)

第四十三条 会員は、当初拠出金若しくは売却時拠出金又は手数料を業務規程の定める納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の当初拠出金若しくは売却時拠出金又は手数料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第八節 財務及び会計

(事業年度)

第四十四条 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(予算等)

第四十五条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。)

(財務諸表等の承認等)

第四十六条 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等を同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第四十七条 機構は、毎事業年度、前条第二項の通常総会の承認を受けた財務諸表等を、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を内閣

総理大臣及び財務大臣に提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、附属明細書及び前項の監事の意見書を、機構の事務所に備え置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第四十八条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第一項各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

二 次に掲げる業務

イ 特別株式買取り並びに当該買取った株式の管理及び処分

ロ 売却時提出金及び第四十二条に規定する手数料(特別株式買取りに係るものに限る。)の収納及び管理

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

(特別勘定の廃止)

第四十九条 機構は、平成十八年十月一日以後において、特別株式買取りとして買い取った株式をすべて処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止したときは、当該特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債券)

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は銀行等保有株式取得機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

6 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第五十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は同項の債券に係る債務(第四十八條第一項第二号に掲げる業務に係るものに限る。)の保証をすることができる。

第五十二条 機構の業務上の余裕金は、次の方法により運用しなければならない。

一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有

二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他内閣府令・財務省令で定める方法

(内閣府令・財務省令への委任)

第五十三条 第四十四条から前条までに規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第九節 監督

第五十四条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構の役員が、この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款若しくは業務規程に違反する行為をしたときは、機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

この場合において、機構が総会の議決を経て当該役員を解任したときは、その解任は、第二十二條第二項の規定にかかわらず、総会の議決があつたときにその効力を生ずるものとする。

(報告及び立入検査)

第五十五条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(設立の認可の取消)

第五十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六條第二項の設立の認可を取り消すことができる。

一 この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。

二 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

第十節 解散

第五十七条 機構は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定める解散事由の発生

二 総会の決議

三 第十六條第二項の設立の認可の取消

2 前項第二号に掲げる事由による解散は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、次に定めるところにより、残余財産(分配限度額以下の部分に限る。以下この項において同じ。)の処分を行うものとする。

一 残余財産の額が当初提出金の総額に相当する額(以下この項において「当初提出金相当額」という。)以下のときは、当該残余財産の額を、機構の各会員脱退した会員を含む。以下この項において同じ。)に対し、その納付した当初提出金の額に応じて分配する。

二 残余財産の額が当初提出金相当額を超え、当初提出金の総額と売却時提出金の総額の合計額に相当する額(以下この項において「提出金相当額」という。)以下のときは、当該残余財産のうち、当初提出金相当額を前号の

規定により、残余の額を売却時提出金を納付した機構の各会員（以下この項において「売却会員」という。）に対しその納付した売却時提出金の額に同じ、それぞれ分配する。

三 残余財産の額が提出金相当額を超え、提出金相当額に当初提出金相当額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあっては、当該利益の額の二倍に相当する額を加えた額。次号において同じ。）を加えた額以下るときは、当該残余財産のうち、提出金相当額を前号の規定により、残余の額を機構の各会員に対しその納付した当初提出金の額に同じ、それぞれ分配する。

四 残余財産の額が提出金相当額に当初提出金相当額を加えた額を超えるときは、当該残余財産のうち、提出金相当額に当初提出金相当額を加えた額を前号の規定により、残余の額を売却会員に対しその納付した売却時提出金の額に同じ、それぞれ分配する。

四 残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。

五 前二項の分配限度額とは、当初提出金の総額と売却時提出金の総額の合計額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあっては当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合にあっては当該損失の額を控除した額）の二倍に相当する額をいう。

六 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

七 第三項、第四項及び前項に定めるもののほか、機構の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第十一節 雑則 (課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二十条第四号に規定する青色申告書をいう。第三項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二十条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「五年以内に開始した」とあるのは「に開始した」として、同項の規定を適用する。

二 前項の規定の適用がある場合における特例欠損金額で当該事業年度において生じたものに係る更正（法人税法第二十条第四十三号に規定する更正をいう。）については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六条の第十三項第四項の規定を準用する。

三 第一項の規定は、機構の特例欠損金額が生じた事業年度について当該特例欠損金額の計算に関する明細書を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二十条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

四 機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法第六十六条の第十四第一項の規定の適用については、同項中「及び第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額」とあるのは、「第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第 号）第五十八条第一項に規定する特例欠損金額」とする。

五 機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第三項の規定の適用については、これらの規定中「五年以内に開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」と、「同法

第五十七条又は」とあるのは「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第 号）第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条の規定又は同法」とする。

六 前各項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（認可等の条件）

第五十九条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定による認可又は承認（次項及び次条において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

（内閣府令・財務省令への委任）

第六十条 この章に定めるもののほか、認可等に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第四章 雑則 (権限の委任)

第六十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（経過措置）

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第六十三条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

二 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十五条 発起人又は機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項又は第四十七条第三項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二 創立総会又は総会に対し不実の申立てを行い、又は事実を隠蔽したとき。

第六十六条 機構の役員が、第三十六条第三項又は第五十四条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第四十七条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

第六十八号 第八号第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は平成十六年九月三十日から、附則第六号の規定は銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の施行の日から施行する。

(銀行等の株式等の保有の制限に関する経過措置)

第二条 第三条の規定は、平成十三年三月三十一日（次項において「基準日」という。）における株式等（同条第一項に規定する株式等）をいう。

以下この項及び次項において同じ。）の保有額がその株式等保有限度額（同条第一項に規定する株式等保有限度額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に政令で定める数を乗じた金額以上の額である銀行等（同条第六項に規定する銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）及びその子会社等（同条第一項に規定する子会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の株式等の保有については、当該銀行等及びその子会社等が、その株式等の保有額を平成十六年九月三十日までの間にその株式等保有限度額を超えない額とすることとすれば当該銀行等及びその子会社等の業務の適正な運営を損なうおそれがある場合その他のやむを得ない理由があるものとして、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日（次項において「承認期限日」という。）までに主務大臣（同条第二項に規定する主務大臣をいう。次項において同じ。）の承認を受けたときは、平成十七年九月二十九日までの間は、適用しない。

2 前項の承認を受けた銀行等及びその子会社等のうち、基準日における株式等の保有額がその株式等保有限度額に政令で定める数を乗じた金額以上の額である銀行等及びその子会社等であつて、その株式等の保有額を平成十七年九月三十日までの間にその株式等保有限度額を超えないこととすれば当該銀行等及びその子会社等の業務の適正な運営を損なうおそれがあるものとして承認期限日までに主務大臣の承認を受けた者に係る平成十七年九月三十日から平成十八年九月二十九日までの間における第三条の規定の適用については、同条第一項中「計算した額」とあるのは、「計算した額に政令で定める数を乗じた金額」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令（第三条第一項に規定する主務省令をいう。）で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(金融庁設置法の一部改正)

第四条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

2 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

(財務省設置法の一部改正)

第五条 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 財務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

(銀行法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 銀行法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十二号の次に次の一条を加える。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第二十二号の二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第二条第十一項」を「第一条第十三項」に改める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分円滑を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年十一月八日印刷

平成十三年十一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P